

第百三十四回 参議院宗教法人等に関する特別委員会會議録第四号

平成七年十一月二十八日(火曜日) 午前十時一分開会

委員の異動

十一月二十七日

阿部 幸代君

補欠選任 橋本 教君

十一月二十八日

大森 礼子君

補欠選任 益田 洋介君

峰崎 直樹君

伊藤 基隆君

出席者は左のとおり。

委員長 佐々木 満君

理事 尾辻 秀久君

関根 則之君

松浦 功君

白浜 一良君

平井 卓志君

湖上 貞雄君

有働 正治君

委員 上杉 光弘君

岡部 三郎君

鎌田 要人君

久世 公亮君

倉田 寛之君

小山 孝雄君

下稻葉耕吉君

中島 眞人君

榑崎 泰昌君

服部三男雄君

保坂 三蔵君

村上 正邦君

國務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君

通商産業大臣 橋本龍太郎君

法務大臣 宮澤 弘君

外務大臣 河野 洋平君

大蔵大臣 武村 正義君

文部大臣 島村 宜伸君

厚生大臣 森井 忠良君

農林水産大臣 野呂田芳成君

運輸大臣 平沼 赳夫君

郵政大臣 井上 一成君

労働大臣 青木 新次君

建設大臣 森 喜朗君

自治大臣 深谷 隆司君

国家公安委員 野坂 浩賢君

(内閣官房長官) 中山 正暉君

(総務庁長官) 野坂 浩賢君

(総務庁長官) 中山 正暉君

政府委員

内閣法制局長官 大出 鮎郎君

内閣法制局第二部長 秋山 收君

警察庁長官官房総務審議官 山本 博一君

警察庁生活安全局長 中田 恒夫君

警察庁刑事局長 野田 健君

警察庁警備局長 杉田 和博君

総務庁行政管理局長 陶山 晴君

防衛庁参事官 澤 宏紀君

防衛庁参事官 別府 信宏君

防衛施設庁建設部長 田中 幹雄君

経済企画庁国民生活局長 坂本 導聰君

法務省民事局長 濱崎 恭生君

法務省刑事局長 則定 衛君

公安調査庁長官 杉原 弘泰君

外務大臣官房長官 池田 維君

外務省総合外交政策局長 川島 裕君

外務省アジア局長 加藤 良三君

外務省北米局長 折田 正樹君

外務省条約局長 林 陽君

大蔵省主税局長 薄井 信明君

大蔵省国際金融局長 神原 英資君

国税庁次長 若林 勝三君

文部大臣官房長官 佐藤 禎一君

文部大臣官房総務審議官 辻村 哲夫君

文部省初等中等教育局長 井上 孝美君

文部省高等教育局長 吉田 茂君

文部省学術国際局長 林田 英樹君

文化庁次長 小野 元之君

農林水産大臣官房長官 高木 勇樹君

中小企業庁次長 橋田 勝彦君

郵政大臣官房審議官 品川 萬里君

労働大臣官房長官 渡邊 信君

建設大臣官房長官 伴 襄君

建設省住宅局長 梅野捷一郎君

自治大臣官房総務審議官 湊 和夫君

自治省行政局長 松本 英昭君

自治省行政局選挙部長 谷合 靖夫君

自治省税務局長 佐野 徹治君

事務局側 青柳 徹君

常任委員会専門員

本日の會議に付した案件 ○宗教法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐々木満君) ただいまから宗教法人等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨二十七日、阿部幸代君が委員を辞任され、その補欠として橋本敦君が選任されました。

また、本日、大森礼子君が委員を辞任され、その補欠として益田洋介君が選任されました。

○委員長(佐々木満君) 宗教法人法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

○白浜一良君 私、きょうまず最初に取り上げたいことは、昨日から参議院におきまして本委員会でおきまして、特に自民党の皆さんの質疑の中で、いわゆる参考人招致に焦点を当てた質問をされている。それはまあどういふ審議をされようかと御自由でございますが、私は審議を聞いておりまして、必然性を感じません。必然性を感じません。非常に無理な、意図的な展開があるということを感じるのでございまして、例えば、きょうは一つだけそのことを例示したいと思っております。

きのう、関根さんが随分SGIの話がされました。そして、いわゆる一九八八年の海外渡航に関する書類を通して言われましたが、私もその書類を見せていただいたんです。外務省の便宜供与という問題を取り上げていらっしゃるんですが、ところが、肝心なことを意図的に外しているんですね。大使館の皆さんに何かエージェンツみたいなことを頼んでいるというふうな、そういうことを言っているんですが、そういう事実はないんです。

例えば、ホテルの依頼とか車両の使用、こういうことをしてはいけないと言っているんですよ。私はその書類を見ました。わざわざこの書類の中にも丁寧に「ホテル・車両等の手配については、当方で一切行います。」と、わざわざ誤解を招かないようにこのように明記されているんです。

同じ書類を持っていながら、この部分をカットして、そういうことがあること自身が便宜供与なんだというふうな展開をされているわけですよ。だから、(発言する者多し)もう黙っていなさいよ、私が質問しているんだから。あなたの質問が意図的だから私は言っているんです。何言っているんだ。

だから、総理、きのう使用されたこの書類は一九八八年です。それで、きのうの答弁では、五年以前は資料がないと、こうおっしゃいました。そうしたら、外務省に伺いますが、この五年間でそういうホテルを依頼したり車両を依頼したような事実がございますか。はっきり言ってください。

○政府委員(池田雅君) お答えを申し上げます。昨日、この委員会で御審議がございまして、外務省が行った便宜供与の内容について、過去五年間の実態について至急調べようという、そういう御要望がございました。私も伺いたしましては、その御要望を踏まえまして、目下鋭意調べている最中でございます。

したがって、結果が判明いたしましたら、ただいまの御質問に対してもお答えを申し上げます。ただいまの御質問に対してもお答えを申し上げます。○白浜一良君 いや、海外に交流で行かれる場合にこういう御案内されているわけですね。少なくともその書類の中には、この五年間で、資料はあるはずですから、ホテルとか車両を頼んだこととはありますかと具体的に言っているんです。調べているのはわかりますけれども、このぐらいわかるでしょう、言ってください。

○政府委員(池田雅君) ただいま申し上げましたとおりでございます。御指摘の御質問につきましても、その点も踏まえまして調べてまいりたいと思っております。
○白浜一良君 これ調べて、すべてを公にされたら私はいいと思えますが、ないんです。ないんです。そんなことを依頼された……(そんなことを聞くなよ)と呼ぶ者あり) いや、あなたが意図的に

的にこういう部分を、わざわざホテルとか車両は要らない、これは当たり前でございますが、丁寧に明記されている。そこを抜いて意図的に、何か特別に便宜供与を受けているような言い方をされるから、私はこの問題をまず冒頭に取り上げたいんです。

だから、昨日のあなたの議論の展開というのは、おおよそそういう参考人招致なんているのは必然性に当たらないということをおっしゃいます。明確に言っておきたいと思っております。

それから次に、今回のこの宗教法人法の改正案につきましまして、今この宗教法人法の改正案につきまして、私どもの立場は、きょうはテレビ中継を通して国民の皆様がごらんになっているわけでございます。それは、私は明確に申し上げたいと思っております。オウム事件のような、ああいう事件が起こってしまつたわけでございます。ですから、ああいうテロ行為、いわゆる宗教団体、あつてはならない。そのために、こういう再犯防止はどうするか、またそういう再発をどうして防止するか、ということが国民の一番の関心事なんです。だから、私もこの点にしましては全力で取り組んでいくべきだという立場であることは、これは明快なんです。

ですから、後でいろいろまた述べたいと思えますが、破防法の適用を含めて、やはり厳しい態度でこれは取り組んでいかなきゃならない、こういうことで私も基本的立場があるわけでございます。
そして、今回の宗教法人法の改正は、そういう意味ではいかにもオウムのような事件の再発を防止しなきゃならないという建前ではつくられておりますが、しかし実際にはオウムのような事件の再発防止には役に立たない、そのための目的ではないんだ。オウム事件がきっかけなんだと総理は何回もおっしゃっております。そうであるならば、今日の宗教法人というものはどうあるべきか、こういうことであれば、それは幅広く時間をかけて

その議論をすべきじゃないかというのが私たちの立場なんです。
何か十五人の審議会の委員がいらつしゃって七人が反対されている、これ一つ見てもまともでない、まともでないのになぜ無理してそういう法律をつくられるのかな。これは国民の皆さんだけが見てわかることなんです。

ただ、国民の目から見れば何か宗教法人法を改正すればオウムのような事件の再発防止、再犯防止につながるんじゃないかという、そういう期待を持っているから、それを一緒にされているから改正すべきだという意見が強く出ているわけでございます。しかし……(発言する者あり)黙っていてね、黙っていてね。だから、私は、私どもの基本的立場はそういうことであるというところをまず明確に申し上げておきたいと思っております。

そこで、まず取り上げたいのは、政府もこのオウム事件に関してもっと真剣に取り組むべきじゃないか。何かそういう誠意が感じられないという点をまず冒頭にいろいろ指摘したいと思うんです。
それは、総理も御存じだと思いますが、アメリカの上院でオウムの公聴会が行われましたね。証言リストも含めてすごいレポートが出ています。証言リストも含めてすごいレポートが出ています。

○国務大臣(河野洋平君) アメリカの上院政府活動委員会調査常任小委員会におきまして、化学、生物、核などの大量破壊兵器の拡散に対する懸念から、オウム真理教を一つのケーススタディーとして取り上げるとの趣旨のもとで、オウム真理教のこれまでの活動、あるいは外国での活動などについて調査の結果を報告書として取りまとめた上で、十月三十一日及び十一月一日、二日間にわたって公聴会を開催いたしております。ただし、同委員会において本件についてその後議論がなされたとは承知しておりません。
ちなみに、そこで報告されました報告書の概要を申し上げた方がよろしければ申し上げますが。

○白浜一良君 いや、いいです。

○國務大臣(河野洋平君) それでは、結論だけ申し上げますが、その報告書の結論は、オウム真理教の脅威は未知である、まだわからない。どのようにしてあれだけの武器と技術を、それもアメリカの情報機関も気がつかないうちに入手したかというところに大きな問題を我々は感じておる。今後、アメリカの情報機関の活動、政府諸機関の調整、類似事件への対応の強化、大量破壊兵器関連物資の輸出規制の強化、多国間協力などについて検討を行っていくべきである。これが結論でございます。

○白浜一良君 今そういうものがあつたという事実を御報告いただきましたけれども、その中で非常に詳しい調査が出ているんですね。これはどの部局になるか知りませんが、例えばこういう内容の部分があるんですね。「ある筋によると、オウム真理教のメンバーは、彼等の認証を確実のものとするために、複数の地方議員に対して東京都の職員がオウムを認証するよう圧力を掛けさせた。このロビー活動を積極的に行った。」と、これはこのレポートにまともな表現をされているんですね。まともな表現をされているんですか。

これはアメリカですよ。この起こつた日本の政府といえますか皆さん方のお立場で、例えばこの指摘されている事実をどの程度認証もし、対応もされているのか、ちょっと伺います。

○國務大臣(深谷隆司君) アメリカ側の調査の方が日本においてになって警察関係にもさまざまな資料の要望をしたようであります。しかし、捜査の過程でございまして、具体的な事柄については、あるいは出している書類については当然のことながらお出しをしております。

私の知つていられる範囲では、ただいま委員御指摘のその部分まで我々の方から出たということはありません。同時に、あわせて調査員はマスコミ関係その他もろもろを訪ねて調査をしたようにございまして、どこからかそのような話があつたのか

と推定されます。

○白浜一良君 日本で起こつた事件ですよ。それを何か評論家みたいなことを言わんといてくださいよ。それは捜査中だから言えないことはあります。そのぐらいわかつていますよ。だけれども、これだけ国民が不安を覚えた事件です。アメリカはここまで委員会をやつて国民に対して公にしていくわけですよ。日本じゃ何もないじゃないですか。

今のお話を伺つたら、公安委員会というんですか自治省の範囲というんですか、そういう範囲でお渡しした資料の範囲の中にはこういう事実がないと、こうおっしゃつておられるんですね。それじゃ、こういうふうな指摘されたのは、だれかマスコミの人とかいろいろな調査、聞き取りしてレポートをまとめたことだと、そういうことしかおっしゃつていないでしょう。だけれども、こういう事実があるかないかということは大変大事な問題なんです。

そういうことに対しては積極的に、まあ言えることと言えないことがあるのはわかります。捜査中だと、必ずこうおっしゃるから。だけれども、そういうことも含めて全容解明に取り組んでいるんだということは言えますか。

○國務大臣(深谷隆司君) アメリカの公聴会で出された問題の資料について、どういふところからという意味での御質問があなたからありましたから、私は淡々とそれにお答えしただけでござい

そのこととオウム真理教の捜査に全力を尽くしているという我々の姿勢については直接かかわりはない、あなたも御存じのように、わずかな証拠の中で、しかも特別ないわばカルト集団のような宗教集団が証拠隠滅等を行っている中で、今日まで着実に一步一步解決を求めて警察官が全力を挙げて努力をしてきた。このことはぜひ御理解と御協力を賜る意味でこの際申し上げておきたいと思つております。

○白浜一良君 私は、警察の方が頑張つていない

とかそんなことを言っているんじゃないんです。

全力でやつていらつしやる。ただ、こういう事実も含めてやつていらつしやるかということも聞いたものであつて、サボつていらつしやるかとか全力を挙げていないとか、そんなことは私は一つも言つていないですよ。

○國務大臣(深谷隆司君) 言うまでもなく、犯罪捜査は犯罪の要件がある場合に捜査を行うのでございまして、そういう意味ではあらゆる法律に従つて厳正適切に捜査を行つてきたと承知しております。

○白浜一良君 何のことかよくわかりません。これは私は国民の皆さんが聞いて失望すると思つています。

じゃ、もう一つ聞きます。こういうレポートがあるんですよ。

「教団の資金源に、違法な薬物製造がある。この薬物製造については、後段で詳細な説明があるが、教団は多くの科字に熟知した信者を利用して暴力団向けに違法な薬物の製造を行つており、LSDなどの薬物を売却していた。オウムと暴力団との関係の詳細は未だ不明であるが、密接な関係を保持していたことは疑う余地もない。」と、こういうふうなレポートされておるわけでございますが、この御指摘に対してはどのようにお考えになつておられますか。

○國務大臣(深谷隆司君) 具体的な捜査の状況でありますから、刑事局長から答弁させます。

○政府委員(野田健君) オウム真理教が薬物を製造していたという点については間違いないと思つておりますが、それが暴力団の資金源になつておるとか、あるいは暴力団と非常に密接な関係があつてそういうことをしていたという事実に関しては、現在のところ掌握しておりません。

○白浜一良君 捜査の過程だからいろいろ表現しにくいことがあるのもよくわかるんですけども、総理、私は率直に思うことがあるんですよ。

それは、三月二十日ですか、サリン事件が起つて、教団がその犯行に関与したということが

立証されるまではなかなか捜査に踏み切ることは難しい、これもよくわかります。ですから、いろいろな別件逮捕でいろいろ傍証を固めていかれた、そういうこともよくわかります。

しかし、非常に国民の目から見てわかりにくいのは、捜査当局の方から国民向けのいわゆるアピールがないんですね。アピールがないから情報がないんです。だから、ああいう上祐さんというのが重宝がられて、彼は教団の中核メンバーですよ、一方的にアナウンスをテレビとかそういうことを利用してやつておる、そういう問題に私は本

当にもう少し、確かに捜査というのは秘密主義、それはよくわかります。だけれども、もう一方で国民に対する広報とか、もっと安心できるようなシステムをつくらないと、何となく上祐さんというのが出てベチャベチャいことを、もうあることないことべらべらしゃべつて非常に一方的に情宣されておる。それで、つかまつてしまつたら、ああ全部言つたことが間違いだつた。だから、その間国民の意識といふことが不安感といふことが、そういうものを解消する方法が、すべがなかったわけでございます。だから、これは非常に難しい問題かも知れませんが、こういう大きな犯罪の場合、特にそういう国民に対する広報のあり方というものを、それは捜査の秘密主義といふのはよくわかります。だけれども、何かやっぱりアナウンスしなければ国民に対する情報が偏つてしまふということが起り得ると思つておる。また起り得たわけですから、これ、起つたわけですよ。

こういうことに関しまして、総理、御感想はございせんか。

○國務大臣(村山富市君) 今、委員からもお話がございましたように、捜査過程においては守るべき秘密は守つて、そして捜査に支障のないように配慮しなきゃならぬと。したがつて、どこまでその過程で公表をして、そして国民の皆さんに知つてもらふ必要があるかというふうな事柄については適正な立場から行われてきていると思つて

す。ただ、民放がいろいろ報道することについては、これは言論・報道の自由というものがあ

すからとやかく言うべきものでもないと思ひます。そういう意味では、そういう民放の報道と関連をしながら、国民に安心をしていただけるような、そして政府なり警察を信頼してほしいというようなことについてきちっとやってきていると思ひます。思ひますけれども、おのずからそれは限界があると思ひますから、そこらに工夫する必要がある点があるとするならば工夫もしなければならぬと思ひますけれども、しかし私はそれなりに捜査に支障のないような範囲内でやるべきことはきちっとやってきているのではないかと

いうふうに思っております。

○白浜一良君 捜査は捜査なんです。それを私どうこう言っているんじゃないんです。要するに、警察の方からも、政府と言つてもいいんです。何か国民向けにPR、広報をしないとわからないんです。だから、非常に情報が偏つてしまつたというか、民放は民放でやられたらいいんです。それを私どうこう言っているんじゃないんです。別に、そういうことも必要じゃないかということをお私に申し上げているわけだ……（何を言っているのか全くわからないじゃないか）と呼ぶ者あり。わかりませんか、こんな単純なこと。ああそうですかね。（めっちゃくちゃだ）と呼ぶ者あり。いや、そうじゃないんです。要するに、捜査の秘密主義というのがあるけれども、できる範囲で国民の不安を解くためにきちっとした広報をすべきじゃないかということをお言っているだけの話なんです。これは当然じゃないですか。

○国務大臣(宗谷隆司君) 恐らくオウム真理教の捜査の過程で、国民の皆さんがどうなっているのかという立ちがあったという事は私もよく承知しています。しかし、捜査当局というのは、一々それに対して反論を加えたり説明するよ

うな立場ではありませんで、全く陰の力で黙々と捜査を積み重ねて、事件の解明することによつて

て国民の正しい御理解をいただくということを考へて努力をしているわけでありまして、そのところはどうぞ御理解をいただきたいと思ひのであります。

上祐発言について私個人もしばしば怒りを感じましたが、そのことについてそのたびに反論すべき立場ではないと思つております。

○白浜一良君 これ以上議論はやめますが、これだけの大衆社会でございますから、国民に対する広報ということ、いかに警察行政であれ、私は大事であるということだけを言っておきたいと思ひます。

それで、次に申し上げたいのは、これは総理にもう一度確認いたしますが、今回の宗教法人法の改正はオウムの再発防止のためじゃないと、たびたびそういう趣旨の発言をされておりますが、今回の法改正の目的をもう一度言つただけです。

○国務大臣(村山富市君) 今回の宗教法人法の改正がこれだけ議論をされるようになりましてのは、やはりオウム事件が一つの契機になつたということとは間違いないと思ひます。それだけ国民の関心も高まってきたというわけですから間違いないと思ひます。しかし、今度の宗教法人法の改正がオウム事件のようなものを再発防止できるかとい

えば、これは何らかの形で宗教活動全体を把握するといふ意味では私はそれなりの役割はあると思ひます。しかし、この宗教法人法の改正のみによつてこうした再発が防止できるかといへば、それだけでは不可能であるといふふうに言わざるを得ないと思ひます。

○白浜一良君 だから、きつかけであると。宗教法人に対するいろいろ関心が高まった、これだけのののかといふきつかけになつたと、それは私もわかります。

ところが、この国会の議論をいろいろ見てみますと、ここところが非常にごっちゃになつてい

というのがたくさんございまして。

ちよつと具体的に申し上げますが、これは参議院の決算委員会の質疑の中で、例えば山梨県の上九一色村でいろいろ不法な法令違反があった、建築基準法違反とかあった。しかし、県においても、お願いして村から調べに行つても、いやまだ建築中であるとか、これは宗教的行事ですから一切拒否しますと言われたと、こういう例証が一つ

されている。それから、幾県に及んだにしてもその認証した果以外については手が及ばないんだ、東京都で認証しているから山梨県では手が及ばないんだと、こういうある委員の質問に対して、文部大臣は、「私も先生と全く同じ受けとめ方をいたしてお

っております。」と、このようにおっしゃつて。だから、この議論の展開を見ましたら、要するに、宗教法人だから、宗教団体だから一切もうあかん、宗教行事に介入するからあかんと言われるからいけないんだとか、それから認証した具以外

のところではできないんだ、手が及ばないんだ、だからできないんだと、こういう地元山梨県の問題を取り上げていらつしゃいます。そのための法改正ですか、これは。

○国務大臣(島村宣伸君) 宗教法人として認証を得ている法人も十八万四千あるわけです。それはいろいろ宗教法人があります。ただし、一たび認証いたしますと、今備えつけの書類その他についての閲覧権もありませんし、

どういふ御活動をなさつていられるのかからない。これが実態です。しかも、所轄が一つの地方自治体にあるとしますと、他の自治体に何か活動が行われてい

ることを現実に調べるといってもなかなか困難であります。例えば東京都と申しますけれども、宗務関係の担当者

が四名と聞いております。こういう人が、例えば山梨県である、あるいは静岡である、熊本である、これを全部調べる

ことが可能でありましょるか。それだけを担当している人間ではないといふことも含めて、御理解をいただきたい。

○白浜一良君 そうじゃないんです。例えば山梨県で建築基準法違反だと、そういうことがあれば、それは山梨県の職員が調べればいいんじゃないですか。別に東京都の宗務課の職員が調べるんじゃないんです。そんな法令違反を、だから、そこが非常に論理の展開に矛盾があるといふことを言つて

いるんです。だから、要するに、宗教的行事ですから一切拒否しますと言われればだめだといふんです。こういう立場が一つ。それから、県を越えているから手が及ばないんだと、この二つの指摘に対して、文部大臣は、全く同じ受けとめ方をしています。

そうしたら、私は全然関係ないと思ひます。宗教的行事だから一切できません、拒否しますと言われる、そのもの自身がおかしいんです。今回の法改正をした上でこういうことを言われたら、法改正したことによつてこういう教団側の主張を拒否といふか無視できるんですか——いや、そういうことなんです。まあ言つてくださ

い。○国務大臣(島村宣伸君) どうも私の聞き取り方が悪いのかどうか、ちよつと御質問の趣旨がわかりにくいのですが、例えば建築基準法の問題その他は私の担当ではございません。ただし、建築基準法違反であれば医師法違反であれ、そういう個別のことについていわば東京都が云々と、あるいは山梨県なら山梨県が調べればいいとおっしゃいます。実際問題として、いろいろな報道等から得た情報あるいは知識からいたしまして、現実にはオウム真理教の活動を、仮に東京都であれ山梨県であれ把握することは極めて困難な状況にあつたと私は考へてお

ります。○白浜一良君 把握じゃないんです。そういう法令違反があつたら早期にどう取り締まるかといふことが大事なこと

でございまして、それができなかった理由が、一つは宗教行事と言われたら入れないという理由と、もう一つは認証が東京都だつたらそれ以外の他県では手が及ばないんだ

という、そういう状況にございます。

○白浜一良君 それはわかるけれども、プルシヤが落ちていた、オウム真理教に疑義があるということまでどの程度お調べになったんですかということとを私は聞いています。

○政府委員(野田健君) オウム真理教のバッジでありますプルシヤが家に残されていた、そのこと一事をもって、オウム真理教が犯行を企てた、あるいは犯行を行ったということについて断定するわけにはまいらぬと思います。

○白浜一良君 それはわかっています。わかっているけれども、家の中にいろんな証拠物件というか、あるかないか捜査されるわけでしょう。そういう意味では、プルシヤのバッジがあったということは大きな証拠じゃないですか、その証拠に対してどこまで徹底して調べたのかということをお聞きしているんです。

○政府委員(野田健君) プルシヤについては十一月八日に差し押さえ、押収の手段になっておりますけれども、その後、教団で製造状況がどれくらいかとか、あるいは配付状況はどうか、そういうことについて幹部、信者等からの事情聴取等を行っております。

○白浜一良君 幹部から事情聴取したと、でも、これも報道によりますと、プルシヤというバッジは最初は何すごく少なかった、ところが、オウムは追及されるから、何かたくさんあるように偽装されたというふうな報道されているわけですね。幹部に聴取して、いや、うちではございません、ああそうですかと。もっと厳しく追及して、わからなかったんでしょかね。

○政府委員(野田健君) オウムのバッジであるプルシヤでありますけれども、これは通常オウム真理教の関係者が持っていることだろうと思っておりますが、坂本弁護士自身も一つ手に入れておられたということがございます。

その他、バッジを持っていたということで教団の犯行を企てる人間であるというようなことは、とてもそれだけの事実をもっては言えないという

ことでありまして、それぞれ取り調べに当たりますしては真剣に行ってきたと思っております。

○白浜一良君 だから、真剣に行ってきた、こういう悲惨な結果になったわけですね。私は何もサボっていらっしやるとかそういう意味で言うつもりはございません。もっと早期捜査、そういうものが未然にさまざまな不幸を防げるんですよ。じゃ、ちょっと角度を変えて聞きます。

長野県の松本でサリン事件が起こりました。このとき、大臣、警察はどのような捜査並びに対応をされましたか。

○国務大臣(深谷隆司君) 具体的なことは刑事局長から答弁させます。

○政府委員(野田健君) 松本サリン事件につきましては、平成六年六月二十七日の深夜に発生したわけでありまして。当初、中毒症状があらわれたということで病院に多数運ばれたというふうな状況があつて認知したわけでありまして、翌日早朝に特別捜査本部を設け、懸命な努力をしたということでございます。

○白浜一良君 それはもう少し詳しく言わなだめです。これも新聞報道によりますと、事件の翌日に自宅を強制捜査しマスコミに個人名を発表する暴挙に出た、マスコミにも当局があれだけ自信を持っていれば犯人に間違いないだろうとそのまま流し続けた、県警は任意の事情聴取という形をとりましたが、実際には容疑者に対する取り調べと同じでした、ポリグラフにかけ白を強要しました、犯人はおまえだと断定してききました、このように新聞報道されているんですよ。これはどうですか。もっと具体的に言ってくれないんですか。

○政府委員(野田健君) 河野さんという方が第一通報者でありまして、被害者として御協力をいただいたわけでありまして、河野さん宅あるいはその周辺が犯罪の被害発生現場である。また、犯行に密接に関係ある場所と思われることから、被疑者不詳ということで捜索差し押さえ許可状及び検査許可状の発付を得まして、河野さん宅及びその

周辺の死者が出たお宅その他について捜索、差し押さえ及び検証を実施したわけでありまして。なお、連日のように記者会見が行われておりますけれども、その過程で、河野さんについてはあくまでも被害者あるいは第一通報者ということと事情聴取する旨お話ししているところでございます。

○白浜一良君 私がなぜこの問題を取り上げているかといいますが、これ以上の議論は時間がかかるのでやめますが、間違いだつたんですね、河野さんは、これは大変な被害者の立場に立っていないらっしやる。ところが、これは大臣御存じかもうかりませんが、聞いておいてください。

要するに、県警では遺憾の意を表明された。ところが、謝罪ではないということと県議会で問題になりました、長野県の県議会で県警の方が謝罪されたわけですね。ところが、河野さん自身は、私は県警から何のアプローチもない、謝罪も受けていない、これは御自身の言葉なんです、大臣、この事実に対してどのように思われますか。

河野さん自身がそうおっしゃっているんですよ。

○国務大臣(深谷隆司君) 松本サリン事件の捜査というのはあくまでも法令の許す範囲内で適正に行われたと私も承知してはいます。ただいま刑事局長から答弁いたしましたように、記者会見その他においても被疑者であるとか容疑者であるという言葉を使ったことはございませんで、あくまでも第一通報者、そして被害者であると記者会見でも申し述べてまいりました。

先般の衆議院の委員会でも話が出たのでございますが、報道の問題も含めて、河野さんの疑惑というものがひとり歩きをしてしまった、結果において御迷惑をおかけしてまことに申し訳ないというのが私どもの率直な気持ちであります。そのことは前任者の野中前大臣も表明しているところであります、我々の意を御理解いただきたいと思うのであります。

そしてまた、特異な毒ガスを使うというかつて

経験のない事件でありました。私たちは本当に今まで経験のない事件を十分な参考にして、二度とこのようなことを起こさないということによって河野さんに対する御迷惑の償いをしていきたい、そう考えております。

○白浜一良君 大臣、これは先ほど言いました、河野さんは野中前大臣がお見舞いに行かれたんです。これは私も知っています。ところが河野さん自身は、具体的に取り調べたのが県警ですから、県警の皆さんからは県議会で謝罪されたかもしれないけれども、私自身には謝罪していただいていない、そういうふうにおっしゃっているんです。この河野さん、大変不幸な被害者の立場でございますが、こうおっしゃっているという事実に関してどのように受けとめられますか。

○国務大臣(深谷隆司君) 私は、河野さんの今のお気持ちはどういう状態だか判断はできませんが、御迷惑をかけたことは事実でありますから、私は国家公安委員会委員長という立場で申しわけないということをおし上げていくわけでありまして。

○白浜一良君 くだいからやめますが、県警の方にもそういう趣旨のことを言っておいてください。

そこで、私が今なぜかく議論してきたかといいましたら、結局オウムのこの事件というのは、かつてなかったような事件であつたといえ、また対象が宗教団体であつたにせよ、もう少し八十六条に規定されているような厳正な対応をすれば、私はこのような大きな被害にならなかつたといふことを言いたい。そして、今回の法改正がこのような再犯防止に直接つながるものではないといふことを私は理解してもらうために具体的に議論を展開してきたわけでございます。

そこで、総理、ちょっとお伺いしたいと思えますが、私は初めて選挙権を持ちましたときに、大学生でございましたが、国政選挙で、参議院選挙でございましたが、社会党に投票いたしました。戦後、日本の歴史を考えましたら、大変厳しい冷

戦構造の中で社会党の皆さんが果たしてこられた役割というのは大変大きなものがあつた、私はその理解をしています。特に平和と人権という観点から申し上げたら、大変厳しいお立場で主張されていたわけでございます。それは承知しており、またところが、冷戦構造が崩壊して新しい時代を迎えたといえ、そのような政界の系譜の中に総理もいらっしゃるわけでございます。

ちょっと宗教問題とは立場は離れますが、沖縄県のいわゆる基地問題、予算委員会では私は総理と議論しました。いろいろ基地縮小の問題、地位協定の問題等、随分やりました。昨日ですか、大田知事から代理署名の勧告拒否の態度が明らかになつてこつちに郵送されてくる、こういうふうな報道されておりましたが、いよいよ総理みずからが代理署名しなければならぬ。社会党の戦後の歴史を見ましたら、私、大変そういう意味では苦渋に満ちた選択だとはそれは理解できます。

どうですか、ちょっと感想をお聞かせいただけますか。

（国務大臣(村山富市君)） 一番最初に選挙権を得て投票されたその投票に社会党に入れていただいたことについて心からお礼を申し上げたいと思つています。

今お話もございましたように、冷戦構造の中ではそれなりに私は社会党の役割があつたと思つておりますし、役割を果たしてきたと思つております。ただ、冷戦構造も崩壊してこういふ国際情勢の変化の中で、日米安保条約を堅持し日米安保体制を維持するという前提に立つたならば、基地の提供というのは日本に課せられた一つの義務ですから、したがってその条約に基づく義務は果たさなきゃならぬという立場に立っているわけですね。これは機関委任事務で今まで市町村長さんやあるいは知事さんに代行してもらつておりましたけれども、一連のいろんな事件があつて県民の心情を考えた場合に、知事さんがその代行はできないというところになれば、これはやっぱり総理大臣がかわつてやらざるを得ないという状況に立っている

わけです。

私は、知事さんに率直に申し上げたんですけれども、もう知事さんに代行をお願いするという気持ちにはなかなか出来ません、あなたの立場はよく理解できます、したがって今度は私がその役割をしなきゃならぬと思つております、その立場はお互いに理解をし合えるんじゃないかと思つております、そういうようなお話を申し上げたんです。私は、代行署名をするにしても、お互いに立場というものと理解がなくてやるのとは大分違うと思つております、そういう意味の話し合ひは十分する必要があると思つて、最初に会つた日には五時間近くいるんな意味における話し合ひもしたわけですね。

私は、これから日米が特別行動委員会というのもつて話し合ひをするわけですが、これも、これは一部の新聞で誤報があつたと思つてくれども、「基地の整理・統合・縮小」という言葉は明確に入れてあります、これから議論をする議題の中にも入つていくわけですね、そういう意味で、沖縄の県民の心情というものも十分踏まえた上で、その期待にこたえ得るような努力というものは精いっぱいやらなきゃならぬというふうな考え、できるだけそういう話し合ひを進めていきたいというふうな思つていくわけですね。

基地を提供して、基地を円滑に活用していくためには、この間も申し上げましたように、国民の理解なり、その施設、基地のある周辺住民の理解と協力しなければ円滑な供用はできないというところは当然の話なんです、そのためにはそういう方々の心情というものを十分踏まえた上で率直な話し合ひをする。率直な話し合ひをした上で、お互いに合意を求めて、そして理解をしていただくというところが何よりも大事ではないかというふうな思つておりますから、そういう方針でこれから全力を挙げて取り組むたいというふうな思つていくところなんです。

いろいろな話を聞いてみますと、現地では三者協議会というのがあつたんですね。これは軍の責任者と知事と施設庁の局長が出ていくという三者協議会というのがあつたけれども、軍からノーと言われたら、もうそれ以上話のしようがないというので、あるだけであつて実際に効き目が無い、効果が無いというふうなこともありましたし、同時に、それ以上問題の解決をするルールがはっきり決められておらない、だからどこにそうした問題をぶつけていいのかわからない、そういうふうなこともございましたから、そういう苦情なりあるいは問題の処理をするルールをしっかりとつくる必要があるというふうな思つております、この三者協議会ももう少しお互いに責任が持てるような協議会にするというのが一つ。

それからもう一つは、私はこの間も申し上げましたけれども、戦前、戦中、戦後を通じて受けてきた沖縄県民の心労なりあるいは苦悩というものは、政府ももつと責任を持つて対応する必要があるのではないかというので、沖縄県と政府と協議をする機会を設けて、そして具体的な問題についてお互いに真剣な取り組みをしていこうと、そして、特別行動委員会に反映をして、そこでも具体的に解決していただく、一年以内に何とか結論を出そうという話でアメリカとも合意ができていますから、これから精いっぱいそういう努力をさせていただきます、これからは精いっぱい思つていくところでございます。

（白浜一良君） えらい長々と答弁いただきました、きょうはこれが本題じゃないんです。私はもう一つの方を聞きたくつたんです。

人権という面でも申し上げましたら、信教の自由というものを護憲という立場から見ても皆さんは大変大事にしてこられた、そのように私は伺つています。そこで、例えば靖国問題に関しても、当然でございますが、一貫して公式参拝は違憲だと、こういうお立場でやつてこられたわけですね。

（白浜一良君） えらい長々と答弁いただきました、きょうはこれが本題じゃないんです。私はもう一つの方を聞きたくつたんです。

人権という面でも申し上げましたら、信教の自由というものを護憲という立場から見ても皆さんは大変大事にしてこられた、そのように私は伺つています。そこで、例えば靖国問題に関しても、当然でございますが、一貫して公式参拝は違憲だと、こういうお立場でやつてこられたわけですね。

の中で国家神道が果たした役割、責任というのは総理はどのように御認識されてますか。

（国務大臣(村山富市君)） 戦争中に国家神道を、何とか国が法律で決めて、そして制度としてつくり上げて、他の宗教団体は一切の活動を認めない、こういうやり方はまさに独裁政権のすることであつて民主主義にはそぐわないもので、基本的な人権は全く無視されたものだというふうな言わなきゃならぬと思つています。

（白浜一良君） そういう反省のもとに戦後のいわゆる宗教法人法、憲法もそうでございますし宗教法人法も制定されたわけで、総理みずから答弁されてますね。憲法二十条、これを根本にしていわゆる宗教法人法という法律ができています、このようにおっしゃつておられるわけですが、そういう意味でいわゆる宗教の持つ現代社会の中における役割というが、そういうものは総理はどのように認識されてますか。

（国務大臣(村山富市君)） 宗教というのはやっぱり人間個人個人の心の中の問題で、どういふ信仰を持つつかということについては、これはもう自由でそれぞれの人が持つものである、まさに基本的な人権にかかわる問題だというふうな思つておられますから、あくまでも信教の自由というものはそういう意味できちつと保障されなきゃならぬものだといふふうに私は受けとめております。

（白浜一良君） 一部自民党の幹部の皆さんが宗教というものは民主主義と相入れないんだと、そういう趣旨の発言をされておられると報道されておりますが、総理はどうですか、宗教という問題と民主主義。

今のお話を伺つたら、信教の自由というのは基本的な人権であり民主主義の基盤だと、こうおっしゃつた。私もそういう認識です。近代、現代史を見ましたら、宗教というのは、きのう議論がございましたように、ああいうカソリックの教会が世俗的権限を支配したそういう時代は別ですよ。しかし、近代、現代においては非常に人間の良心とかヒューマニズムとかそういうものの基盤に

なっているのもこれまで事実なので、私はそのように理解しているわけですが、いわゆる宗教と民主主義の関係について総理はどのように認識されていますか。

○国務大臣(村山富市君) 宗教と民主主義の関係も、信仰の自由というものは基本的権利として保障されておる。同時に宗教というものの意味というものは、例えば宗教団体がある、その宗教団体がどういった活動をしているかというふうなことに付いては、これはさまざまあると思います。したがって、そういうものに対する政治家としての意見というものはいろいろ私はあるのではないかと、いろいろに思うんです。

ただ、信仰の自由、宗教の自由というものは基本的権利として保障されなければならぬものですから、その限りにおいては、それが保障されるということは民主主義の基盤になっておるといふことは、私はそのように理解をしております。

○白浜一良君 もう少し厳密に言いますと、宗教の自由といわゆる宗教団体みたいな関係で今ちょっとおっしゃったような気がしますが、例えば自然崇拜みたいな一人で宗教心を持つ、こういう場合もございませう。ところが、多くの方はあるいろんな教えの中で信者として存在されている、いわゆる教会の中で信仰を保持されているわけです。ですから、信仰の自由といふのは、要するにそういう教会の中で自由信仰できるという、それが信仰の自由だと私は思うんです。単に個人だけじゃないわけ。だから、いわゆる宗教団体にしても、それは結社の自由、宗教団体をつくる自由も当然認められているわけでございます。

ですから、私が申し上げたいのは、宗教は民主主義と相入れないというふうなそういう議論というものはおおよそ私はもう見当違いだと思うわけですが、総理、もう少し今のところ、さっきちょっと立て分けておっしゃったわけですが、国務大臣(村山富市君) これは宗教団体が団体

としてどういった宗教活動をやっているかとか、その宗教団体に属している信者がどういった状況と環境に置かれているかとか、やっぱりさまざま私はあると思います。したがって、具体的に事実関係が明確にならないと一概に言えないと私は思います。思いますけれども、しかし基本的な人権として信仰の自由というものはあるわけですから、したがって信ずることも自由で信じないことも自由だということの保障というものはきちっとあるべきだ、それが民主主義だと、私はそう思っています。

○白浜一良君 今のお話を伺って、私ちょっと気になることがあるんです。要するに、それはいろんな宗派があつて教えがあつて団体がある、だからどういった活動をやってるのかによって違うんだというふうなニュアンスで今受けとめたんですけれども、そういうふうな各宗教団体の活動の内容によって判断されるということですか。

○国務大臣(村山富市君) いや、あなたの質問の中に、一部の政治家にそういう意見があると、こういう話でしたから、そういう宗教団体の活動を客観的に見て、それはそれぞれの政治家の見識で判断をされることですから私とやかく言うべきではないと、私はそう申し上げたわけなんです。けれども、この基本的人権といふのはあくまでも人間個人に課せられておる一つの権利です。したがって、ある宗教を私は信じますということも自由で、ある宗教を私は信じませんということも本人に課せられた自由だといふことが民主主義の原則ですと、こう私は申し上げているわけなんです。

○白浜一良君 なかなか議論が深まらないので、角度を変えて総理に聞きます。一部、きのうの議論なんかもうなんです、憲法二十条のいわゆる規定の解釈を変えるべきだとか、何かのう盛んに一方通行だ、一方通行だとおっしゃっていましたが、憲法の規定そのものは、あれは両方から規定しているわけではござい

ます。国家の権力が宗教に介入してはならないし、宗教もまた国や地方自治体のそういう統治権に介入してはならないんです。それは両方規定されているわけでございます。ただ、そういう一種の解釈を変えようというか、そういう動きが一部ございしますが、そのことに付いては総理は従来いわれる見解を述べていらつたし、しかし一部自民党の皆さん方の中に解釈を変えようとする、そういう動きがございしますが、そのことに関して総理はどのようにお考えですか。

○国務大臣(村山富市君) これは、絶対というものは私はないと思つて、したがって憲法解釈については政治家が自分の見識でそれぞれ見解を持つのはこれまで自由で、述べることも自由だと思つて、ただ、政府としては、昨日も答弁したように、これは統一見解というのがあるわけですから、その統一見解はきちっと踏まえてやるつもりですということをお申し上げしているわけなんです。

○白浜一良君 これは総理でも官房長官でもいんですが、要するに宗教団体に憲法上認められている政治活動の限界に対する統一見解、このように報道もされているし、きのうそういう趣旨の御発言をされました。これをちょっと確認しておきたいんですけれども、これは要するに従来のそういういわゆる二十条の解釈を変えるということなんでしょうか。具体的ないわゆる活動のそういうことなのか、それとも具体的な活動のそういう水際みたいなものを決めますということなんでしょうか。これはどういふことになるんでしょうか。

○国務大臣(野坂浩賢君) お答えをいたします。昨日、閣根議員あるいは尾辻議員からもこの憲法の二十条の問題につきまして厳しく質問がございました。したがって、政治は宗教に介入をしない、宗教団体の政治活動なりそういうものは一体どうなのかという点が強調されておりました。一つの見解だろうと思つておりましたが、我々は憲

法二十条、憲法というものは極めて重大である。したがって、皆さん方の御議論あるいは国の世論、国民の声、こういうものを聞いて、憲法二十条はいかにあるべきかということについて統一見解を出しますが、事は重大でありますので慎重に検討していきたい、こういうふうな考えであります。

○白浜一良君 いわゆる憲法解釈の統一見解は今あるわけですね、あるんです。そこを……(統一見解はないよ)と呼ぶ者あり)統一見解はあるんです。それで、その見解を拡大するは是正するかわかりませんが、その見解を検討するということですか。

○国務大臣(野坂浩賢君) 昭和四十五年の佐藤内閣のときに、きのう法制局長官が御答弁していただいたような見解は出されておるわけですね。それについていろいろ御意見があるということ、憲法二十条というものの考え方、その基本というものについては十分に御議論をちょうだいしながら、解釈を変えるか基本方針をそのままいかに、憲法二十条というものの重さというものを十分に考えながら対応していきたい。したがって、まだ検討中でございますから、明確に申し上げることはできない。(どうした、この前と違うじゃないか、閣内不統一だよ、これ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○白浜一良君 質問は私がやっているんです。(蛇が出てきた、本当のことが出てきた)「品格がないやじだ」と呼ぶ者あり)もつと品格のあるやじだつたらね。私、今の官房長官の答弁ではちょっとわかりにくいんです。総理、どうですか。この見解は変えない、総理はそういう答弁をされているわけですが、私はもう一度この見解に対して総理の答弁を求めます。○国務大臣(野坂浩賢君) 十分に検討して間違いない統一見解を出します。その出した上で御議論をいただければ結構だと思います。

○白浜一良君 じゃ、総理、これは……（要らないじゃないか）と呼ぶ者あり）いやいや、大事だから言っているんですよ。変えようというのを前提とした議論なのか、変えるか変えないかも含めた議論なのか、どっちなんですか。

○国務大臣（野坂浩賢君） 変えるか変えないかを含めて、両者を含めて十分に慎重に検討するということですよ。

○白浜一良君 非常に危険なものを感じます。（論理的に検討することがどうして危険なんだ）と呼ぶ者あり）何言っているんだよ。憲法を恣意的に解釈してはいけないから私は言っているんだ。

それで、だんだん時間も差し迫ってきましてので、今回の法改正の内容についてちょっと二、三お伺いしたいと思っております。

文部大臣、これはよく言われていることでございますが、今回の法改正の中でも、このオウム事件を例にとりましたが、一番大事なことは財産の保全なんですね。その規定が、要するに今回の最も関心の高い、必要性のある財産の保全という規定がないわけですね。この点はなぜですか。

○国務大臣（島村宣伸君） 財産保全措置の問題は宗教法人法の解散命令制度と密接にかかわる問題であり、宗教法人審議会においても解散命令制度のあり方は検討すべき項目の一つに挙げられていたところでありまして、しかしながら、解散命令制度のあり方は基本的な問題でありまして、検討にはかなりの時間が必要なことから、とりあえず優先的に審議すべき事項としては挙げられず、今回の審議会の報告では触れられていないところでありまして。

〔委員長退席、理事松浦功君着席〕
今回の改正案は宗教法人審議会の報告を踏まえたものであり、この問題には触れていないものがあります。この問題は、他の公益法人との均衡の観点等も踏まえながら、関係省庁とも連携を図りつつ、今後慎重に検討されるべき課題であると考えております。

○白浜一良君 いろいろ御説明されましたけれども、いわゆる時間が足らなかつた、それから審議会でもテーマにはなっていないけれども詰まらなかつた、そういうことですね。そういう大事なものを欠落してなぞおまともになるんですか、この改正案を。

○国務大臣（島村宣伸君） 私が承知しているのは、宗教法人審議会では、例えば財産保全の問題もそうであり、認証の問題もございましたけれども、とりあえずの問題としては、認証の問題と情報開示の問題と、そして活動報告の把握のあり方の問題、この三点に絞られて御検討いただいたと、こう承知をいたしております。

○白浜一良君 いや、私が聞いているのは違います。先ほどのいろいろ説明をされましたけれども、オウム事件を例にとると、いずれこの財産の問題はもうほとんど財産隠しをされるわけですから、非常に緊急性を要する。そして、非常に大事な問題は、いわゆる財産保全の問題なんですよ。だから、そういうふうなものをごまかすといううちにならざるを得ない。それはよくわかります。その必要は必要でしょう。それはよくわかります。そんなことは、だけれども、改正するんだったら一番大事な内容ではないですかという事を言っているわけ。その一番大事なことを欠落してなぞ急いで取りまとめられる必要があるんですかというんですよ、改正を。

○国務大臣（島村宣伸君） ただいまも申し上げたように、この問題は他の公益法人との均衡の観点、あるいは関係省庁とも連携しながら検討されるべき性質のものでありますから、恐らく宗教法人審議会におかれても、この三点のみで検討課題は終わりとしたのではなくて、とりあえず改正すべき点としてこの三つの点に現在絞られていまして、こういうふうな思いです。

したがって、認証の問題も今のままでいいと御判断なさったとは思いませんし、財産保全の問題も可及的速やかに何かの法整備をする必要がある

る、こうお考えだと私は判断しております。

○白浜一良君 これまた水かけ論になりますから。私は思うんですが、非常に大事な財産保全の問題は、それは他の公益法人との関係とかいろいろございまして。そういうことを欠落しておまともになったというところに非常に疑義を感じるわけでございます。これは私の主張です。

それで、逆に言いましたら、これは宗教法人審議会でも取りまとめができたから先送りになっていないんですか、だから、今回の改正案に入っていない、これはそういうことございまして、ところが、逆に宗教法人審議会の取りまとめの内容にないものが今回の法改正案に入れているわけですね、今回の改正案の中に入っているんです。宗教法人審議会でも取りまとめられませんでした。報告をそこに入っていないもので今回の改正案の中に入っているものがあるんですよ、具体的に、これは御存じですか。

○政府委員（小野元之君） 今回の法改正でございませうけれども、基本的に宗教法人審議会の報告の内容を尊重して作成したものでございまして、基本的な部分については審議会の報告に入っていないものは今回の法案に盛り込まれていないというふうなことを考えております。

○白浜一良君 そうおっしゃいますが、例えば立入検査は行わないということが明確に盛り込まれております。その趣旨は今回の法案にも入っているわけでございます。ただ、質問する場合に相手方の宗教法人の同意を得てそこに入っている質問をするというところは今回の改正の中に入っていないわけでも、これは立入検査とは違うわけでございます。質問は、質問を行う場合に宗教法人の同意を得てその中で質問させていただくということでございますから、報告の内容と法案が食い違っている

というところではないというふうに理解をいたしております。

○白浜一良君 あなた、言葉の上ではそうおっしゃいますけれども、同意を得てと言ったって同意がなければどうするんですか。同意がなければ、はい、じゃああらめまますということになるんですか。

○政府委員（小野元之君） 立ち入りをお願いして、それは同意が得られないという場合でございまして、立ち入って質問するのではなくて別の場所で質問させていただく、あるいは所轄庁に来ていただくということもあるかもしれません。別の場所で質問させていただくということになるわけでございます。

○白浜一良君 じゃ、もう一つ。
審議会報告でなかったいわゆる報告徴取に際する義務、これを過料をもって強制しているんですか。これも審議会報告にはないですね。これはなぜ入れられたんですか。

○政府委員（小野元之君） これは過料、行政罰で現在宗教法人法にもほかの部分について同じような規定についての過料の規定があるわけでございます。

〔理事松浦功君退席、委員長着席〕
したがって、特定の事項について収支計算書あるいは財産目録等をお出しいただくという規定を今回設けているわけでございますけれども、この法律の全体の体系の中で、当然のこととしてそういう義務を履行していただくという場合には過料になるという部分が入るわけでございます。これは審議会報告の基本を外れたものではないというふうに考えております。

○白浜一良君 これ以上議論はやめますが、いろいろおっしゃっていることに本心に食い違いを感じるわけでございます。

閲覧請求権に關しまして若干お伺いしたいと思っておりますが、きのうもいろいろ議論が出ておりました。いわゆる帳簿の閲覧権、ただ商法で言えば非常に限定されておりました、だれでもできるという

九

うものじゃないわけで、発行株の三%以上所有の方に限定されているわけでございます。ところが、今回の閲覧請求というのは信者並びに利害関係者ならできるといふことになっておりますが、その信者の概念がいまいだといふことはきのう議論がございました。

私はちょっと角度を変えて、帳簿の閲覧権も当然あるわけでございますが、議事録の閲覧権もあるわけですね、これ。ところが、商法なんかで言いますと取締役会の議事録というのは裁判所の許可を得てしかできない、こういうふうな規定されているわけですね。(宗教法人法と商法は違うんだよ)と呼ぶ者あり、いいんだよ、質問しているんだから。

ところが、この議事録の閲覧というのも請求できるといふことになっていて、この御相談でございますが、法務省、どうですか。これは御相談でございますでしょうか。

○政府委員(濱崎泰生君) この法案につきまして、一般的な形で相談はいたしておりましたが、特にその点に限定した個別の相談ということではございません。

○白浜一良君 相談がないということ、これは何か私に非常に問題を感じることがあるんです。例えば、文化庁の方から責任役員会の議事録というのはいくらいうふうにつくるんですよといういわゆるの様式が出てくるわけでございます。

小野さん、こういうものを信者に閲覧させるということですか。

○政府委員(小野元之君) 研修会の資料といたしまして、責任役員会の議事録のひな形といたしまして、サンプルのようなものをお示ししているわけでございます。

○白浜一良君 このひな形を見ましたら、例えばだれだれから無利息でお金を借用したか、何々工務店に工事を依頼するとか、こういう事細かなことが書かれているわけですが、要するにこういうことまで含めて一信者が閲覧できるということですか。

○政府委員(小野元之君) この閲覧請求は、その書類、例えば今お話しございました議事録、この書類を見ることについて、正当な利益があり、かつ不当な目的でない信者その他の利害関係者の方が見られるというものでございます。したがって、そもそも財産目録あるいはこういって議事録等、書類を事務所に備えつける義務というのは、基本的にはそれは宗教法人としてきちんと管理運営を行う、その結果を書類としてきちんと残しておく、それを信者その他の利害関係者の便宜のために備えつけるというのが恐らく基本であろうと思っております。

そういってたことも勘案いたしまして、今回の法改正におきましては、一定の信者その他の利害関係者に制限をつけながらも閲覧請求権を認めることと宗教法人の民主性を高める、あるいは透明性を高めるということにねらいを持っておるものでございます。

○白浜一良君 民主性を高めるとか透明性を高めるといふのはわかりますよ。しかし、そんな個別具体的なことで、きのうもあつたような定義も不明確なような方が閲覧できるというのは、非常にこれからの、どの宗派も私にそうだと思うんですが、教団運営に混乱が起ること、これは私は絶対言えると思えますよ、こういうことは。閲覧できる人も定義が非常に不明確、そしてほとんど本当に教団運営の責任役員会の事細かな議事録までそういう方が介入できる。教団運営の民主性とか透明性、それは大事ですよ。だけれども、それは教団自身が自主的に行うことであって、権利としてそういうことを保障される、法律で保障するんではない、大混乱が起る、そのことだけ私は申し上げたいと思

います。

最後にもう一つ御質問したいわけでございますが、質問権のことでございます。

○政府委員(小野元之君) これは、宗教法人審議会の意見を聞くということにしておりますのは、所轄庁が恣意的にいたしますか、そういう権限を行使することに制限をかけるという意味で、慎重を期する意味で審議会にお諮りをするということにしているわけでございます。

したがって、宗教法人審議会にあらかじめ諮問したり報告徴収をするということ、基本的にはできないというふうなことを考えております。

○白浜一良君 いや、答えていませんね、小野さん。だから、審議会がこの場合はあかんと言った場合に質問できますかということをおっしゃっているんですよ。

○政府委員(小野元之君) 審議会がこういふことについて聞く必要はない、それは信教の自由を侵害するおそれがあるということ、聞く必要がないということであれば、所轄庁としてはその判断は尊重すべきものというふうなことを考えております。

○白浜一良君 尊重するんですか。

要するに、質問できるかできないかということ、私は私に聞いていただく、法律の建前としてそれができるんですかできないんですかと言っているんです。

○政府委員(小野元之君) 審議会の判断を尊重すると私が申し上げましたのは、例えばこれ以外のこと、一般論で宗教法人にいろいろお尋ねを仮に所轄庁がした場合、これは法律に基づく権限ではありませぬけれども教えていただけませんかと思

し上げた場合に、相手方が協力いたしましたというふうなことでお答えいただく場合があるわけでございますから、そういうことはもちろんこの法律の規定にかかわらずなことでございまして、この法律の権限として行方七十八条二項の規定に基づき質問なり報告徴収というものは、審議会がそれやるべきでないという御判断をされたとすれば、その判断を尊重すべきだということをお答えをされているわけでございます。

○白浜一良君 尊重するということの意味を聞いていますよ。要するにできるのかできないのか。これは法律のいわゆる建前を言っているんですよ。これを言ってくれませんか。尊重するんというふうな言葉を言われたらわかりにくいんですよ。

○政府委員(小野元之君) 所轄庁としては、審議会に諮問をするわけで、その審議会の御判断が出たわけでございますから、その意見を尊重するといふのは、これは一般に各省庁が審議会に諮問してその答申等をいただく、それを尊重するということと同じだと思っております。

○白浜一良君 じゃ私、具体的に言いますよ。衆議院の審議であなただけの質問をされたときに、「規定でいふことは法律の権限として報告を求めるといふことは法律の権限としてできません。」あなたはこうおっしゃっているんですよ。これは議事録ですよ。できませんと言っているんですよ。これは変わらぬんですか。

○政府委員(小野元之君) 七十八条二項の規定に基づいたいわゆる権限として質問するということ、これはできないというところで、御答弁申し上げていることはそのとおりでございます。

○白浜一良君 そこの法律の構成が悪いんですよ。要するに、この法律では「宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。」と、こういうふうな書いてあるんです。審議会の意見に従わなければならないんじゃないんですよ、聞かなければならない、聞かなければならないというの、それこそあなたがおっしゃっている尊重すると一緒

で、聞くことができないという、あなたがおっしゃったできないということにはならないんですよ。これはどちらが、聞かなければならないというのとはできないということじゃないんだ、できるんだと。尊重するだけで何ほでもできるんだという事です。

○政府委員(小野元之君) 宗教法人が七十九条とか八十条、八十一条に違反している疑いがあるという事で諮問する場合でございますから、かなり所轄庁の側も具体的に質問事項あるいは報告を求め事項を限定して審議会にお諮りするわけでございます。

その場合において、審議会としての判断としてなお、所轄庁はそう言うけれどもこの点については聞く必要はないとか、あるいはこの書類については報告をとる必要がないという具体的な判断が審議会としてなされたということがあった場合に、先ほど来申し上げておられますように、所轄庁としてはその判断を尊重するべき立場にございませうし、尊重しなければならぬというふうに考えております。

○白浜一良君 もう少し聞いていたことを言ってください。

だから、法律の建前は「審議会の意見を聞かなければならない」と。これは要するに尊重せないうかぬということでしょう、ただそれだけのことでしよう。「聞かなければならない」というのは、それは尊重しなきゃならないというのと一緒ですよ。ところが、あなたは衆議院の審議の過程で、「法律の権限としてはできません」と。ところが間違っているんでしょ、この言い方が。私はそういう矛盾を言っているんですよ。

○政府委員(小野元之君) 七十八条の二の規定に基づいて質問をしたりすることはできないというのとは先ほどから申し上げているとおりでございませう。

ただ、私は一般論を申し上げているわけでございますが、所轄庁としてこの七十八条の二の規定にかかわらず、一般論としてこういった点につ

いて教えていただけませんかと宗教法人にお願ひして、それは結構です、私どもの立場をぜひ御理解ください、説明を聞いてくださいというふうなことでお話を聞く場合もあるわけでございます。そういうことはもちろんこの規定にかかわらずできるわけでございますけれども、一応この規定、審議会に必要な諮問事項ということで諮問するわけでございます。それに対して審議会が七十八条の二の規定の発動という事でそれは行わすべきではないということであれば、その判断は所轄庁としては尊重するのは当然でございますし、尊重しなければならぬものというふうに考えております。

○白浜一良君 あなたの言い方が非常に厳格じゃないから私は言っているんですよ、これ七十八条の二の問題で言っているんだから。

そこで、法文は、審議会の意見を聞かなきゃならない、できないとしたら意見に従うべきである、こういう規定なんじゃないんですか、法律的に。法制局長官どうですか、法律の建前の問題で。

○政府委員(大出峻郎君) ただいまの御議論は、今度の改正法案の中の七十八条の二第二項に関連しての問題であるわけでありませう。

そこでは、要点として、所轄庁は宗教法人審議会の意見を聞かなければならない、こういう規定ぶりになっておるわけでありませう。このような場合の審議会についてでございますけれども、行政庁は審議会に諮問し、その意見を聞いて行政行為をすべきものとされている場合には、一般にその意見を尊重しなければならぬ、これは当然のことでありませうが、法的な意味で拘束されるものではない、こういう趣旨だと理解をいたしております。

○白浜一良君 だから、小野さん、法的な拘束を持つものじゃないんですよ。だから、あなたが衆議院で答弁された「法律の権限としてはできません」というのは、これは間違った答弁なんですよ。(そんなことない、行政庁としてはできない

よと呼ぶ者あり)いやいや、今法制局長官が言っているんじゃないですか。(法制局の方がおかしんだよ)と呼ぶ者あり)いや、どっちか調整してよ、それなら。

○政府委員(大出峻郎君) 先ほど申し上げましたように、七十八条の二の第二項のようなケース、こういう場合におきましては、先ほど申し上げましたように審議会の答申に対して行政庁はその意見を尊重しなければならぬ、これは当然のことでありませう。ただ、それでは全く答申どおりに行政庁はやらなければいけないかどうかということでもまいりませうという、法的な意味で拘束されるものではないということでありませう。

ただ、先ほど文化庁次長の方でお話しなさったのは、この七十八条の二の二項とは別の場面といえますが世界においては、いわゆる法律的な意味ではなしに、事実上相手の同意があったような場合にはというふうな、事実関係の問題として話をされているというふうに思っています。

○白浜一良君 そんなことはわかる。この規定以外のことでは聞いて答えるのはあるんですよ。それはようわかっているんですよ。ただ、この七十八条の二の規定の問題を私は言っているわけですよ。

小野さん、もう一遍言ってください。あなたはできない、法律の権限としてはできないとおっしゃっているが、今法制局長官の答えを聞けば、聞かなければならないというのとは尊重するという程度の話なんですよ。だから、それをもう一度きちっと聞かせてください。

○政府委員(小野元之君) 法律の解釈権は最終的にはもちろん法制局にあるわけでございますから長官のおっしゃるとおりだと思っておりますけれども、私の申し上げておりますのは、審議会の意向を無視して、審議会の御判断があったにもかかわらず、法的権限はただ尊重するだけだから尊重しない場合もあるんだと、したがってどんどん審議会の意向を無視しているんなことを、報告を求めた質問をするというのとは私は行政官としていかなものかと思うものでございませうから、その点に

ついては基本的にできない、そのことを先ほど来意見を尊重しなければならぬということでは御答弁申し上げるものでございませう。

○白浜一良君 要するに、宗教法人から質問した報告を求めるといことは法律の権限としてはできません、規定でもって。そのあなたの答弁がおかしんじゃないですかと、法律の建前からいって。そのことばかりを言っているんですよ。不明確でしたとか、何か言いなさいよ。

○政府委員(小野元之君) 衆議院段階でそのように申し上げている点、確かにそれ以外の詳しい説明をしておりませぬので、その点、私の説明が必ずしも十分でなかったと思っております。その点は御指摘のとおりだと思っております。その点は御指摘をしておりませぬが、審議会にせよかく諮問をして審議会の意見をお伺いするという事でございませうから、基本的に審議会の答申を尊重してそれに基づいて対応するという事は、そのとおりだというふうに思っております。

○白浜一良君 文部大臣、この議論のやりとり、もうこれ以上は水かけになると思いますが、これは法文の解釈の問題だから、聞かなければならないというのは法制局長官がおっしゃっているような意味なんですよ、この聞かなければならないというの。

ところが、衆議院の議論の中ではちょっと不明確な言い方をされている。私は遠慮して言っていますが、本当は間違っているんだけれども、少し不明確な言い方をされている。私はそういう指摘をしているわけでございますが、大臣どうですか、どう思われますか。

○國務大臣(島村宣伸君) 今、小野文化庁次長がお答えしたとおりです。

○白浜一良君 これは本当におかしいですよ。同僚議員の時間もございませうので私はこれで終わりますけれども、法律の意味、それが非常に不明確である。この改正案そのもの……(発言する者あり)いや答弁からそうなんだよ。だから、そういう改正案であるということを私は御主張申し上げます、私の質問は終わりたいと思っております。(拍手)

○魚住裕一郎君 平成会の魚住裕一郎でございます。白浜委員に関連して質問をいたします。

ただいま白浜委員の質疑の中で憲法二十条の解釈の問題がございました。統一見解を出す出さないうという問題でございますけれども、今の官房長官は解釈を変えないかおっしゃった。今、官房長官は変えるか変えないかを含めて慎重に検討しますと、そういうような御答弁でございます。どっちが本当なんでしょうか。総理、御答弁をお願いします、今の点につきまして。

○国務大臣(村山富市君) 私は内閣総理大臣として、これまでとってきた政府の統一見解、憲法第二十条の解釈については変える意思は持っておりません。

しかし、これだけ議論があるんですから、その議論も踏まえて勉強をしなければならぬということは当然のことだと思えます。

○魚住裕一郎君 今、法案の審議をしておりますけれども、本来は憲法の解釈はこうなんだ、だから法案はこうなんだ、まず憲法はこうあるということを決めなければ後先の議論でできないじゃないですか。きちっと答弁してください。

○国務大臣(村山富市君) いや、統一見解を変えるなんということはだれも言っていないんですよ。ですから、この法案を審議する前提として憲法第二十条の解釈は変えませんが、変える意思はありませんと、こう言っているわけですから。

○魚住裕一郎君 官房長官、今の総理の答弁でよろしいんですか。

○国務大臣(野坂浩賢君) お答えをいたします。憲法の二十条には、「宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」と、この解釈をめぐっての御意見でございますが、確におっしゃる通りに、総理大臣は四十五年に佐藤内閣の際にお答えになったこの考え方に基いて変えないとおっしゃった。

しかし、国会の議論の中でいろいろな議論がたくさん出た。したがって、二十条のこの法律の解

釈の問題については、従来の同意と範囲内というものを考えながら、だから今、白浜さんにお答えしたように、変える必要があるのか変える必要がないのかというところは、総理大臣の発言も重く見て、また議員の皆さん方の御議論も重要視をして、変えるか変えないかというところは、相当の期間がかかるけれども十分に検討して皆さん方に御提示申し上げたい、こう言っておるんです。

○魚住裕一郎君 納得できない答弁です。時間かけて変えるか変えないか検討するといふんじや、総理が変えないとおっしゃっているのに全然違うじゃないですか。もう一度、官房長官。

○国務大臣(野坂浩賢君) 私は、皆さんの意見を十分に聞いて、変えるか変えないかということについては慎重に討議をしていかなきゃならぬと。総理大臣の意見というものは重く受けとめておりますけれども、内閣としてはどのようにやるかというところについて検討します、そういうことでございます。

○魚住裕一郎君 今、総理の意見は慎重に思うけれどももういふ方でございます。どっちの発言が、意見が重いんですか、村山内閣の中で、総理、御答弁願います。

○国務大臣(村山富市君) いや、これは官房長官も変えるとは言っていないんですよ、変えるとは言っていないんですよ。

この法案を審議する前提として、いろいろそれは疑問が出てくるわけですから、したがって私は、今の内閣としては憲法第二十条の解釈を変えない意思はありません、考えはありません。しかし、これだけ意見があるんですから、また憲法学者の意見いろいろあるでしょう。そういう憲法学者の意見やら何かをこれを契機にして勉強させていいたくないと言っているわけでは。

○魚住裕一郎君 それじゃどこに総理のリーダーシップ、指導性があるんですか。私はこういう解釈で考える、そして変えないんだと言っている。それを官房長官は、変えるか変えないかわかりません、皆さんの意見を聞きましょうと。

だれが一国の総理なんですか。明確じゃありませんね。総理、もう一度答弁をお願いします。

○国務大臣(村山富市君) ですから、これはもう何度と同じことを言っていますけれども、憲法第二十条の基本的権利、この憲法第二十条の解釈を変えざるを得ない、憲法学者の解釈もあるわけですからありますし、憲法学者の解釈も十分踏まえて勉強させていきたいと思います、こう言っておるわけでは。

○魚住裕一郎君 貴重な時間でございますので次に進めたいと思っておりますけれども、私の知人で、三月二十日、地下鉄に乗ってサリンを吸ってしまったという方がおります。幸い重症に至らなかつたわけでありまして、今でも夜寝ていて夢の中でうなされるということがあつたわけでありまして。そのお話を聞いて、本当に悲惨な事件だと思つたわけでは。

だから、私としては、国民の本当の願いというものには、先ほど来もございましたけれども、オウムものサリンの類似事犯の再発防止、これに真剣に取り組んで、そしてこれをここで議論する、これが私は本筋ではないか、そういうふうな考えのわけでありまして。政府においてもこのサリン類似事犯の再発防止についてしっかりとやらせてもらいたい、まずこれを一点御要望したいと思います。

さて、きのうからの議論を聞いていますと、何かオウムから始まって、これは平井委員の言葉でございますけれども、オウムから始まって出口は創価学会だというようなことでやっております。しかも、自民党の委員の質問の中ではもういわゆる学会つづきの、特定宗教教団に対する政治的意図を持つてこの場で質問をしている、そう思わざるを得ないわけではあります。

この参議院も国権の最高機関であります。その一院が権力をもって一宗教団体の問題を取り上げる、これ自体憲政史上一大汚点になる、このように言わざるを得ない、そういう危惧を私は持っております。この前提におきましてこの宗教法人法

の問題も議論をしていきたい、これは人権にかかわる大事な問題でございますので。

さて、法二十五条、今、提出義務とか閲覧が出ておりますけれども、ここでは備えつけ帳簿、こういうのを備えつけなさいよというように規定されております。しかし、これについては提出義務が規定されていない。これは立法のときはどうしてこの提出義務まで及ばなかつたのか。法制局長官、御答弁をお願いします。

○政府委員(小野元之君) 昭和二十六年にこの法律ができていたわけでございますけれども、その時点ではこういった備えつけ書類を所轄庁に提出する義務を定めていないわけでございます。当時の時点におきましては、こういった備えつけ書類を所轄庁に提出する必要がない、その時点ではそのような判断があつたというふうに理解をいたしております。

○魚住裕一郎君 午前中の審議の時間が終わりましたけれども、ただ総理と官房長官の今の憲法二十条の問題はお昼休みを利用してきちっと統一見解を出していただきたい、私はこう思います。

○委員長(佐々木満君) 魚住君の残余の質疑は午後に譲ることとし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時一分閉会

○委員長(佐々木満君) ただいまから宗教法人等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、宗教法人法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○魚住裕一郎君 午前中に引き続きまして御質問をいたします。

午前中の最後のところで、憲法二十条の解釈につきまして統一見解を出してもらいたい、こういうお願いをいたしました。午後一時間、時間がありますのでお願いをしたわけでございますが、ど

うなつたでしょうか、官房長官。

○国務大臣(野坂浩賢君) 答えをいたします。

総理からもお話がありましたように、国会の中
でいろいろと議論がありますので、私どもは十分
勉強して、そして皆さん方に納得のいけるよう
な、総理大臣もおっしゃっておりますから、基本
的には総理大臣と認識は一致しておると、こうい
うふうで考えております。

○魚住裕一郎君 きのうの荒木委員の質疑で、総
理は変えないんだと明言されました。しかし、今
の御答弁であります。

国の基本は憲法で定める、そしてその上に各法
律がある、そういう構造になつてはいるわけでは
ね。その解釈を変えるか変えないかはこれから検
討しますと、そういうようなまだ発言であれば、
その上に乗つていられるというか憲法で授けられた権
限としての立法権、その審議をする、これはでき
はしないじゃないですか。

委員長、この点、きちつと申してくださいよ。
まず、前提問題からきちつと議論しなきゃできな
いじゃないですか。委員長、ちゃんと答弁させて
ください。

○委員長(佐々木満君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(佐々木満君) 速記を起こして。

○魚住裕一郎君 どももすつきり私はわからない
んです、日本語として、総理は変えないとおっ
しゃつた。官房長官は変えるか変えないかを検討
しますと、やっぱりニュアンスが全然違います
ね。

官房長官、もう一度そのところをお願いしま
す。

○国務大臣(野坂浩賢君) 答えをいたします。
総理とは基本的には認識は一致しております。
まずこれが一つ、二つには、いろいろと議論があ
りますので、その議論も踏まえて勉強させてもら
いますと、こういうことです。

○魚住裕一郎君 今の二つ目がよくわからぬので
す。総理はもう確定的にきちつと変えないとおつ

しゃつた。ところが、官房長官はこれから勉強し
ますという感じなわけですね。

○国務大臣(村山富市君) いや、官房長官も総理
の見解と同じですと、こう言つてはいるわけです。
私は、今日、憲法第二十条の解釈を変える気はあ
りません、考えはありません。しかし、これだけ
け意見がありますし、憲法学者の意見もそれぞれ
あるわけですから勉強させていただきますと、こ
う言つておるわけですね。

○魚住裕一郎君 まだ全然すつきりしないわけ
でございますけれども、わからないから聞いている
わけでございます。村山内閣の中でもいろんな意
見の方がもちろんおられると思つてはいますが、
この間、十一月二十五日の土曜日の毎日新聞を見
てびっくりしたわけでございますが、その中に野
呂田農相の発言が出ておりました。

私は平成会でございますけれども、党所属は新
進党でございます、その新進党について農相の
発言が記載されているわけでございます。「新進
党についても『特定の宗教にだけ貢献する政党』
学会の道具となつて政教合一を目標にしてい
ると非難した」というようなコメントで記載され
ているわけでございますけれども、農相はその認
識なんですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) ただいまの御質問
は、去る二十四日、私が根室地区における自民党
政経セミナーに呼ばれまして話したものでありま
す。

その際、私が申し上げたことをきちつと申し上
げておきたいと思つて、我が国の宗教団体で
政教を結成しているのは二つあります、一つはオ
ウム教の真理党であり、一つは創価学会の公明党
である、そういうふうにお話し述べた上で、そして
オウム教はサリンで政権をとり日本を牛耳ろうと
した、そして学会は選挙で政権をとろうとして
いる、手法は違つてはいるけれども政権をとろうと
する目的では同じだと、こう言つたのであつて、あ
る新聞の……(発言する者多し)ちよつと黙つて
聞いてください。ある新聞の記事のとおり、創価

学会はオウムと同じだ、そういうことを言つた事
実は全くありません。私は、手法は違つけれど
も、政権をとろうとした目的は同じだと言つた
わけでありまして、創価学会がオウムと同じだとは
決して申しておりません。

それから、今の御質問のとおり、新進党は特定
の宗教にだけ貢献する政党だ、こう言つたという
御質問についてお答えさせていただきます。

私がその際申したことは、一つの宗教団体が日
本の選挙を牛耳つたらどういふことになるか。こ
んな団体が政権をとると特定の宗教にだけ貢献す
る人が、あるいは政党が生まれるわけでありま
すから、これは国民よりも特定宗教が大事だとい
う政権ができるわけでありまして、(発言す
る者あり)聞いていただきたいのであります。こ
そこで私は新進党とか創価学会とかという具体的
な固有の名称は一切使つておりません。そういう政
党ができればそういうことになるという一般論を
述べただけであります。

○魚住裕一郎君 この記事は、今、仮定のこと
で発言したという御答弁でしたね。しかし、この中
身は公党に対する侮辱以外の何物でもありません
よ。総理の御認識はどうですか、新進党に対し
て。

○国務大臣(野呂田芳成君) 私はまじめに事実を
述べたわけで、侮辱したつもりは一つもありません。
○魚住裕一郎君 それが事実認識だからこうや
つて質問をしているわけでありまして、
新進党も、私は入つていて、多くの宗教団体と
もおつき合ひもある。特定の宗教団体だけではな
いんです。日本の宗教の自由、これを守るために
一生懸命やつてはいるわけですよ。これは基本的な
人権ですよ。そこをこういうような発言があつた
らとんでもない発言である。陳謝してください
よ。

○国務大臣(野呂田芳成君) 私の発言は事実
に反しては思いませんので、陳謝を……(オウ
ムと同じだと言つた)と呼ぶ者あり)オウムと同
じだと言つておりません。手法は違つけれど
も、政権をとろうという点では同じだと申した
わけでありまして……(発言する者あり)

それならば申し上げますが、このたびの佐賀の
選挙を見ますと、きのう来の各委員の質問にもあ
りますとおり、私も佐賀へ行つてまいりました
が、これはもう創価学会の皆さんと新進党の皆さ
んが一体となつて我が党の候補者や他党の候補
者を落として新進党を当選させようというこ
とでやつておるわけでありまして、私はしたが
つて……(何が悪いんだ)と呼ぶ者あり、その他
発言する者多し)私は悪いとは申しておりませ
ん。ちよつと聞いてください。

○委員長(佐々木満君) 御静粛に願ひます。
○国務大臣(野呂田芳成君) 私はそのことは悪い
とは一切申しておりませんですよ。だから、そう
いう状態が、一体となつて選挙をやつてい
ることを言つただけでありまして、陳謝をする
持ちは一つもありません。
○魚住裕一郎君 全然認識誤認としか言ひようが
ないことを前提にして論評を加えているから、私
はこうやつて聞いているわけでございます。
総理、この点についてどういふような御認識を
持つておられますか。(発言する者あり)いやい
や、大事なことですよ。
○国務大臣(村山富市君) これは野呂田議員が自
分の見識で政治家としての見解を述べたのであ
つて、私がコメントする限りではない。
○魚住裕一郎君 いや、任命権者のあなたの御認
識はどうなんですかというのを聞いています
よ、私は。
○国務大臣(村山富市君) これは内閣のやつて
いることに関係があれば別ですよ。政治家が個人
として見解を述べたことについて一々コメントを
しておつたら切りがないですよ。内閣はもちま
せんよ。

○魚住裕一郎君 だけど、内閣は政治をやつて
いるんでしよう。行政権の行使という形で政治を
行つてはいるんじゃないですか。総理の指導のもと

でやっているんじゃないですか。だから、私は総理の御認識はどうなんですかというのを聞いてみるわけですよ。

○国務大臣(村山富市君) この信教の自由と同じで言論は自由ですよ。一々政治家として見解を述べたことについて、内閣はこんなことをどうかと言われても、これが内閣のつかさどっている仕事の中に関係があれば別ですよ、関係のないことをここで言われても、それは内閣の責任は問われることではないと思いますよ。

○魚住裕一郎君 これ以上押し問答しても時間が、本当に大事な信教の部分でございまして、この質問をさせていただきたいと思っております。

この宗教法人法二十五条の中で、提出義務というものが今度改正案の中で出てくる。しかし、これは非常に多くの宗教団体あるいは学者の方も心配されておられるわけでありまして。私もそうだなと思っております。調べてみますと、昭和二十六年当時の議事録を見ますと、信教の自由、政教分離があるから、備えつけまでは義務づけられるけれども、提出とかそこまで踏み込まないんだ、そういうようなことで議事録が書いてありました。私は全くそうだなと。今度はこれを提出させようという、そういう改正案になっているわけですね。

ここで具体的にお聞きしていきたいと思っておりますけれども、文部大臣、提出を予定されている例えは財産目録でありましてかあるいは収支計算書、具体的なサンプルでも結構でございますけれども、そういうのをごらんになったことはありますか。

○国務大臣(島村宣伸君) 見たことはあります。

○魚住裕一郎君 私もなかなかわからなかったもので、資料が何とかならないものかと思っておたわけでございます。そうしたら、文化庁文化部宗務課でつくっておられるこの「宗教法人実務研修会資料」というのが手に入りました。

この中で、財産目録というサンプル例があるわけでございます。財産目録ですから、資産とか負債、そう書いて、特別の財産であるとかそういう

ことを書くわけですね。その中身として宝物、何々像という記載があるわけなんです。これは、何々像という、仏像であるとかあるいはキリスト像であるとか、そういうことを書きなさいというふうになると思うわけでございますけれども、こういうものを提出しなさいと、そういうことを言っているわけですか、文部大臣。

○政府委員(小野元之君) 御指摘ございましたのは、私どもの方で研修会の資料として、一つのサンプルといたしまして財産目録のひな形といえますか、そういったものを示しておるわけでございます。その中に宝物何体といたようなものが確かにあるわけでございますけれども、こういったものを提出いただくということになるわけでございます。この宝物につきましては、この宗教法人法上、もしこれを処分するといったような場合には信者等に対してその旨の公告を行わなければならないということがあるわけでございます。財産目録については、そういう意味で宝物について区分して記載していただくということが必要だと思っております。

ただ、そういったものが入っております財産目録を提出いただくということでございますけれども、この趣旨は宝物がどういったものであるかといったことを知りたいということではございませんで、宗教法人の財産の状況を全体として把握したい、そういう意味で総体としての財産目録をいただくというものでございます。

収支計算書等につきましても、当該年度の会計の全体がわかるということ、そういうものを提出していただくことを今回の法改正でお願いしているところでございます。

○魚住裕一郎君 今、趣旨はそういうことだというふうな答弁でございますけれども、ただ、出すことによつて国家が、各宗教団体、宗教法人の信仰の対象といえますか、そういうことが結果的に毎年毎年把握される、そういう結果になるわけですね。

だから、仏像であるとか本尊であるとかキリス

トの像であるとか、あるいは神社であれば御神体、こういうものがありますよと、そういうことが毎年毎年結果としてわかるわけですね。これは私も、信仰対象そのものが報告の対象になる、だから憲法に大問題が生じるのではないかと、そういうことで質問をしているわけでございますけれども、この点はどうですか、文部大臣。

○国務大臣(島村宣伸君) 今回の改正案の基礎となったこの報告は、宗教法人関係者が十五名中十一名おられて、その道にそれぞれ詳しい方々が十分御検討なされた結果が前提にあることを頭に置いていただきたいと思います。

そして同時に、要するにこの宗教法人法二十五条二項の財務関係の書類は、宗教法人の個々の具体的な活動内容をあらわしたものでなく、総体としての財務会計の状況を客観的に記載したもので、こういうふうになっているわけでありまして、その意味で、今回の法改正で財務関係の書類の提出を求めるのは、宗教法人がその目的に沿って活動していることを所轄庁が継続的に把握し、宗教法人の適正な運用を図るためのものであります。

このような書類の内容及び法改正の目的に照らして、宗教法人にこの財務関係の書類の提出等を求めると信教の自由の侵害にはつながらない、そう考えます。

○魚住裕一郎君 同じくこの研修会資料の中で収支計算書のサンプルが出ておりますが、その科目の中で細々と書いてあります。例えば収入でありますら、布施収入であるとかあるいは御供収入あるいは会費の収入、支出項目で言えば、祭典費であるとか儀式費、法要費、礼典費、祭典費のもの費用が出てくるわけでありまして、それを見れば、大体こんな活動をやっているなというふうになるわけですね。

先ほどの財産目録で出てきた宝物、これは信仰対象である。それから、収支計算書に出てくる活動費用。そうしたら、信仰の対象も活動も毎年国の方であるいは所轄庁の方で把握しますよ、ずっと見ていますよと、そういうことになるわけですね。

ね。これがやはり憲法二十条の信教の自由を著しく侵害していく結果になるのではないだろうか、そういうことで聞いているわけでございます。この財務諸表をつくる段階におきまして、御案内のとおり、いろんな計算書類をつくる場合には明瞭性の原則というものがあります。わかるように書きなさいということでありまして。例えば家計簿であれば、一カ月締めれば、この一カ月こういう活動をしてきたな、こんな動きでやってきたなというのがわかるわけですね。

そういうわかるように書きなさいというのが会計基準といえますか会計原則のこのつくることときの基準であるわけでございますけれども、この点が私は憲法上大問題ではないか、そういうふうに思うわけですね。つまり、全部国の方で把握してしっかり見ましよう、そういうことですね。これは現行法の、あえて提出義務を課さなかった、この信教の自由を配慮した今までの憲法の議論と全く相反するんじゃないかと、こう思いますが、いかがですか、文部大臣。

○国務大臣(島村宣伸君) この件は細部にわたりますので、文化庁次長から答弁させます。

○政府委員(小野元之君) 御指摘ございました収支計算書でございますけれども、私どもも研修会資料で様式を示しております。その中で、例えば宗教活動収入あるいは宗教活動支出といったものも出てくるわけでございますけれども、これらの科目についてのそれぞれの記載というのは、収支計算書の性格上、個々具体の宗教活動の中心についてなされるというものでなく、一会計年度におきます総体としての収支の状況が計数で記載されるというものでございます。

したがって、これらを所轄庁として毎年お出しただけということではございませんけれども、私どもとしては信教の自由の侵害にはもちろん当たらないと思っております。念のためでございますが、この二十五条の第五項に、所轄庁はこういった収支計算書等の「書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、

信教の自由を妨げることがないよう特に留意しなければならぬ」という規定も置かれていてわけでございます。こういった趣旨からも信教の自由の侵害には当たらないというふうに考えているものでございます。

○魚住裕一郎君 納得できる答弁ではありませんけれども、時間でございますので終わります。(拍手)

○竹村泰子君 宗教法人法の法案審議に入ります前に、二、三お聞きしたいと思っております。

総理、APPCのときに首脳会議において金泳三大統領と話し合われました。相次ぐ閣僚の発言に対して厳しい反省が迫られているわけですが、歴史の共同研究をというふうなお話で合意されたらと報じられておりますけれども、そのあたり、今後どのような具体的な方法が考えられているのか、お考えがありましたらお聞かせください。

○国務大臣(河野洋平君) 日韓首脳会議の前に日韓外相会談がございまして、その外相会談におきまして、私と韓国の孔魯明外務部長官との間で今お話しの問題がございました。

この問題につきましては、かねてから日韓フォーラムという集まりがございまして、日韓フォーラムから日韓双方に対して幾つかの提言が出ておりまして、その提言の中で今お話しの問題は歴史研究についての御提言がございまして、こうしたこととつやってみようではないかという話し合いを双方でしたところでございます。この線に沿って、この双方の話し合いに沿って私どもは作業をこれからしたい、こういう合意をいたしました。

首脳会議におきましては、村山総理から外相会談で話し合ったことをしっかりやりましよう、というふうなお話であったと記憶しております。

○竹村泰子君 具体的な方法とかそういうことまではまだいっていません、共同の研究を十分進めていきたいと思いますか。

それでは、やりましようやりますか。

なかなか進まないですから、ぜひ実現をしていただくために、どうぞ具体的なターゲット、そしてカリキュラムと言つていただきたいと思います。順序立てて具体化していただきたいというふうにお願いをしております。

ついでにと言つてはなんですが、戦後五十年の企画の中で懇談会の設置がされておりますアジア歴史資料センター、この進捗状況、準備の進みぐあいはいかがでございますか。

○国務大臣(河野洋平君) ちょっと突然のお尋ねでございます。至急資料を取り寄せたいと思っております。しばらく時間をおかしたきたいと思います。

○竹村泰子君 突然お尋ねしているわけではなく、私はちゃんとこれはレクしてございまして、通告してございまして、ぜひ今どんな段階でどんなふうになっているか、おわかりの方、官房長官、わかりますか、教えていただきたいと思っております。

○国務大臣(野坂浩賢君) 歴史資料センターの問題は、私どもが担当しなかならぬというふうにお考えしております。現在検討を始めたというところでございます。確たるものはまだでき上がっておりません。

○竹村泰子君 私がお聞きしましたのは、以前は新聞にもよく書かれておりましたけれども、最近ちょっと鳴りをひそめているかなと、懇談会の様子でございます。ぜひきちんとはかどるようにならしていただきたいと思います。

それで、アジア歴史資料センターをどこにつくるかということで、何も東京にのみ考えなくてもいいのでありまして、あるいは東京とどこかに分館ということも考えてもいいのでございまして、一つは特別の歴史を持った沖縄につくる、こういうふうなこともぜひお考えのうちにに入れていただきたいと思っております。これは考えていただきたいという提案でございます。

それでは、法案に入っていきたいと思っております。

それでは、法案に入っていきたいと思っております。

れども、オウム真理教による一連の事件、これは国民に衝撃を与えました。宗教法人法制度や宗教活動のあり方が議論を呼ぶこととなったわけでありまして。私も日本社会党でも宗教問題対策委員会を設けまして、六月六日から七回の委員会を開き、宗教関係者、学者、そして弁護士など、皆様からヒアリング、討議等を行ってまいりました。

総理、衆議院から参議院とずつと何回ももうお聞きになっておりますけれども、宗教界からは、おおむね戦前、戦中の国家権力による誤った宗教弾圧の歴史をやはりなかなかぬぐい去ることができないで、そして改正案の所轄庁の移管や調査の質問権などが信教の自由を侵すのではないかと懸念から、かなりの反対を表明されていること、もう御存じのとおりだと思っております。この審議の状況もじつと国民は見えていくと、宗教界も見詰めているというふうにも思っています。

また一方、宗教の名をかりて靈感商法とかあるいはマインドコントロールとか、インチキな募金だとか、そして洗脳とか、オウム真理教のテロ行為や殺人集団とまではいかななくても、そういった悪質な団体が数多く存在することもまた私たちの憂慮するところでございます。

今回、宗教法人法の改正を機会に、宗教について、あるいは信教の自由について、また社会的に許されない多くの問題を持つ宗教団体についても国会で議論できることは、私は大変貴重な機会だというふうに思っております。災いを転じて福としたいというふうに思っております。

○国務大臣(島村宣伸君) 御高承のとおり、宗教法人法は昭和二十六年制定のものでございまして、社会も大きく変化をし、宗教法人の実態もま

た大きく変わったところでございまして、率直に申して時代にそぐわない問題がいろいろ出てきております。

そこで、オウム事件をきっかけといたしまして宗教法人法を改正すべきと国民の声も非常に高まりましたので、前文部大臣であります野野宮さんから宗教法人審議会に検討を依頼したところでありまして。その結果、五回の総会、八回の特別委員会で御審議をいただき、その結果を踏まえての報告が九月二十九日に出され、これをもちまして私どもは改正案を作成したところでございます。

○竹村泰子君 そこで、その所轄庁の変更については、国民の利便、国民の理解、国民の安心、それらを配慮した規定と答弁しておられます。これは衆議院の宗教特別委員会での与謝野委員に対する文部大臣の答弁でございますが、これは今回のオウム真理教のような集団に対して所轄庁が責任ある態度をとりやすくする趣旨と、そう理解してよろしいですか。

○国務大臣(島村宣伸君) 今回の改正がオウム真理教事件をきっかけとしたことは事実であります。いわば宗教法人法は宗教法人の規制とか取り締まりのための法律ではございません。そういう意味では、オウム真理教事件の再発を宗教法人法の改正のみによって防止することは困難であります。

○竹村泰子君 国民の安心のためというお言葉をお使いになりましたんですけれども、これは宗教

団体一般に対する一種の不信感というか、そういう意味合いがあるようにもとれるわけでありませうけれども、この発言に対する大臣の真意は何でございますか。

○国務大臣(島村宣伸君) ほかの御答弁でも何度も申したことでありますが、私は信仰というのは非常に大切なものだと考えておりますし、宗教法人に極めてまともなまじめな、しかも社会的にも非常に意義ある活動をなさっている宗教法人をたくさん存じ上げております。

ただ、十八万四千も認証を受けた法人があることでありますから、中にはこれが宗教法人と言えらるかどうか大変疑義を持たざるを得ない宗教法人の活動もあるわけでございます。これらについて今度は所轄庁として責任が持ち得る環境に前進ができるかと、そう考えておるわけでありませう。

○竹村泰子君 今回の改正は宗教法人に対する監督権限を強化しようとするものではないと私は理解しておりますが、所轄庁が文部大臣になることによつて、都道府県知事であった場合と比べて宗教法人に無用の手続とどうか不便を強いるようなことにならないかどうか、教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(島村宣伸君) 所轄庁が都道府県知事から文部大臣にかわりましても権限は全く変わりがありません。したがって、今回の法改正によつて所轄庁が文部大臣となつても監督権の強化につながらず、こういうことはございませぬ。

○竹村泰子君 そうしますと、所轄庁がかわつてもさほど不便を感じさせることにはならないということですね。

所轄庁が都道府県知事から文部大臣に移行するまでの事務手続上の流れを教えてくださいませうか。

由いたしまして、文部大臣としては、現在知事所轄庁であるけれどもほかの都道府県内に境内建物を持つておる法人というのが把握できることになるわけでございます。

そして、把握できた後、この法律が施行になりまして所轄が具体的に知事から文部大臣に移るわけでございますけれども、もちろんこの段階では再認証といったものは全く必要ございませんし、先ほど大臣からも答弁申し上げましたように、知事所管法人であっても文部大臣所管法人であっても法律の権限関係については全く同一というものでございませう。

○竹村泰子君 所轄庁を都道府県知事から文部大臣に変更することによつて、例えば、特に教年にわたつて収支計算書などが全く出されてない休眠状態であると考えられる宗教法人について、その確認が必要な場合など、これまでの所轄庁との協力体制の整備が必要と考えられますけれども、それについて大臣及び文化庁の御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(小野元之君) いわゆる休眠している法人というのがございませうと、それを應用するといったようなこともあつて所轄庁としては非常に困るわけでございますけれども、今回の法改正をお認めいただきますと、毎年、財産目録、収支計算書等の財務関係書類をいただくことになるわけでございます。

仮に休眠していらつしやるということであれば、そういった書類が出てこないということ、それをなぜ出てこないんですかというお尋ねをして、そしてどこにも関係者がいらつしやるない、あるいは事実上全く法人の実体がなくなつておる、休眠しておることになるわけでございます。その意味で、今回の法改正によりましては、休眠法人を整理していきますと、そういったことについては大変意義のあることだと思ひわけでございます。

もちろん、休眠法人が確認できました場合に、元の役員でございませうか関係者等に対していろいろお尋ねをした上で、事実上実体がないということ、解散命令請求を行うことになるわけでございますけれども、そういった段階では法人との協力体制、法人に協力いただく、あるいは法人の残つていらつしやる関係者に協力いただくということは大変必要なことだと思ひまして、そういう意味でそういった方々の協力を求めながら適切に対応してまいりたいというふうに考へております。

○竹村泰子君 宗教法人側からの反対の非常に多くの声を私たちが聞いておりますのですけれども、衆議院ではできなかった参事人や公聴会などで参議院ではじっくりと意見を聞かせていただきたい。私たちは、例えば、靈感商法対策弁護士連絡会の山口広弁護士でありますとか、宗教家でもあります寺内大吉さんでありますとか、そういった方を候補に挙げて参事人、公聴会などのじっくりとした開催を願つておるところでございます。その点どうぞ決意とそれからそういう意見をどう聞いておられるか、ちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(島村宣伸君) これは国会の方でお考へをいただくこととございませうので、私の感想は御遠慮申し上げます。

○竹村泰子君 ごめんなさい、言い方が悪くて。私が聞きましたのは、宗教法人やたくさんさんの宗教団体からのさまざまな意見をどのように聞いておられますでしょうか。

○政府委員(小野元之君) 基本的には宗教法人審議会の委員の方々というの、ある程度そういった宗教団体の代表的な方々でございます。それから、私もいろいろなおつき合いがございまして、宗教法人の方といろいろお話しする場面もあるわけでございますが、そういった段階におきましても宗教法人の方々の御意見をお聞きすることはいたしてらるわけでございます。また、宗教法人審議会におきましても、宗教法人等代表を送つていらつしやるない団体、宗教法人等からのヒアリングといひますか御意見をお聞きす

るといふ機会も設けたところでございませう。

○竹村泰子君 私は文化庁に聞いたんじやなくて大臣にお聞きしたので、文化庁が答えることはないです。

大臣にお聞きしたいと思ひますが、そのことと同時に、この所轄庁を国に移管することによつて、地方分権という観点ではいかがでございませうか。両方あわせてお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) 地方分権問題の御質問でありますから、所管の私からその点についてお答えしたいと思います。

国家公安委員会委員長として私は上九一色村等の視察も行いました。オウム真理教のいわば、毒ガスをつくつたり、人が殺されたり、彼らの重要な拠点が山梨にあって、そこに認証を求めていないで東京都知事が認証している。これはとても難しい話だなと実感いたしました。

文部大臣が言われましたように、昭和二十六年の宗教法人法成立の時代と広域性だとかさまざまな点で大きな変化があつた。したがつて、そういう二つ以上にまたがる境内建物所有している宗教団体は文部大臣のところで認証をしていく、所轄をかえる、これは当然なことだというふうに理解をいたしました。

一方、地方分権というのは、御案内のように、地方はそこに住む住民たちの声をじかに聞けるわけでありまして、その自主性だとか自立性というものを大事にしていく。今までのように二割行政とか三割行政ではだめなので、地方にもっと権限を与えようという流れでございまして、ことしの五月に地方分権推進法というのができ上がりました。推進委員会もできて、今どの部分を国がやり、どの部分を地方がやるのかというすみ分けを初め、やがてはそれに伴う予算等の割り振りも決めていかなければならぬわけでございます。しかし、地方分権といひましては全部の仕事を地方に回すということではありませぬで、国がやるべきもの、地方がやるべきもの、きちつとすみ分けするといふ観点から考へてまいりますと、今

度の宗教法人法の法律改正で所轄がかわるといふことは、私は地方分権の流れに逆行するものではない、そのような理解をいたしております。

○竹村泰子君 じゃ、質問を変えましょう。総理にお聞きいたしますけれども、皆さんのいろいろな反応が出ておりますが、国家と宗教の適切な関係のあり方に対する御認識、きのうも大分ここで審議されておりましたけれども、いかがでしょうか。国家と宗教は一体どういふふうにあれ

ばいいとお考えでしょうか。

○国務大臣(村山富市君) これは、宗教団体を宗教法人法の認定をすることによって、信教の自由、政教分離の原則、先ほど来議論がおりますね、そういうものを前提にした宗教団体としての活動に対して物的な基礎を与えていくという意味では、この宗教法人法に基づいて公益的な役割を担った団体として活動していただく必要がある、それを国家としては行政を通じて保障していく、裏づけをしていくというふうな関係にあると思

ます。

ですから、国の行政というものはあくまでも憲法、法律に基づいてやっておりますから、憲法で保障されていることについては国も責任を持ってそれを裏づけていくというのが当然のこと、国家と宗教の関係はそうあるべきではないかというように私は思っています。

○竹村泰子君 大変大きな国家と宗教なんという問題は、歴史的にもいろいろ私を私たちは、人類はと言った方がいいんでしょうか、体験をしてきた教訓があるわけでありまして、幾ら総理大臣だといつても一言で、それはこうあるべきだなんてばつと言えないものではないかというところは十分承知しながらお聞きしたわけでありまして、けれども、やっぱりお互いに侵すべからざるものを持つている。

しかし、私がこれから申し上げます、たくさん例がありまして、時間が許す範囲でどのぐらい御披露できるかわかりませんが、きちんとして管理しなければならぬという問題も多々ござい

ます。それは、もう宗教というよりも違った団体になってしまっているというふうな場合でありますけれども、そういうことで非常に難しい大きな問題でありまして、私たちここで審議をしているわけですけれども、宗教団体の社会的責任というのでも問われると思うわけですね。

私の知っている範囲では、本当にもうオープンにディスクロージャーも全部やってきちんと運営している宗教団体がたくさんございます。けれども、社会的責任を全く持たない宗教団体もたくさんあるわけでありまして、文部大臣、その辺のところをどういふふうにする社会的責任についてお感じになっておられますでしょうか。

○国務大臣(島村宜伸君) 私は、まず宗教というのは人の心を安定させる、あるいは精神文化に深くかかわって、現代においても国民の生活に深く定着し、かつ社会の安泰に大変大きな貢献をしている、こういうふうな受けとめております。

その意味で信仰は極めて大切なものと、そう考えているところでございますが、本来性善説に立った宗教法人法によって認定を得た宗教団体の中にも、そういう性善説を全く裏切る、いわば社会的にむしろ害毒を流すと思われるような活動をしている宗教法人があることもまた指摘されること、この責任を果たすということから今回の法改正をお願いしている、そういう意味でございます。

○竹村泰子君 それでは、宗教団体が個人の信教の自由を侵してしまっている、オウムとかその他いろいろな宗教でそういう場合があると思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○国務大臣(島村宜伸君) 宗教団体といえども法令に従って活動を行わなければならないのは当然のことです。法令に違反する場合には当該法令によって処罰をされることになっておることは宗教法人法八十六条に定めております。したがって、宗教団体が信者の脱会の自由を認めないとか、強制的にお布施を出させるなど、個人の信教の自由を侵害することがあってはならないとい

ろであります。その意味では、場合によっては刑法上の問題にもなり得ると思っております。また、効能のないことを知りつつ効能があるとして物品を売りつけることなどが法律上許されないことは一般の場合と何ら変わらないものであります。

私としては、法令や世の中の常識を基礎とした上で、どの宗教団体も良識を持って活動されることを期待する次第であります。

○竹村泰子君 では、少し細かく伺っていきたくて思いますけれども、二十五条に関連して、昨日もこの委員会の中で出ておりましたけれども、信者その他の利害関係人の定義というのがあるんでしょうか。

それと、正当な利益があり、不当な目的によるものでないか認められる者の定義というのがあるんでしょうか。

○政府委員(小野元之君) 法律上、信者について定義があるわけではございません。信者の定義につきましても、各宗教団体の特性や慣習によりまして個別に判断すべき部分がございます。信者かどうかということ、この委員会でもたびたび御答弁申し上げておりますように、宗教法人が判断するということになるわけでございます。ただ一般的には、信者といふと、例えば寺院の檀徒、神社の氏子さん、総代、宗教教師、こういった方々を指すというふうな考え方をしております。

それから利害関係人でございますが、これは宗教法人と法律上の権利義務関係を有する者というふうに理解をいたしているところでございます。

それから、正当な利益があり、かつ不当な目的でないという部分でございますけれども、正当な利益と申しますのは、そういった当該書類を見せたいというところについて法律上の正当な利益があるという意味でございますし、不当な目的という点につきましては、これを閲覧させてもらうことによつて、それによつて得た情報を第三者に売却しようとする場合でございますか、あるいはそういった情報を知ったことで法人を害しようとする

といったような目的を持っているとか、そういったことが一般的には考えられるというふうなところでござい

ます。

○竹村泰子君 だから、こういう人のことを指すというふうな定義はないけれども、しかしそれは宗教団体がきちんと判断をして、そしてディスクロージャーするべきかどうかというところを決めるというふうな解釈してよろしいですか。

○政府委員(小野元之君) 御指摘のとおりでございます。

○竹村泰子君 あくまでもその宗教団体の自主性というのが尊重されなければならないと私は思うんです。いい宗教団体と悪い宗教団体と変えても、本来のまともな宗教活動をしている宗教団体ばかりであれば、こういういろいろな余計な心配はしなくてもいいし、団体自治ということその団体が自発的に申告をし、そしてディスクロージャーをして、求められれば応じていくというところであれば一番いいのだと思っております。早くそういうふうにならばいいと思っておりますけれども、残念ながら今はそうではないということですね。

この二十五条の五号の議事録に関する書類というのは、これはイコール議事録のことです。

○政府委員(小野元之君) 御指摘の二十五条五号の書類、例示いたしますと責任役員会の議事録、そういうものであろうかと思っております。

○竹村泰子君 議事に関する書類というこの言葉は、必ずしも議事録とは私とはちがっていいような気がするんですけれども、大臣いかがですか。

うことではないかと思うわけでございます。

○竹村泰子君 そのところは柔軟でいいわけですね。議事録がないからだめだというふうな切り捨てはしないということですね。

○政府委員(小野元之君) 備えつけをお願いする場合でございます。もちろん宗教法人が自主的に判断されるわけでございますけれども、宗教法人の意思決定の経過と決定事項がきちんと記録されておればこの五号の書類に当たるといふふうに考えております。

○竹村泰子君 わかりました。

そして、その次の「正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者」というのはどういふものでしょうか。そしてまたそれが判断するんでしょうか。

○政府委員(小野元之君) この点につきましては、宗教法人が判断されるわけでございまして、先ほど少し御説明いたしましたけれども、例えば法人が一般に公開していない情報、そういったものを閲覧請求することによって得た情報を第三者に売却しようというふうな場合でございますか、それから閲覧して知った情報によって法人を害しよう、法人のためにならないことをしようという目的で、そういったものを見せたいという申し入れをする場合などが当たると思っています。

○竹村泰子君 それから、私はきょうは認証について少しお聞きしたいと思つたんですけれども、これは時間の関係で次に譲りたいと思つて、オウムの場合、一体どういふ認証の手続とどういふ認証が行われてオウム真理教は宗教法人となつたのか。これは調査をしていただいて、この次の機会に、ぜひ東京都とも相談をしていただいで、どんな経過で、どういふ手続でオウム真理教に宗教法人の許可をおつたのか、これを教えていただきたいとお願ひをしておきます。よろしいでしょうか。わかれば教えてください。

○政府委員(小野元之君) お答えを申し上げます。

オウム真理教でございますが、平成元年の三月一日に東京都知事に対して規則の認証申請書が出されたものでございます。東京都知事はこれを審査の上、認証のための要件を備えているというところで八月二十五日に認証したわけでございますけれども、その具体的な経過といたしまして、三月一日付で申請書が出てきたわけでございます。これを都知事は預かったわけでございますが、この宗教団体につきましては申請時に苦情等が寄せられておりました。

主な苦情としては、家族がオウム真理教に入信したけれども帰ってこない、会いに行つたけれども会えない、あるいは高額のお布施を納めさせられたと、こういったような苦情が寄せられておつたわけでございます。

東京都としては、こういったことについて事実関係の確認の調査等を進めたわけでございまして、申請書については書類上の不備がないということを確認いたしましたので、五月二十五日にこれを受理したわけでございます。

そして、その後も苦情等に関する事実関係の調査あるいは確認、それから規則が認証の法的要件に該当しているかどうか、これは十四条の規定があるわけでございまして、当該団体が宗教団体であること等々について審査を行ったわけでございます。しかし、法令違反等の事実が確認できなかった。規則認証の要件を満たしているというふうな判断をいたしましたので、八月二十五日に規則を認証したところでございます。

○竹村泰子君 そういふ手続上の経過をお聞きしているんじゃないかと、オウム真理教のような宗教がなぜ宗教法人として認められてしまったのか。ほかにもありますよ、たくさん。そこを私は、どういふ審議の網をぐぐってくるのかということをお聞きしたかったので、それは多分文化庁は今答えられないと思つて、十分調査して答えさせていただきます。

○委員(佐々木清君) 答弁は簡潔にお願いします。

○政府委員(小野元之君) この十四条一項で宗教法人の認証についての要件が書いてあるわけでございます。

一つは当該団体が宗教団体であること、これが一つでございます。宗教団体であるかどうかについて東京都もオウム真理教についてはいろいろ確認をさせていただいたというふう聞いております。それから二つ目の要件は、当該規則が宗教法人法その他の法令の規定に合っているかどうか、この点でございます。それから三つ目は、当該設立の手続が宗教法人法十二条の規定に従ってきちんとなされているかどうか。

この三つの要件、これらすべてを備えているかどうかについて東京都としては慎重な審査をしたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、いろんな苦情等が寄せられておつたわけでございまして、最終的には規則認証の要件を満たしているということで認証したものでございます。

○竹村泰子君 だから、これからはオウム真理教のようなそういう宗教法人が出てくるかもしれないわけですよ。私たちは、二度と再びこのような問題を宗教団体が起こしてはいけない、どの集団も起こしてはいけないと思つて、それで聞いています。何か取っかかりがあればその宗教団体は認証してはいけないんだということができるといいんじゃないかと、これは、このところ審議しております宗教法人法の中では、恐らく私はこの宗教団体は認証してはいけないんだというふうなことはきちんとしてほしいと思つています。

ですから、後で申し上げようと思つたけれども、今後こういう宗教団体に関する、あるいは悪質な宗教に関する調査会なり委員会なりがきちんと把握できるような、そして認証すべきでないものに対してはどういふふうに私たちが防衛すればいいのかわからないことを考えていかなければならぬというふうなことを考えていかなければならぬという問題もさることながら、全国霊感商法

対策弁護士連絡会というのがあります。これは統一教会が主ですけども、霊感商法に対応しておられる弁護士たちがこの弁護士連絡会をつくっておられまして、七月に村山富市総理大臣初め文部大臣、東京都知事、法務大臣、自治大臣、大蔵大臣、外務大臣に対して要望をしておられるんですね。その要望のことを私は各大臣にお聞きしたいというふうに思っています。

つまり、こういう霊感商法のようなことを、あるいはインチキな募金とかそういうことをやっている宗教、このことが、これをきちんと取り締まることができなかったからオウムのようなことが起きてきたのではないかと、思いますので、まず文部大臣、お聞きしたいと思つています。

これは、ちょうどことしの七月というのはあの有名な合同結婚式が韓国で行われたときでありまして、その合同結婚式についてこの連絡会の皆さんが要望書を出しておられるわけでございます。この結婚式が準備中であるけれども、参加者一人について参加費として三十万円及び感謝献金と称する百四十万円などの支払いを指示している。これは一万人行けば一万人が持つていくわけでありまして、そして、この合同結婚式の参加者に対して極秘裏に、社会通念上の婚姻意思の形成がなされていなくてもかかわらず、婚姻届の提出が家族にも相談せず出されている。

こういうふうな実体のない届け出、これまでに行われた合同結婚式によりまして、日本人の信者が外国人男性と強制的に結婚をさせられる、こういうことも起きています。そして、法令に違反して著しく公共の福祉を侵害し、しかも宗教団体の目的を著しく逸脱した組織活動であると広くみんなが思いつながら、なかなか国会でも議論の場がなかったというふうなこの問題につきましては文部大臣に対して要望が出ておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(島村宜伸君) 御指摘のとおり、私は人道上也、また今回のその費用の負担においてもまことに法外であると常識的に考えますので、非

対策弁護士連絡会というのがあります。これは統一教会が主ですけども、霊感商法に対応しておられる弁護士たちがこの弁護士連絡会をつくっておられまして、七月に村山富市総理大臣初め文部大臣、東京都知事、法務大臣、自治大臣、大蔵大臣、外務大臣に対して要望をしておられるんですね。その要望のことを私は各大臣にお聞きしたいというふうに思っています。

常に困ったことだと、そう受けとめております。
○竹村泰子君 困ったことだとだけでは困るので、これは合同結婚式を中止させよとか、是正させよとか、そういうことはなかなか難しいとしても、これは日本の国民ですからね、花嫁として行かされているのは、そういう意味において、私たちはこのことをもつと問題としなければならぬと思うんです。

○国務大臣(宮澤弘吉) ただいま統一教会に関連をいたしまして、幾つかの具体的な犯罪の疑惑と申しますか、これについて御質問がございまして、個々具体的な事案につきまして、それについて犯罪が成立するかどうかというところは、これは捜査機関が収集した証拠に基づいて個別的、具体的に判断するものでございまして、今ここで法務当局として一括して御答弁を申し上げることは差し控えたいと思っております。一般論といたしましては、検察は刑事事件として取り上げるべきものがあれば、警察当局側とも密接な連絡のもとに適時適正に対処しているものと思っております。

○国務大臣(深谷隆司君) 警察といたしましては、いかなる団体であらうとも犯罪の容疑がございませすれば法に照らして適切に対応してまいるといふのは当然のことでございます。
○政府委員(中田恒夫君) お答え申し上げます。基本的にはただいま大臣からお答えしたとおり

でございますけれども、私どももいたしまして、人をだましたりあるいは人の弱みにつけ込むような悪質な商法に對しましては、内容に即してあらゆる法令を適用して厳正な取り締まりを行っておるところでございます。

○国務大臣(島村宣伸君) ちよつと御説明に不足がございましたので、補足をさせていただきます。御高承のとおり、世界基督教統一神霊協会、いわゆる統一教会は東京都知事が所轄する単立の宗教法人でございます。それで、この弁護士連絡会から出された要望書に對しまして、所轄庁の東京都は要望書を統一教会に送付するとともに、統一教会の方に任意で来庁を願ひ、宗教法人としての公共性及び社会的存在の認識を持つことなどを要請したところと承知しております。

○政府委員(橋原英資君) 一般論として申し上げます。○竹村泰子君 この合同結婚式のようものを催して、そして莫大な現金を外国に組織的に搬出する疑いがある。これは、外為法などに違反するおそれはないのでしょうか。大蔵大臣、どうお考えになりますか。

○竹村泰子君 困ったことだとだけでは困るので、これは合同結婚式を中止させよとか、是正させよとか、そういうことはなかなか難しいとしても、これは日本の国民ですからね、花嫁として行かされているのは、そういう意味において、私たちはこのことをもつと問題としなければならぬと思うんです。

○政府委員(橋原英資君) 一般論として申し上げます。○竹村泰子君 この合同結婚式のようものを催して、そして莫大な現金を外国に組織的に搬出する疑いがある。これは、外為法などに違反するおそれはないのでしょうか。大蔵大臣、どうお考えになりますか。

○竹村泰子君 私は、統一教会につきまして、非常に被害が大きいものでありますので、きちんと折を見て私たちが問題として取り上げていかなければならないというふうに思っています。オウム真理教のようなテロ集団、武器、兵器それから殺人とか、そういうことこそまだなかったけれども、特にきょうは触れられませんが、子供たち、未成年者を一方的に信教の自由を侵して連れ込んでいくとか、これはもう手口としてはオウムと全く同じようなことをやっているわけでは、私たちは見るに見かねている。

○政府委員(橋原英資君) 一般論として申し上げます。○竹村泰子君 この合同結婚式のようものを催して、そして莫大な現金を外国に組織的に搬出する疑いがある。これは、外為法などに違反するおそれはないのでしょうか。大蔵大臣、どうお考えになりますか。

○政府委員(橋原英資君) 一般論として申し上げます。○竹村泰子君 この合同結婚式のようものを催して、そして莫大な現金を外国に組織的に搬出する疑いがある。これは、外為法などに違反するおそれはないのでしょうか。大蔵大臣、どうお考えになりますか。

○政府委員(橋原英資君) 一般論として申し上げます。○竹村泰子君 この合同結婚式のようものを催して、そして莫大な現金を外国に組織的に搬出する疑いがある。これは、外為法などに違反するおそれはないのでしょうか。大蔵大臣、どうお考えになりますか。

○政府委員(橋原英資君) 一般論として申し上げます。○竹村泰子君 この合同結婚式のようものを催して、そして莫大な現金を外国に組織的に搬出する疑いがある。これは、外為法などに違反するおそれはないのでしょうか。大蔵大臣、どうお考えになりますか。

持っておりますだけで訳されたものがこんなにあります。これは統一教会について実に克明な調査をしておられます。それから、オウム真理教については、先ほど同僚の議員がおっしゃっておいりましたように、やはり米のこれは上院で公聴会が開かれて調査をしております。日本だけ何にもしていないんです。

○政府委員(橋原英資君) 一般論として申し上げます。○竹村泰子君 この合同結婚式のようものを催して、そして莫大な現金を外国に組織的に搬出する疑いがある。これは、外為法などに違反するおそれはないのでしょうか。大蔵大臣、どうお考えになりますか。

○政府委員(橋原英資君) 一般論として申し上げます。○竹村泰子君 この合同結婚式のようものを催して、そして莫大な現金を外国に組織的に搬出する疑いがある。これは、外為法などに違反するおそれはないのでしょうか。大蔵大臣、どうお考えになりますか。

○政府委員(橋原英資君) 一般論として申し上げます。○竹村泰子君 この合同結婚式のようものを催して、そして莫大な現金を外国に組織的に搬出する疑いがある。これは、外為法などに違反するおそれはないのでしょうか。大蔵大臣、どうお考えになりますか。

○政府委員(橋原英資君) 一般論として申し上げます。○竹村泰子君 この合同結婚式のようものを催して、そして莫大な現金を外国に組織的に搬出する疑いがある。これは、外為法などに違反するおそれはないのでしょうか。大蔵大臣、どうお考えになりますか。

というふうに思います。これもEUとかはかの多くの国々では、アメリカでもそうでなければ、RICO法というのが成立しておりまして、そういう法律を考えていかなきゃならないんじゃないかと思えます。

それから、私は一人の女性として、母親の一人としても、オウムの子供たちのも大変気にかかっています。どうやってあの子たちに普通の社会に戻ってもらって、そして健全な育成をこれからして、いってやるだろうかと、これがすごく気がかりなんです。これも次の機会に譲りたいというふうに思います。

ということ、これらの問題は信教の自由、それから宗教とは何かという宗教政策の基本にかかわる問題であり、あくまでも信教の自由は保障されなければならぬと思えます。ですから、拙速は避けて、国民的な英知を結集して、法案成立後もしっかりと検討していくような、そういう形にぜひ私も持っていきたい。

例えば、宗教社会学者、宗教家、宗教被害にかかわる弁護士等を含む幅広い有識者による行政の調査会を設置することや、この問題を集中的に討議することができるといったシステムを国会の中につくることを提唱しておきたいというふうに思えます。もちろん、さっきも申し上げましたように、参考人、公聴会、これらのことを開いてじっくりと開かれた審議をしていくことができるようにしたいというところをお願いして、総理と文部大臣の御決意を聞いて、私の質問を終わろうと思えます。

○国務大臣(村山富市君) この法案の審議をどう進めていくか、できるだけ参考人の意見聴取や幅広い方々の意見も聞きながら濃密な審議をしていきたいということについては国会でお決めになることですが、私の方からとやかく言うべき筋のものではないというふうに思いますが、しかし今いろいろ御指摘がございましたような問題点もたくさんあると思えます。これはもう不断にこれからも勉強

もし検討していかなきゃならぬことは、検討して漏れないようにしていくのが私どもの責任ですから、そういう努力は今後も続けていきたいというふうに思えます。

○国務大臣(島村宜伸君) 現在お願いしております改正案の審議につきましては、御指摘のとおり私も全く賛成でございます。

それから、認証の問題とか財産保全の問題等についてもいろいろ御意見のあるところでございまして、こういう問題につきましても将来を見据えて必要があるものはさらに検討を続けていく必要があると、こう考えます。

なお、財産保全の問題を改正いたしましても、不遑及の原則に照らしてオウム真理教には今すぐこれがまた該当いたしませんので、そういう意味ではこれからの宗教法人の健全なあり方のために必要なものがあれば、またそのように対応していきたいと思えます。

○竹村泰子君 終わります。(拍手)
○峰崎直樹君 同僚の竹村委員に続きまして私は、宗教法人法、今回の改正案、さらには関連をいたしますいわゆる民法第三十三条、第三十四条の法人の問題について、主として税制の観点からお聞きしてみたいわけでありまして、と申しますのも、この宗教法人に与えられていますいわゆる国税あるいは地方税に關します非課税措置というものは大変優遇されているというふうに思うわけでありまして、これはもちろん宗教法人だけではないと、社会福祉法人や学校法人、その他の公益法人等に適用されていることは言うまでもないわけでありまして、

そこで、この宗教法人というものにそのような課税上の特典というものを与えている根拠というのは一体どこにあるんだとか、この点をまず明確にしておく必要があるかなというふうに思うわけでありまして、この点について課税庁でありまして大蔵大臣あるいは大蔵省、自治省、そして文部大臣等の御見解をまずお聞きしておきたいと思えます。

○国務大臣(武村正義君) 宗教法人は、我が国の法制上、数多くのその他の公益法人、社団、財団等々の法人と同じように、いわゆる公益に關する団体として位置づけられて今日に至っております。そういう意味では、公益に關する団体の中に宗教法人が入っております、全体として法人税法上も同じ扱いをいたしているということであり

○国務大臣(深谷隆司君) 宗教法人を初め公益法人等については、一般の営利法人と異なりまして、公益的な活動を本来目的としている、そのことに特に配慮して非課税措置というものが講じられていくわけでございます。

宗教法人に対する地方税の課税の取り扱いにつきましては、法人住民税及び法人事業税については社会福祉法人、学校法人と同様に、公益に關する団体という位置づけで収益事業を行う場合を除いて非課税といたしております。また、固定資産税については、公益性とか公共性ということにかんがみまして、つまりその用途の特質性を考慮してこれを非課税という措置にいたしているところでござい

宗教法人については申し上げなければならぬことは、専ら本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地に該當するものについて、宗教の教養を広める、儀式を行う、あるいは信者を教化育成するという宗教活動の公益性にかんがみて非課税になつていくという点でございます。この部分は十分な注目が必要であると考えております。

○国務大臣(島村宜伸君) 宗教法人は宗教活動を行うことを主たる目的とするものでありますが、宗教は人心を安定させ、また日本の精神文化を向上させるために重要であるとともに、神社、寺院、教会等、我が国における宗教法人の存在は国民一人一人の生活に深く定着し、大きな役割を果たしていると思えます。このことから、宗教法人の宗教活動につきましても公益性が認められていくと

○峰崎直樹君 いずれも公益性という観点を強調されたわけでございます。この点はまた後で再度お尋ねしたいと思います。

私は先ほど非課税ということを強調したわけでありまして、これは諸外国、アメリカやイギリス、ドイツ、フランス等と比較しますと、どうも日本の公益法人に対する課税の方法というのは、これは非常に特殊ではないかというふうに映るわけであり

調べてみますと、アメリカやイギリス、フランス等では免税制度というものであります。法人格を与えることと、そして法人格を与えるけれども、それに対する課税をどうするかというの点はまた別途課税で判断をする、こういう仕組みになつているというふうに聞いています。日本でも、日本でもこういうやり方を、免税制度というふうに呼ぶんだそうですが、非課税から免税に変えたらどうだと、こういう意見があるわけであり

そこで、大蔵大臣、ちょっと戦後の税制にとつて大変大きな改革と言われた例のシャープ税制のときに、日本のこのような法人、いわゆる公益法人に対する税制のあり方について、宗教法人ももちろんその中に含むわけでありまして、そのあり方についてどのような提案がなされ、それについて課税当局はどのような判断をされたのか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) お答え申し上げます。御指摘の昭和二十四年、たしか九月だったと思いますが、シャープ勧告がございまして、これに基づきまして昭和二十五年の税制改正が行われていくわけでございます。シャープ勧告におきましては、公益法人課税に關しましては、従来の公益法人に対する非課税制度を大蔵大臣の免税承認制度にすべきであるという内容の勧告があったわけ

することに無理がある。また、日本の場合には各省庁がそれぞれの役割を果たしているというこ
とで対応できる。他方、シャープ勧告とアメリカ
税制は直接関係ありませんが、アメリカでは連邦
制をとっておりまして、この種の仕事につきまし
ては、統一的にはIRSというところが適当であ
るといふ考え方がベースにあつたのかと思ひます
が、我が国ではその必要がないといふことで、昭
和二十五年の法人税法の改正におきましては、現
在の個別審査方式は採用せず現在の方式を採用
したわけでございます。

○峰崎直樹君 今お聞きしておりますと、要する
に省庁で、それぞれ所轄庁があるから所轄庁で、
それぞれの公益法人が公益に従つてやっておる
ということが意味ではチェックされるからそこ
でやればいいんだと、こういう話だつたわけ
です。

そうすると、先日来ずつとお聞きしていると、
文部大臣がおっしゃっているように、とてもそれ
はもう掌握し切れなかつたんだといふことにな
ると、この宗教法人に与えた公益、いわゆる公益法
人としての公益性があるといふ意味での宗教法人
に与えたある意味では税制上の優遇措置といふの
は、本当はもつとじっくり議論されてしかるべき
だつたらうと。

私は、実は当委員会に参考人の問題が出ており
ますけれども、ぜひ参考人と呼んでいただきたい
と思ひます。それは税法学者を呼んでいただきた
いんです。と申しますのは、税法をやられた方々
は大抵この宗教法人法に対しては、本当に今の宗
教法人法がいかに問題があるかといふことを
指摘をされます。しかも、大変それがもつともな
私には意見が多いと思ひます。その意味でそのこ
とを、当委員会にお呼びするように私もぜひお願
いしたいといふふうに思ひます。

具体的に固有有名詞で言いますと、私も、朝日大
学の石村先生、この種のことでは大変ベテランで
ございますから、そういう方あたりがいいんじや
ないだらうかといふふうに我が党を通じて要請を

したりしておりますので、この点もよろしくお願
いをして上げたいといふふうに思ひます。

さてそこで、経済企画庁にお聞きしたらいいん
でしょうか。実は、昨年の今ぐらゐのときから私
どもも与党の中で、あるいは新進党にもそういう動
きがあり、今回法案が提案をされたといふふう
に聞いておりますが、NPO、余り聞きなれない言
葉であります。非営利団体に対して法人格を与
える法案をつくらうといふことで、我々も随分議
論をして、今、与党三党ようやくある段階までま
たまりつゝあるわけでございますが、まだ法案に
までは至っておりません。早急に法案を準備した
いと思ひますが。

さて、阪神大震災の際に、いわゆるポランティ
ア活動に對する、これを支援していくために十八
省庁が集まつて議論をされたやに聞いております
が、その十八省庁で取りまゝとめられたものの中
の、いわゆるこういうポランティアとかNPOと
言われているようなものの法人格と税制の關係に
ついて、どのような整理が政府段階ではされてい
るのか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(坂本博昭君) 委員御指摘のよう
に、二月以降十八省庁で検討を進めてまいりまし
た。現在までの検討結果によりまして、法人格
が、現在までの検討結果によりまして、法人格
と、それとそれに伴う税制上の措置は一応切り離
したものと考へて、法人格については
できるだけ簡易な手続で法人格が取得できるように
する。ただしその場合も、一たび制度ができる
と、これが第一番目です。その次に、さらにその
団体により一層公益性のある活動をするといふ場
合に税制上の措置等も含めた支援措置を講じてい
くことを検討する、こういう内容のものを考へて
おります。

○峰崎直樹君 これは法務省に実は事前にお話を
していなかつたんですが、私も、いわゆる市
民団体が活動することに法人格を与えようとする
ときに、大変議論をしたのは、今お話がありまし

た、簡単にできる限り法人格を与えようじやない
かといふことでのいろいろ議論をいたしました。

その中に、認可とか許可だとかあるいは認証だ
とか確認だとか届け出だとかいろいろ出ているの
であります。これは事前にお話をしていなかつ
たので、法務省、準備されているかどうかわか
りませんが、その一番簡単な方法といふのは一体順
番に並べるとどういふ順番に並ぶのでしょうか。
これおわかりでしょうか。法務省はお見えにな
っておりますか。——じゃ、大臣、恐縮でございま
す。

○国務大臣(宮澤弘君) 大変恐縮でございま
す。御通告がございまして、かなり専門的な御
質問でございますので、必要であれば後刻また御
連絡を申し上げます。

○峰崎直樹君 ちょっと私の手違いといひます
が、お話ししておけばよかつたなと思つたんです
が、しかし、いづれにせよこの認証といふのは宗
教法人法で出ておりますが、これは先ほどの答
弁を聞いておりますと比較的簡単にとれるとい
ふことよろうでございませぬ。

そうすると、NPO、私たちの言葉ではNP
O、NGOと言つておられるんですが、そういう新し
い市民団体が法人格をとることについて比較的簡
単にさせようといふことと、しかし、それは簡単
であるがゆえにその後の公益という判断において
は大変厳しい判断が伴いますよといふことを実は
政府はおっしゃっているわけでございます。

そうすると、この宗教法人法に關して、認証と
いふ形で比較的とりやすくして、同時に、同時
に、実は公益といふ問題もあわせてもう既にこの
認可した段階といふか認証した段階でそういう効
果が生じているわけでございます。

それはどうしてそういうふうになつておるの
か。これは宗教法人の由来みたいなものと絡むん
だらうと思ひますが、文部大臣、その点はいか
がなでございませうか。

○政府委員(小野元之君) 御指摘ございましたよ
うに、宗教法人法では、宗教法人としての法人格

を取得するためには、所轄庁の認証を受けなけれ
ばいけないわけでございます。この認証は、この
委員会でも何度か御答弁申し上げておりますが、
法律で定めている要件を備えているかどうかと
いったものを行政庁の方が審査いたしまして、所
定の要件を備えているといふふうに認めたときに
それを行つ、その旨の判断の表示でございまし
て、法律学的にはいわゆる確認行為であるとい
ふに言われておるわけでございます。

宗教法人につきましては、そういった宗教法人
となるための要件、認証といふことで比較的宗教
の自由を尊重するといふ建前できているわけ
でございますけれども、私どもとしては、この宗教
団体、この要件の一つでございます宗教団体性の
認定といふこと等につきましては、先ほど来御答
弁申し上げておりますように、その要件にきち
と該当しているかどうかを審査していくことをき
ちんと進めていかなければいけないといふふう
に考へておるところでございます。

○峰崎直樹君 文化庁次長、そのことは認証とい
う言葉から認可とかそういうところにいわゆる一
歩基準を上げるといふことなんでしょうか。

○政府委員(小野元之君) 基準を上げるとい
うことではございません。例えば今回オウムの事件
でいろいろ反省点が出ておるわけでございます。
認証する時点でオウムの場合はそのことがはつき
りわからなかつたわけでございますけれども、認
証の時点で明確に公共の福祉に反することが明ら
かである、著しく反しておるといふことがわか
つておれば、それはいかに宗教団体性を備え、手続
も備えて、規則も法律に合致しておりますも、
そういうものについては認証すべきではないとい
ふことをきちんとして進めていかなければいけ
ないと思ひます。これは認証の性格を
変えるわけではございませんけれども、今回の事
件等にかんがみましてその点を厳正に対処してい
く必要があるといふふうに考へておるところで
ございます。

○峰崎直樹君 このNPOという法案は恐らく来

年の通常国会等でまた議論になるだろうと思っておりますので、そこで本格的な議論をしたいと思っております。

きょうは法務大臣しか法務省はおられませんが、私は本当につくづく痛感をおぼえているのは、いわゆる市民運動の団体の方々が何か事を起こそうとされるとどうも所轄庁が非常にはつきりしていない分野がたくさん出ているんです。海外の医療援助をしようという人もいれば、いやいや国内のさまざまな福祉団体の人々を支援しようとか、もう本当に所轄庁がまたがっていくようなものがたくさん出ておまして、本当に今の民法のいわゆる公益法人と言われる所轄庁主義みたいなもので果たして適応できるかどうか大変多くの問題を持っていておられますが、この点はまた別に譲っていきたく思います。

さて、次の論点に移していきたいと思います。先ほど公益という問題があったわけですが、昨日からの宗教法人法の中で憲法論争が起きてきているわけですね。私も税の世界に絡めてまた憲法の問題にちよつと触れてみたいわけですが、憲法第二十条及び八十九條から見て、国から特権を受けてはならない、あるいは国の方もこの宗教団体には公金の支出をしてはならないということが八十九條そして二十條には明記をされているわけですね。

そこでお尋ねをするわけですが、税法上の特典が与えられているということは、これは隠れた補助金だというふうに私どもはとらえているわけですが、隠れた補助金であるというところからいえば、これは実質上公金の支出に当たらないのかどうか、この点まづ明確にしたいと思いますが、これは大蔵大臣の方がよろしゅうございますか。

○政府委員(薄井信明君) お答えいたします。先ほど来御指摘のように、宗教法人は我が国の法制上数多くの財団、社団等と同様に公益に関する法人ということで位置づけられておまして、法人税法の世界では宗教法人だけでなくほかの団

体も一緒に扱っているという関係にございます。

したがって、御指摘の宗教法人についての税法上の取り扱いが方向として公金を支出することになっていないかという性格論の程度の問題はあろうかと思いますが、宗教法人の公益性にかんがみて他の公益法人等と同様に扱っているという形でそれがなされている結果でございます。したがって、憲法二十條第一項の後段の国から特権を受けてはならないという規定に違反しているとは考えておりません。

○峰崎直樹君 主税局長、隠れた補助金であるという点についてはどうなんですか。○政府委員(薄井信明君) お答えいたします。一般の営利法人との課税関係を比較いたしますと、そこには有利性がありますから、定性的に言えばおっしゃる御指摘が当たるとは思います。

○峰崎直樹君 これは決して意地悪を言っているわけではございません。有力な税法学者の中には、このように隠れた補助金を支出するということは、これは憲法違反にも値すると評価をする人もおられるわけですね。もちろん、そうでない評価もあるわけですが、これは私どももよくわかっているわけですね。

その意味で、先ほど三人の方にわざわざお聞きをして同じ回答をいただいたわけですが、そうすると宗教法人の場合に、この税法上のいわゆる隠れた補助金と言われているようなものまで受けている公益法人、宗教法人が本当に公益のために役に立っているかどうかということ、一体我々が本当に十分判断できるかどうかという点について文部大臣、公益性というものを宗教法人に認めるとしたときに、これは他の公益法人と同じような公益ということで理解をしてよろしゅうございますか。

ちよつとわかりにくい表現のかもしれないが、私の説は、もつとも宗教団体の方々、何か一朝事あったら、我々は社会の中でいわゆる補助金をいただいているんだから、隠れた補助金

も、税の優遇を受けているんだから、率先してさまざまな活動の前線に立つてもらわなければならない意味で大変重要な公益性を持っているというふうにお考えですか。その点はどうですか。

○国務大臣(島村宜伸君) 全く同じ考えであります。○峰崎直樹君 わかりました。どうもありがとうございます。その意味で、私どもは既存の宗教法人の方々、きょうテレビで映っておりますから、法人格が与えられているということはそれだけ公益性があるんだということを認めているわけですね。それから、認められた後もちやんとそれが実践をされていないと困るんだということをぜひとも国民の皆さんも知っていただきたいと思うわけですね。

さて、ここからは、昨日の大蔵大臣の答弁をお聞きいたしました。いわゆる宗教法人を含めた公益法人の税制のあり方についてでございます。そこでまず、年度税制改正というものは今ももちろん与党の中で作業をやっているわけですね。平成七年度の税制改正にたまたま私も実はその一人のメンバーとしてその決定に参加をしたわけでございます。そこで公益法人の問題については昨年の十二月十五日に私どもは大変重要な確認をしているわけですね。これは与党三党の確認でありますから、必ずしも政府全体のものになっているというふうには申し上げるつもりはないのでありますが、その中で、いろいろ事業内容のデジャヴロージャードとか、今指摘されているようなことはもう全部実は昨年の十二月に与党三党で議論をしたわけですが、そこで次のように指摘しているわけでございます。

ちよつと読み上げてみますと、「税制自体の問題としても、公益法人等に対する課税の適正化を図るため、軽減税率、収益事業の範囲、金融資産収益に対する課税のあり方、収支報告の義務付け範囲の拡大等について、鋭意検討」する。この最

後の、「収支報告の義務付け範囲の拡大等について」と言っているのは、これは決してある意味で大した問題ではなくて、収益事業をやっている公益法人は実は収支報告を出さなくてもいい、こういう仕組みになっているわけですね。この点については、収益事業をやっていない団体だから収支報告を出さなくてもいいというふうになっていることについては問題があるんじゃないかとどうもお考えですか。

○政府委員(薄井信明君) お答えいたします。昨年の与党の税調の大綱で御指摘いただいておりました、私どもも幾つかの懸案事項の中の一つとして勉強を続けさせていただいている分野でございますが、御指摘のように、現在の法人税法上では、収益事業を営んでいない公益法人につきましては、例えば収益事業開始のときに届け出書が要りませんし、また収益事業を全く行っていない毎年の確定申告も要らないわけですから、それに伴って書類を出すことも必要ないという法制をとっております。このことから、本当は収益事業をやっているが申告していない形になりますと書類も出てこないという形があるのが実態でございます。

したがって、御指摘のような収支報告書制度が、収益事業を行っていない公益法人等についても出さないというようになれば、この面につきましては一歩また前進するかと考えております。ただ、納税義務との関係でこれまでそういうふうになっていなかったという事実がございます。

○峰崎直樹君 今お聞きになっておわかりになったと思うんですが、恐らく公益法人と言われているものはもうたくさんあるわけですね。法律に別表第二とか第三とかついておまして、きょうは皆さんにお見せをしておりますけれども、大変膨大なものがある、範囲もさまざまである。その団体で収益事業をやっているところと、収支報告を、決算を出さなくてもよろし

るものと、収支報告を、決算を出さなくてもよろし

いということになってるわけです。

どうでしょう。これは今回の宗教法人に限ったことではないのでありますが、ぜひとも、これは課税上の問題ではなくて一般的に公益法人という、公益性というものをみずからディスタクロージャーする意味でも、本当はみずからディスタクロージャーということになれば決して届け出なくともいいんですが、この点は性善説に立脚をしいわけでありませうけれども、何が起きているのかわからないという、しかもお金の出入りというものがきちんとしていないということについて、これはやはりきちんとすべきではないかと思うんですが、この点は総理に答えていただきたいと思いますのでよろしく願います。

○国務大臣(武村正義) 御指摘の点はよく私も理解をさせていたなければならぬと思っております。

ただ、非常に根が深いといえますが、前段の御質問にございましたように、そもそもこの国の公益法人全体あるいは宗教法人に対する税のかかわりも、シャウプ勧告の例もお引きになったように、日本は原則取捨事業以外は非課税と、こういう姿勢で来ているわけですね。

アメリカやドイツ等はむしろ原則課税、その中に事前に審査をして免税という形で除外をしていく。これは大変大きな違いであります。原則課税であれば、恐らく一年間の宗教法人の収支も税務当局には申告をして、その中で説明が行われているのではないかと。加えて、アメリカなどは、今回の大和銀行事件のように大変情報開示の姿勢、ディスタクロージャーの姿勢も徹底しているのかもしれないし、自己責任原則というものもただされておられますから、そういう中でそういう課税の仕組みになっていると。

我が日本の場合には取捨事業以外はもう非課税と、こういう扱いのところは今御指摘のような一つの問題提起があるというふうに認識をいたしております。

○峰崎直樹君 大変重要なこれは問題だと思えますので、法改正をするすれば、これはいよいよ公益法人課税ですから法務省になるんでしようか。

法務大臣、今の私どものやりとりを聞いておつてどのように考えておられるか、もし御意見があればお願いいたします。

○国務大臣(宮澤弘吉) ただいま御高見を承りました。ただ、法律、制度の改正につきましては、法制審議会その他慎重な検討も必要でございますので、ただいまの御意見はよく事務当局と今後検討をいたしてみたいと思っております。

○政府委員(薄井信明君) ただいま法制上の御議論がございましたが、この場で御議論をいただいております。例えば公益法人等の軽減税率だとかみなし寄附金のお話と同様に今の御指摘の収支報告書の件もとらえらるれば、法人税の世界の措置として対応は可能かと思っております。

○峰崎直樹君 法制審議会というのは、私も商法だとか民法とかいろいろなものを見ていて、何年かかたらこれはできるんだらうかというので、大変遅々として進んでいないので、そこに法務大臣に答えてもらったのは失敗したなと思つて、今もお話ししようと思つていたんです。そちらの方でもし本格的にやっていたらできるなら、限り急いでもらいたいと思つていますが、税法上の問題であれば、これは税法の改正ということで対応できるということでも我々も対処していかなきやいかななと思つておられるところでございます。

さて、そこから先、いよいよ今度は四つの問題について大蔵大臣、ひとつこれからお話を聞いてみたいわけですね。

それは、先ほどの与党三党の昨年のまとめであるいは昨日の答弁を聞いておりました、これから宗教法人も含む公益法人課税のあり方を見直してみたいということでございますから、そこでまず第一点、最初に聞いてみたいわけでありまして、それは、いわゆるみなし寄附金の問題で、三〇％を損金に、みなし寄附金ということを考えて

いたものを二七％に今から二年前の年度改正でなりましたですね。細川内閣のときです。このときはなぜそのように三〇％を二七％に削減したんでしょうか。その根拠、理由を明らかにしていただきたい。

○政府委員(薄井信明君) お答えいたします。宗教法人を含めた公益法人の課税につきましては長年懸案とされてまいりました。いろんな部門があるわけですが、なかなか手がつけられないで来たわけでございます。政府税調の答申等でも懸案として指摘を受け続けてきたわけでございます。

〔理事松浦功君退席、委員長着席〕

そういう中で、一昨年税率あるいはみなし寄附金等々について議論を重ねていただいた結果、みなし寄附金の部分については何とか措置ができたということでございます。その理由はいろいろあるかと思つて、みなし寄附金につきましても、例えば協同組合等にはこの制度がございせんので、税率等と違つて公益法人等のみを対象とできるというふうなことから、結果的にここに集約されたというふうに理解しております。

○峰崎直樹君 そうすると、この公益法人のみならず寄附金という問題をさらにこれを切り込むというふうには、三〇％から二七％、前回一割カットしているわけですが、これは必要があればもっと切り込んでいくべきじゃないか。私もはそういうふうな考へておられるわけですが、この点は恐らく大蔵大臣は与党三党の方あるいは政府税調の方にけたを預けておられるというふうに答えられるだろうと思つておられるところでは、また我々も議論していきたくと思つておられます。

もう一つ、二点目に移つていきたいと思います。もう一つ、いわゆる法人税の軽減税率を適用しているわけですね。現在二七％だと思つておられますが、その中で軽減税率を二七％にしても何年もたつわけでございますが、現在でも協同組合と言われているものの中で大規模な協同組合とそうでないものというところで、たしかこれは十億円を超す売上高の生

協については協同組合の法人税率は二七％、これを三〇％に引き上げてきたと思つておられます。そうすると、今私たちが議論をしていっている宗教法人も含めたかなり大規模ないわゆる法人について、現行の二七％の法人税の税率が、これは公益じゃなくていわゆる収益部門でありますから、しかも固定資産税がない中でいろいろやっているかもしれない。そういう点では大変恵まれた段階でいわゆる収益事業をやっている。これが大規模になつてまいりますと、一般の営利企業を圧迫してしまうというところになる危険性があるのではないかと。

そうすると、生活協同組合でいわゆる売上高十億円を超すものについては高い税率を適用したというところになれば、このような大規模な公益法人で営利活動を営んでいるものについては、これは同じ民間の企業同士が競争しているものについてはイコールフットイングでなければ、対等な平等でなければこれはおかしな感じがする。この議論が出てくると思つておられますが、その点については大蔵省いかがでございますか。

○政府委員(薄井信明君) お答えいたします。公益法人等に適用されている軽減税率二七％をできることならばいわゆる一般の営利法人並みの三七・五にできないかというところは、常々政府税調等では議論されていることではございますが、なかなか横とのバランスが実現して実現できないで来ているわけでございます。そういう意味で、一歩でも前進する方向かと思つておられます。

ただ、一点だけ申し上げておきたいのは、現在行われている協同組合に対する課税の関係でございますが、これは昭和六十三年の改正で導入されたものでございますけれども、所得十億円までは二七％という制度でございます。十億円を超えますとその部分については三〇％になると。ただ、これは協同組合等で物品供給事業に係る収入金額について三つの条件を付しております。

第二十九号 宗教法人等に関する特別委員会会議録第四号 平成七年十一月二十八日 【参議院】

一つは物品供給事業の部分が全体の収入の五割を超えていること、それからもう一つは組合員数が五十万人以上であること、それからもう一つは店舗の売上高が一千億円以上のものであること、これは一年間でということですが、こういう条件のもとに、事業年度ごとに先ほど申し上げた十億円を超える部分は三〇%という仕組みをとおっておりまして、公益法人全体についてこれを広げていくということについてはいろいろと検討すべきことが残っているかと思えます。

○峰崎直樹君 もちろん今ここですぐに結論を出そうと思わないんですが、しかしいろんな基本的な考え方を国民の皆さん方にも聞いておいていただいた方がいいだろうと思っております。

この問題について最後の質問をしてみたいわけですが、それは、衆議院でももちろん議論のありましたがいわゆる金融資産収益に対する課税・非課税の問題であります。

この点は私も、例えば日本育英会だとか、あるいは年金を扱っていくための基金であるとか、こういうところはその収益に対して課税しますよと言ったら、これは大変だというのは我々もよくわかるわけです。しかし、そういう基金金というものの生み出す果実から出ている公益団体、公益法人と、それからそうでない団体ときちんと分けて、金融資産収益は、私たち普通の庶民というか国民は、マル優、マル特を除けば当然これは二〇%分離課税されているわけでありまして、その点はそういう形できちんと払うものは払ってもらおうというふうに考えるべきではないかと思っておりますが、この点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) 金融収益課税の適正化も私どものいただいてある課題の一つだと思っております。これも今後とも議論を続けていきたいと思います。

財団、社団等の公益法人等の事業を見ますと、基金を積んでその収益で本業の方を営んでいるというケースが少なくないわけでございます。

典型的なものばかりやすすいんですが、何十万とある公益法人等についてその区分をすることがいかに難しいということ、つまり私どもの知らないところで積み立てた収益で生きているという公益法人等もあるわけではございません。これまでなかなかそこは難しいんじゃないかと言われてきたことではございます。ただし、再三申し上げておりますが、私の抱えている課題の一つだと承知しております。

○峰崎直樹君 以上四点到わたって、総理、金融資産の課税の問題、繰り返しませんが、それをお聞きになって、これから議論を与党税調でも政府税調でも進めていくんですが、ぜひこの公益法人に対する課税を適正化していくということについての御決意というか御感想をお願いしたいと思っております。

○国務大臣(村山富市君) 御指摘がございました。四、お話をいたしましたように、これは与党三党が検討項目として鋭意検討していただいております。そういうことについては十分承知をいたしております。そして、そういう与党三党の検討の状況あるいは政府税調の動き等々も聞きしながら、政府としても検討に値する課題だ、これから真剣に検討して何らかの結論を見出す必要があるというふうにご承知をしております。

○峰崎直樹君 我々もしっかり国民の負託にこたえて進めていきたいと思っております。それでは、最後の大きな質問に移らせていただきます。それは、宗教法人が政治活動を行うことについて、一体これをどのように考えた方がいいのかということなものであります。総理、宗教法人として政治活動をやることについて、きょうから議論になっておりますが、これはいわゆる公益という観点からしたら、宗教法人というものは公益性というものは持たないんじゃないんだよ、しかもそれは先ほども、税制上あるいは憲法八十九条の規定からしたらもっと積極的に打ち出さなきゃいけないんだよということも申し上げました。

その観点から、宗教法人が政治活動を行うことは、これは公益活動のうちには本当に入らぬらうか入らないんだらうか。この点はどういかにお考えになっておられるのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 宗教法人が行う政治活動が公益事業の範囲に入るかということについては、これはいろんな見解があると思えます。定かになかなか決められない問題ではないかというふうには私は思っています。しかし宗教法人法が認認するという手続をとるといわれるのは、これは信教の自由とかあるいは政教分離とかいうようなものについて、宗教活動を行うための基礎的基盤をしっかりと保障していかうという意味で宗教法人法というものがつくられているわけなんです。

そういう意味から申し上げますと、宗教活動を行うということが宗教法人としての主たる目的です。したがって選挙活動、政治活動をするということを予定して出したものではないというふうには私は思っております。

○峰崎直樹君 そうしますと、先ほどのまた八十九条のところへ戻ってくるんですが、非課税特典を有する公益法人等が、これは宗教法人と考えていた方がいいんですが、宗教法人が特定の政党や政治団体や政治家に対して政治的支出を行うという場合は、課税除外措置によって支出された隠れた補助金というのを、公的用途ではなくて当該公益法人独自の私的用途に流用するということについては考えられるんですが、この点はどういかに考えた方がいいんでしょうか、総理大臣。

○国務大臣(武村正義君) もう委員は勉強なさっていると思えますが、私も最近勉強したのであります。アメリカやドイツの場合は、宗教団体が政治活動を行う場合には、これはもういわゆる一般の宗教団体と同じ扱いをしない、非課税の対象にしないという措置をとっているようにございませぬ。もちろんこれは、税法の中でそういう規定を置くというよりは、日本で言えば政治資金規正法のような、そちらの法律でそういう対処をしてい

るようでございます。こういう先進国の例が示しておりますように、宗教団体の政治活動、特に非課税措置を受けている資金が、今は日本の政治資金規正法ではこれは認められておりますから、一定の制約のもとに認められておりますが、しかし一定の論議の対象にはなるんだなという感想を持っております。

○峰崎直樹君 私も先に言おうかと思つたんですが、免税システムと非課税システムとは全然違いますが、アメリカの場合には、こういう宗教団体とかそういう公益法人が政治活動をするということになるとその資格を剝奪するということまで行きかねないというふうによく指摘をされているわけでありまして、その点は、恐らくこれは単に宗教法人だけじゃなくて、それ以外の公益法人全体に絡む問題だろうと思っております。

そこで、ちょっと自治省の方にお聞きしようと思っておりますが、政治資金規正法による寄附と言われているものがあるわけでありまして、その場合には、いわゆる公益法人と言われているものは、政治団体、とりわけ政党に対しては、政治資金団体についてはどのぐらい、それから資金管理団体に対してはどの程度、これは制限があると思うんですが、その点はどのようになっているのでございましょうか。

○政府委員(谷合靖夫君) 宗教法人が政治活動に關する寄附をする場合におきましても、会社あるいは労働組合以外のその他の団体といたしましては、政治資金団体に対するものにつきましては、その団体の前年における年間の経費によって定まっております。いわゆる年間の限度額、七百五十万円から一億円まででございますが、その範囲内において寄附をすることができまして、また資金管理団体に対するものにつきましては、同じく前年における年間の経費によって定まる年間の限度額、これは政党等に対するもの二分の一でございますが、三百七十五万円から五千万円の範囲内、一つの資金管理団体に対しては年間五千万円以内という制限の範囲内においてそれぞれ寄

附する寄附をする場合におきましても、会社あるいは労働組合以外のその他の団体といたしましては、政治資金団体に対するものにつきましては、その団体の前年における年間の経費によって定まっております。いわゆる年間の限度額、七百五十万円から一億円まででございますが、その範囲内において寄附をすることができまして、また資金管理団体に対するものにつきましては、同じく前年における年間の経費によって定まる年間の限度額、これは政党等に対するもの二分の一でございますが、三百七十五万円から五千万円の範囲内、一つの資金管理団体に対しては年間五千万円以内という制限の範囲内においてそれぞれ寄

して、かなり数多くの犯人を捕らえて、今日六合目、七合目まで至っておると思うわけでありませう。

私どもは、時間がかかったという点に関して、今から振り返って、本当に年月を要したことは無理からぬものとはいうものの、しかしそれは一つの反省の材料として受けとめて、今後の貴重な捜査の規範というんでしようか、資料というか、そういうものにさせていただきたいと思っております。

○橋本教君 それでは、捜査の現状に関して警察庁に具体的に伺いますが、去る十一月九日の参議院法務委員会、私の質問に答えて警察庁は、現在、特別手配者十七名中十二名、一般手配者八十七名中八十五名を既に検挙した。サリンを含めて有毒物質は相当数押収をして、サリンそのものが現在残存している可能性は極めて少ない。VXガス、イペリットなどの有害物質も、関係者の供述やいろいろの角度から判断して存在可能性、これも極めて少ない。オウム真理教が現在財政的に困窮をきわめているのも間違いない。現在、上九一色村には信者が百二、三十名いると把握しているが、施設の中で修行している。

私がこれらの者が犯行に及ぶ危険性はどうかと聞いたところ、現在のところ特異な動向は見当たらない、こういうことでありますが、現在、その状況に間違いありませんか。

○政府委員(野田健君) オウム真理教関連の指名手配被疑者につきましては、本年三月の強制捜査に着手して以降、現在まで百六名を指名手配しております。前回の委員会のときには百四名でありましたけれども、その後二人指名手配を追加して、現在捜査中ということでございます。

このうち、特に凶悪な事件を犯した者については警察庁において特別手配という事で、現在までに十九名指定しておりますが、検挙をいたしましたのは十二名でありまして、現在七名を追跡中という状況でございます。

挙しておりまして、総計になりますと九十八名を検挙しているという状況になります。

これらの指名手配をしている被疑者は、恐らくいわゆる在家信者あるいは出家信者でその後行方をくらましてはいる者等の協力も得ながら逃走をしているのではないかとということで、全国的に強力な追跡捜査を実施しているという状況でございます。

○橋本教君 その他の状況は私が指摘したとおり間違いないですね。簡単に結構です。

○政府委員(杉田和博君) 教団の現況でございますけれども、現時点におきまして信者数は約一万でございます。そのうち、教団の施設等に依然として生活をしておりまゝ者は、上九一色さらにまた富士山総本部、ここに大体二百五十名、都内の施設、ここに大体三、四百といったところでございます。

教団の運営でございますけれども、上祐逮捕の後、残された幹部四名の集団指導体制をとっておりますけれども、先般そのうちの一名を逮捕いたしましたので、現時点では三名による集団指導体制をとっております。

なお、財政状況でございますけれども、御指摘のとおり布施が大幅に減収をしておる、さらにはまた訴訟費用が大量にかかるといったことから相当窮乏におることは事実のようでございます。

しかしながら、依然として相当多数の信者が麻原彰晃に対して絶対的な帰依を表明しております。再発の防止の観点からも、現在逃亡しております指名手配被疑者の逮捕に全力を挙げますとともに、教団の動向というものに十二分に関心を払って厳密に把握する必要があると考えておるところでございます。

○橋本教君 先へ進みますが、この犯罪集団と化したオウム真理教を速やかに解散させる、これはまさに国民世論であります。そのためには、何よりも今急がれるのは、十月三十日に東京地裁が下した解散命令を速やかに確定させて宗教法人法による解散手続を厳格に進める、それでありませう。

そこで、文部省に聞きますが、宗教法人法の手続によれば、裁判所の解散命令の確定によってオウム真理教は当然清算法人になる。裁判所によって選任された清算人はオウム真理教の宗教法人としての残務を速やかに結了させて、彼らの活動拠点となつてはいるすべての施設、資産を管理する。そして被害者等から損害賠償請求があればそれに對する弁償などを考慮して、残余があるならばオウム真理教が認証を受けている規約どおり国に帰属をさせる。こうして宗教法人オウム真理教は解散してなくなる。こういうことが当然の手続として予定されていますが、間違いないと思いませんか。

○政府委員(小野元之君) 御指摘のとおりでございます。

○橋本教君 そこで、総理、今警察からお話がありました。施設に残っている信者、清算人はこれを退去させるでしょう。そしてまた、在家信者もいるでしょう。こういう人たちに對して社会復帰を適切に支持をする、支援をする、こういうことでまともな社会に入っていくようにするということは、再犯の防止だけでなく、彼らの生活、人権を守る上からも緊要の課題にこれからなっていくと思いませんか、対策はどうですか。

○國務大臣(村山富市君) 今御指摘があったような問題も含め、児童をどうするかというような問題もあるわけですね。したがって、それぞれ担当する省庁がありますから、その関係省庁と連絡をとり合いますが、協議を統括して、事後にこのことで疎漏のないような対策を講じていく。同時に、関係市町村とも十分連絡をとり合いつつに遺憾のないような対策を講ずるといふことで万全を期しておるつもりであります。

○橋本教君 これらの手続を厳正適正に進め、信者のマインドコントロールが解けて社会復帰が現実に進む、そうならばオウムの活動とその物質的・財産的基盤を根本的になくすことができるわけですね。つまり、すべて何も残らない、そういう状況にさせるわけですね。このようにオウム真理教が、この状況を実際にやっていくならば、将来

継続反復して暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるとに足りる十分な理由があるなどとは、これは到底言えないことは明白であります。破防法適用の要件などはない。

総理は衆議院の特別委員会で、破防法の適用については、オウム真理教は裁判所の解散命令が出て解散されると思うので、そうした事態の推移を見ながら慎重に判断すると、こう答弁されておりますが、まさにこのような状況をしっかりと見きわめて、憲法を守る立場で慎重に判断することが必要ではありませうか。

私どもは、憲法違反の、国民の言論、集会、思想、これを侵害し、市民団体あるいは政府に反對する政党に不法なスパイ活動を数々行ってきたし、現に、最近では神戸の震災のあのボランティアの活動、さらには官官接待を調査する市民運動、そういったことまで調査したという、まるで秘密政治警察のような公安調査庁、これの根拠法現になつてはいるこの破防法などは断じて適用してはならぬ、こう考えております。総理の御判断を伺います。

○國務大臣(栗谷隆司君) 総理が破防法の問題についてはお答えなさいと思っておりますが、前段の委員の御指摘の中に、オウム真理教の今後の見通しについて現実よりもかなり甘い部分がございますから、率直に私は申し上げさせていただきます。

先ほども私は、オウム真理教の捜査は六合目ないしは七合目に至っていると、こう申し上げた。頂上に達していないのであります。現に、七名の特別指名手配の者たちについてはかなり凶悪な動きを起す可能性も残っているし、在家信者にいたしましても出家信者にいたしましてもまだそんなに減っていない、一割程度しか減っていない。そういうことを考えますと、オウム真理教はもう一安心だと考えることは非常に心配で、私どもは片時も心休めるときはない。警察は全力を挙げて完全な頂上を目指して頑張っているということだけ申し添えさせていただきます。

○橋本教君 わかりました。

○国務大臣(村山富市君) 東京高裁で一日も早く解散命令が出されることを私どもは期待いたしておりませう。

解散命令が出たからといって、これは宗教法人が解散するのであって、宗教団体としての活動あるいは信者としての活動は残っていくわけでありませうから、そういう事態を十分見ながら、こういう凶悪な犯罪が二度と起らないように国民に安心してもらふ必要がある。そのために、法と証拠に基づいて今公安調査庁も厳正に実態を調査しているという段階だと思ひます。

ただ、私はいつも申しますけれども、これは基本的な人権に関する問題だから慎重に扱わなざるを得ない。その当然でありますけれども、そのためにまた再発したというふうな事になったら大変です。そこらの見きわめを十分しなから慎重に検討していかなきやならぬ問題だというふうな考へておられます。

○橋本教君 自治大臣が言われたように、捜査を十合目まで早く達成させる、そして宗教法人法の手続でこれを厳格に進めていく、そういう総体的の上に立っていはば破防法適用の要件はいよいよよくなりませう、こう言っているんです。おわかりでしょうか。

次の問題に質問を移していきます。
衆議院で我が党の正森議員は、宗教団体が政教一体となつて特定政党のための政教支持活動、選挙活動をした場合に、それが本来の宗教活動と何ら区分されずに全部非課税となつてゐるという問題は、これは憲法二十条、八十九条の原則から深く検討する必要があるのではないかとこの問題を提起しました。総理も大蔵大臣も検討の必要を認められてゐる。

私は、ここでは具体的に宗教法人の固定資産税の非課税問題について聞いていきたいと思ひます。

まず、自治省に伺いますが、地方税法三百四十八条第二項三号によりませうと、宗教法人の「境内建物及び境内地」が非課税とされるのは、明確に

「宗教法人が専らその本来の用」、すなわち宗教法人法第二条に定める宗教法人の目的でありませう、教義を広め、儀式を行い、信者を教化育成する、そのことに供する場合と、こう明記されておられます。自治省、間違ひありませんね。

○政府委員(佐野徹治君) 固定資産税におきましては、公共性、公益性の強い一定の固定資産につきましては、その用途の特質にかんがみまして非課税措置を講じているところでございますが、宗教法人につきましては、「専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地」に該当するものにつきまして、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する」という宗教活動の公益性にかんがみまして非課税措置が講じられておるところでございます。

○橋本教君 だから、そのとおりだと簡単に言つてくれれば結構です。

そこで、法制局長官に伺いたいんですが、この「専ら」の意味について、内閣法制局は一九六五年三月二十九日に「宗教法人に対する固定資産税の課税について」という見解を出してあります。その中で、境内建物を「本来の目的のために限つて使用する状態を指すものである」とはつきり書いてあります。当然のことですね。ただ、「たまたま例外的に他の目的のために使用することがあつた」という程度のことには許される、こう書いてあるんですが、法制局長官、間違ひありませんね。確認です。

○政府委員(大出峻郎君) 御指摘の法制局の見解は、昭和四十年三月二十九日に自治省税務局長照会に対し回答したものであります。

その内容は、ちよつと中身を読んでまいりませうが……

○橋本教君 簡単に説明してください。

○政府委員(大出峻郎君) 先ほど御指摘のとおりでございます。

○橋本教君 それを読んで聞いているんだから間違ひはないんだよ。

そこで、各地にある創価学会の会館などの固定資産税非課税対象施設はどう利用されているか、この利用実態が問題であります。これらの施設は、全国で選挙のたびごとに恒常的に学会を挙げて特定政党支持の選挙活動の拠点、選挙戦の闘争本部のように使われているじゃありませんか。たまたま例外どころじゃありませんよ。

前回の参議院佐賀補欠選挙でも佐賀文化会館を初め県内八カ所が選挙活動の中心になったと言われておりますが、十一月二十一日の佐賀新聞は、取材記者の具体的発言として、「事実、九州どころか全国から会員が告示前から佐賀入りし、徹底したローラー作戦をやった。佐賀市の会館には県外ナンバーの車が連日立ち寄り、地図のコピーを持って県内各地に散らつていた」、こういう報道があります。

私は大阪ですから、大阪の例を挙げてみましょう。

七月四日、聖教新聞は、公明党が一九五六年に大阪で最初に参議院選挙に勝利したんですが、それを記念する常勝四十周年開幕記念七・三大阪躍進支部長会を、今年選挙の告示日を目前にして西戸田記念講堂において満員の会場でこれをやつたという記事を写真入りで報道しております。

また、投票日直前の七月二十一日の聖教新聞は、七月十七日記念の大阪大会と称する大会が、これも非課税対象の関西文化会館で開催されたことを伝えておりました。そして「炎の七月、勝利することを誓ひ合った大阪大会」、こう書いて、池田名誉会長の和歌なる「七月の十七日その時の逆巻く怒濤の関西魂」、こういう歌を飛ばしているわけですね。

この創価学会の七・一七記念日というのはどういう日か、文部大臣御存じないでしょう。御存じなくて結構です。この日は、実は池田氏が一九五七年四月の参議院大阪補欠選挙の際に公選法違反で逮捕されました釈放された日なんです。これを記念してまさに選挙戦の渦中に集まっております。これを、この施設を利用して。

このように、選挙のたびにこういう施設を利用してゐる。これはもはや公知の事実ですが、文部大臣、こういう状況については文部大臣も御存じじゃありませんか、どうですか。

○国務大臣(島村宣伸君) ある程度のことには承知いたしておられます。

○橋本教君 自治大臣、自治大臣もある程度のこととは御存じでしょう、ある程度と言われれば、そこで、自治大臣、そういう使用は、これは法で言う「専らその本来の用に供する」という「専ら」とは言えないということはおもうはつきりしてゐるんじゃないやしませんか、どうですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 先ほどからお話が出ておりましたように、宗教法人の活動の公益性というところにかんがみて固定資産税等非課税になつてゐるわけでありませう。しかしその場合には、委員おっしゃる通りに、その本来の用に供するということが大前提でありますから、ここにきちつと目をつけていくことが必要であり、その判断は市町村で判断すべきものであり、そのことについての指導は私どもがなすべきだと考へております。

○橋本教君 自治大臣、質問にお答えにならないんだ、これ。

私が指摘したような事実は、「専ら」、法律に「専ら」と書いてある、法制局長官は、専らというのは本来の目的の用に限つて使うことだと今答弁されてゐる、だから専らと言えないというのは明白じゃありませんか。

大阪市において、創価学会施設と固定資産税の関係が一体どういふものか我が党は調べてみました。配付資料の一覧表がそれでありませう。市内だけで三十五カ所あります、三十五番目はこれは宅地でありませうから、三十四カ所が非課税対象の境内施設等の建物であります。我が党は厳密にそれぞれ登記簿謄本その他で調査をし、専門家にも協力をしてもらつてこれを調査した結果がそれでありませう、その土地の総面積は三万八千七百六十二平米に及んでおります。

そして、ここに大阪市の土地の課税標準額の算

出方法というのがありますが、こういう基準に正確に基づいて専門家の協力を得て固定資産税の算出を試みてみました。その大阪府三十四件全部で、そこに書いてありますように年額はおよそ二億一千六百六十八万円ということになります。これは土地と建物を含めて両方の価額でそうなります。じゃ、建物はどうかといいますが、その表にあるように、すべて登記簿謄本を調べて構造を明らかにしておりますが、その総面積は六万八千六百三十三平米。

この建物と土地、これを具体的に専門家と協力して試算をして出したのがそこに書いてある二億一千六百六十八万円という年額の数字であります。これが毎年になりますから大変なものですね。そしてまた、建物については、建てた翌年からかかりますから、それを個別具体的に調べてみますと、これまでに総計で七億三千九百三十八万円と見られる金額が非課税として納められていくて済んでいるわけでありまして。

これらの数字は、私どもは専門家と協力しましたが、低目に見積もった額でありますから、実際ならもう少しふえる可能性もあります。全国で一千カ所とも言われる創価学会のこういった建物に対する非課税額の総体というのは一体どれくらいになるか、はかり知れない額でございますが、自治大臣、見当つきますか。

○国務大臣(深谷隆司君) せっかくの委員の計算の結果でございますから、傾聴に値します。このことについては、税務局長が参っておりますので答弁させます。

○橋本教君 私の質問は、全国的に見当がつきますかという質問です。つかないでしょう、大臣。

○国務大臣(深谷隆司君) 今あなたがおっしゃった数字に全国を掛ければ答えは出てまいります。即座に答えは申せません。

○橋本教君 そこで、総理大臣に伺いますけれども、こういったばかり知れない巨額の非課税の恩恵を一方は受けている。ところが、我が党はもろろん固定資産税を払っていますね。ほかの政党も

そうでしょう。建物を借りれば賃料も要るでしょう。そういった自主的な活動で選挙をやるわけですが、こういったことと比べてみると余りにも不公平じゃありませんか。選挙の公正に反し法のもと平等にも反する、そういう問題があるじゃありませんか。

だから総理は、つい先ごろ、参議院本会議で我が党の阿部幸代議員の質問に対してはつきりこうお答えになつておられる。こうした宗教法人に対する固定資産税の非課税措置と選挙との関係については、御指摘のような事例が、税制問題とは別途に、公平な選挙の保障といった観点から論議がなされることはあるかと思つて、こうおっしゃつておられます。まさに問題がある、論議しなきゃならぬ、そのことをお認めになつておられるわけですね。結論だけ結構です。

○国務大臣(村山富市君) 御指摘のような事例については、宗教と政治の関係や公平な選挙の保障という観点から議論があるところだと思つておられます。橋本教君、まさに公平な選挙の観点という点から見れば大問題じゃありませんか。

そしてさらに、今私は固定資産税の問題を指摘したんですが、欧米では、我が党の正森議員が指摘したように、宗教団体が政党支持活動をすれば免税措置が問題になる。我が国はどうか。これは、私が指摘したように、我が国でも決して野放しじゃありませんね。自治大臣が答弁されたように、明らかに境内建物、境内地は専ら宗教法人本来の目的に限りて使用するものでなければ非課税にされない、はっきり法律上の制約があるわけですね。

そこで、まず法律の適用に関して総理に伺いますけれども、特定政党支持の選挙活動というのはこういう施設で行われる。その場合、その選挙活動そのものは本来その施設で行われる宗教活動とは別途のものである。これははっきりしておられます。どうですか。一緒にありませんでしよう。

○国務大臣(村山富市君) それは、宗教活動と今言われる政治活動、選挙活動とは別個のものだと

思っています。

○橋本教君 そこで、文部大臣、自治大臣に重ねてお伺いしたいんですが、こういった創価学会の公明党、新進党支持のための学会施設の使用という問題は、先ほどから議論しておりますように、宗教の教義を広め、儀式を行う、あるいは信者を教化するという本来の目的と明らかに違うことに使つておられるんですよ。ですから、法の適用を厳格にしなきゃならぬ。

自治大臣はさきの参議院本会議でも、その施設が宗教本来の用に供しているかどうかは重要な問題だとおっしゃつた。この点は、利用の実態を見ても、各市町村において判断されるべきものだが、今後とも、利用実態の適正な認定が行われるように必要に応じて市町村を指導すると答弁されました。そうなんです。まさにそのとおり、各自治体に対して創価学会のこの利用状況について適正な調査を行う、このようにまず指導すべきじゃありませんか。

そして、その指導の結果、法制局長官が言ったように、あるいは自治省が答弁したように、専らその使用に供せられていないという利用状態だと認定できたら、固定資産税非課税措置というのは見直さなくちゃならぬ。どうですか。

○国務大臣(深谷隆司君) さきの委員会での答弁のとおり、この固定資産税の非課税措置に当たりましては当然枠を決めているわけでございます。それは専ら宗教行事に、その用に供するということでありますから、このあたりは厳格に対応していかなければならないと思つておられます。

しかし、その認定は市町村でございまして、私どもの方から厳正に行うように指導したいと思つております。

○橋本教君 厳正に指導して、今私が言ったように、その結果が明らかに各自治体は適切な処置をすべきですよ。

次の問題に進んでいきます。

自治省に伺いますけれども、公職選挙法第二百一十一条一項二号の利益誘導罪、これは当選を得

しめる目的で「特殊の」利害関係を利用して誘導をしたとき。には、「三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処す」と、こうなつておりますが、こで言う特殊の利害関係には、保険契約、これは入りませんか。

○政府委員(谷合靖夫君) 一般的に申し上げますけれども、御指摘の契約が法第二百一十一条第一項二号に掲げておられます「用水」等の中には直接的に規定はされておられません。

しかしながら、この規定の仕方は例示であるというふうには解されているわけでございますので、この場合あくまでも具体的な行為の実態に即して判断をされるべきものではございますが、特殊の直接利害関係には含まれないというまでは一概には言い切れないのではないだろうかというふうには考えております。

○橋本教君 ややこしいことを言いましたけれども、含まれないと一概に言えないという答弁だから、含まれることが十分あるということだ。そういうことでしょうか。それはもうはっきりしていませんね。

そこで、そうすると、一般論として聞きますが、保険契約という特別の利害関係を利用して、特定の候補者を当選させる目的で、保険加入者が保険会社に対して協力してくれるならば保険契約額をふやしてもいいよと、そういうことを期待させて支持を要請するとなりますと、当然本罪の利益誘導罪に当たるとは明白じゃないですか。刑事局長はどうお考えですか。

○政府委員(則定衛君) 特定の保険契約が公職選挙法第二百一十一条一項二号の利益誘導罪に当たるかどうかは、それぞれの事実関係いかによるということでございまして、一般的にそれが当たる場合があり得るといふことであります。個々具体的に現実当該罰則に該当するかどうかは、これは捜査機関が収集いたしました証拠に基づいて判断すべき事項であらうと思つておられます。

そういう意味におきまして、法務当局といたしましては御指摘のような案件が御指摘の罰則に当

たるかどうかは一概に申し上げることはできない、こういうことでございます。

○橋本教君 一概に当たらないと言えないでしょう。法律の解釈だ。刑事局長、私が指摘したことは要件として利益誘導罪に当たらないと言いつけないんじゃないですか。あなたの答弁ははっきりしていない。はっきり答えろよ。

○政府委員(則定衛君) 今申しましたように、一般的に保険契約が利益誘導罪に当たるといふかという問題でございませぬけれども、それは当たるといふ場合もまたあるというところでございませぬ。

○橋本教君 当たるといふ場合でいいんだよ。当然だよ。

そこで、私は具体的に聞きますが、配付してある資料の問題であります。これは我が方が調査によつて安田火災から入手したものであり、会社もこの存在を認めておられますし、労働組合が抗議したことに對して会社もこれを認めておられます。これによりまして、見ていただいたらわかりますが、九五年六月八日付で安田火災の営業開発第一部長から、「旧公明党・創価学会の選挙支援要請の対応について」と、こういう文書が出されております。

何を要請しているかという、要請の内容としては、選挙協力人名簿を出すこと、そしてこの名簿を出すに当たっては、これは本部館内で別添の用紙、これは経歴書と個人票があるんですが、これを回覧の上記入してつくっていただくこと、そしてこれについて学会から支社へ訪問があればそのときに渡してと、学会が取りに行くんですよ。こういうことまで言っていますね。そして、管内の支社に対して、訪問で要請があった場合にはそれぞれ住所・連絡先リストを提出する、そういう対応をお願いいたしますというところまではっきり書いてあるわけですね。

これを受けて近畿では、二枚目でありませぬけれども、六月十三日付で近畿総務管理部長から社外厳秘とした上で、全く秘密とした上で、部店

長、管理職あるいは関連会社等に「新進党(旧公明党)・白浜一良候補者選挙支援について」という文書が出されている。個人支持カードの作成について、職場で回覧の上これをつくっていただくことをはっきり書いていますね。そして、個人支持カード記入者へは選挙事務所から電話連絡がまいりますから、しっかりと対応をしないといふことまで書いてあるわけですね。これはもう明らかに保険契約というその立場を利用して利益誘導をやったという、そういう実態であることは、明白であります。

その証拠に、第一枚目の冒頭の文書を見ていただきたい。掲題について下記のとおり御連絡いたしますと書いて、学会管財契約、つまり学会の多くの資産、車両等との保険契約を言うんですが、管財契約に参入している他社、東京海上シェア五〇%、住友一五%、日動火災一〇%、富士教%、当社は二〇%、この他社に對しても同様の要請があり、協力度合いがシェアに反映されますので対応方よろしく願いますと、こう書いてあるんですよ。

どうですか。まさに、この協力度合いが保険会社のシェアにかかわってくるんだ、協利しなければ会社は営業上不利になる。そういうことで、もうこれは嫌でも協利しなきゃならぬという、そういうことがありありと見てとれる文書じゃありませんか。これはまさに、創価学会による莫大な資産の保険契約者というその地位を利用して明らかに利益誘導をしている、まさにこういう問題だと思いませんか。

自治大臣にお伺いしますが、自治大臣は本会議で、宗教団体の政治活動が許されることはあるけれども、しかしそれは申すまでもなく公選法の厳しい規定に基づいてのことでありませぬとおっしゃった。当然ですね。今、私が指摘したような問題は、まさに公選法上買収罪の一種、最も悪質な買収罪の一種とされている利益誘導罪そのものの疑いがある事実ですよ。どう思われますか。

○国務大臣(深谷隆司君) 私は過日の答弁の中で、宗教法人が選挙活動をするのは法律の上で許されている、しかしおのずからそこには限界がある、それは公職選挙法の規定に反していないかどうか、これはもう当然のことでありまして、いろいろな団体であろうと公職選挙法を守らなければならぬのは当然であります。あわせて、そのとき申し上げなかったんですが、例えば憲法十二条では自由と権利の乱用を禁止するという規定もありまして、それが公共の福祉に反さない限りという、そういう条件にもなっているわけでありませぬ。もろもろのことを考えながら一体どうであらうかということをお考えなさいと思ひます。

ただし、委員が御指摘の事実関係を私は承知しておりますので、今ここでそのことが法律に触れるかどうかの判断はできかねます。

○橋本教君 自治大臣、法律的にどうかというのには、これはあなたに聞いていないんじゃないんです。まさに公選法に違反するという疑いが濃厚な事実関係を私は指摘したんです。だから、まさに厳格に公選法のもとでなきゃ宗教団体は政治活動をしなきゃいけませんよとあなたがおっしゃった。そのあなたの立場から見てどうかということはお好ましいと言えないんじゃないですか。問題があるんじゃないんですか。その点はどうかですか。それははっきりできないんですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 私は、あなたの質問に對して好ましいことなどは全く申し上げておられないので、これが事実であるとすれば重要な問題だと受けとめています。しかし、事実関係をただいま私が把握していないので、それについてのお答えは申しかねると申し上げました。

○橋本教君 この問題は大問題なんですよ。この文書で明らかになりました、安田火災にこれが要請されただけじゃないんですよ。いいですか、自治大臣、この文書に書いてあるように、東京海上、住友、富士、その他にも要請があったというところを言っているんですよ、シェアにかかわらずね。だから、そういう意味では大阪だけじゃなくて全国

的にこういうことが行われた。これは重大な問題ですよ。

そこで、総理、聞いてください。こういう公選法に違反する疑いが濃厚な利益誘導罪という、公選法の立場でいけば買収罪の一種と目される重要な問題が何を基盤にして行われたかといひますと、非課税の莫大な資産、これで形成された財産を基盤にしてやられているわけでしょう。保険契約というのはいずれです。まさにここに本質的な問題があるんですよ。

だから、まさにこのような利益誘導罪の温床である、基盤となつていこういふ非課税の財産を利用してこのような公選法に私は断固違反すると思ひますが、違反することが濃厚な、今、自治大臣がおっしゃった決して好ましくないという、こういうような活動をしてよいのだろうか。総理大臣、どう思われますか。

○国務大臣(村山富市君) これは、選挙運動については公職選挙法というのがあるわけですから、いかなる団体かやろうとも公職選挙法に照らして厳正な対応をすべきだといふふうに思ひます。

○橋本教君 総理、問題の本質をもう少ししっかりと踏まえた答弁をしてほしい。お笑いですけれども、いいですか。

公益法人たる宗教法人は社会的に重い責任を持つていらるんですよ。だから、本来の目的の、そのためにまさに公益目的として非課税措置がとられているんですよ。その非課税措置で蓄積された莫大な財産を基盤にして、保険契約という公選法で言う特殊の利害関係を利用して特定政党、特定候補の支持活動にこれを使うということ、社会的に見て相当ですか、許してよいことですか。本當にこの点については、公選法を守つたらいいですよと、そんな簡単なことで済むことですか。

総理としても責任ある、政治家として責任ある答弁で、この問題をどう見るか答えてください。国民の良識に照らして許されることじゃないですか。

第二十九部 宗教法人等に関する特別委員会会議録第四号 平成七年十一月二十八日 【参議院】

○国務大臣(村山富市君) 今、資料を提供されて、事実だというふうにお話もあつたわけでありませうけれども、私どもはその事実を、一方的にお話を承つたので、確認しているわけがありませうから、ここでそのことに対するコメントは避けたい方だと思います。しかし、決して好ましいことだとは思いません。

○橋本教君 そのが答弁の限界かもしれませんね、あなたの。私はそういうことではだめだと思つてますよ。(えらいわかりがいいな)と呼ぶ者あり)わかりがよすぎないですか。(与党なんだよ)と呼ぶ者あり)そうじゃないよ。もっと厳しい答弁を総理に私は期待しているんだよ。

時間がありませんから次の問題に入っていきますが、言うまでもなく、政教分離はまさに信教の自由にかかわって重大な民主的な原則であります。

創価学会は、そもそも政界進出の目的は何だったか。その基本目標は、よく知られておられますように、王仏冥合、すなわち国立戒壇をつくって創価学会が信仰する特定宗教を国の宗教にする、こういうことであつたと。池田会長は、創価学会と公明党とは「ともに大聖哲の教えを奉じ」「王仏冥合をめざす私どもの団体である」と池田会長全集にはっきりとおっしゃっています。団体異名である。そしてさらに聖教新聞で、六五年七月十六日の新聞ですが、「創価学会を離れて公明党はありませぬ。されば、永久に創価学会と公明党は一体不二で進んでゆく、こう述べて公然と政教一体を宣言しておられました。団体異名であり一体不二である。

しかし、憲法違反の言論・出版問題ということが起こって、世論の厳しい批判を受けて、一九七〇年に池田会長は、「創価学会と公明党の関係はあくまでも制度の上で分離していく原則をつらぬいてゆく。選挙に際しても、公明党は党組織を思いついて確立し、選挙活動もあくまでも党組織の仕事として明確に立てわけていく、こう宣言をされています。

公明党も綱領から王仏冥合の文言を削除されたね。この政教分離の宣言というのは、これは重いものだと思うんです。公益法人たる宗教法人、創価学会を代表する最高権威者の公の言明であり、あるいは公明党として、公明党としても、ともに広く社会と国民に対する責任ある公約としてこれをおっしゃつたと、こう思うんです。

文部大臣、まさにそういう公約という重みを持つていたはずだと思つていますが、そうお思ひになりますか。

○国務大臣(島村宣伸君) 重みを持つていたと思つてます。

○橋本教君 しかし、それが守られたのだからか。私が指摘した教々の今までの事実からも明らかのように、守られるどころかむしろ強化されてきたことは明らかだと思つてます。

現に……(何を証拠に言つてゐるんだ、そんなことを)と呼ぶ者あり)証拠を言ひましようか。黙つて聞きなさいよ。矢野絢也公明党前委員長も文芸春秋九三年十月号に発表した「政界仕掛人権秘メモ全公開」の中でどう言つていますか。

(発言する者あり)聞きなさいよ。「やはり私たちがはともかく政教一致という御批判をいただいているが、確かに状況をみてみると、そう言われても致し方ない面はある、こう言つてゐるじゃありませんか。

また、何よりも政教分離宣言をした当の池田氏自身はどう言つてゐるか。九四年九月十四日に行われた新聞各社との記者の懇談会の席上で、「学会は、政治とかかわることはやめませぬ。こう言う」とまた、政教一致などといわれませぬ。こう言解しないでくださいよ。教義を実現するために、政治の力がどうしてもいれるんです。そういう目的で、公明党をつくつたわけですから、これからは政治にかかわることに変わりはありません。この発言は、これは報道されましたけれども、創価学会は当時何の反論もしていませんよ。そうなりますと、文部大臣、この発言をどう受

けとめられますか。一たん公に発言をした政教分離宣言を、まさにこれを破棄する宣言とさえ受け取られる重大な問題じゃありませんか。どう受け取られますか。

○国務大臣(島村宣伸君) 私もそう考えます。

○橋本教君 まさにおっしゃるとおり、国民だれが見てもそうなんです。こういう政教分離宣言をみずから公然と破る政教一致の最高責任者がまさに池田名誉会長であります。

だから、その象徴的事実として、選挙のさなか、選挙のたびに池田名誉会長は和歌を贈つて激励しているんです。それは和歌というよりも、むしろ激励の文章です。特定政党支持の選挙活動に学会員を駆り立てていく、政教一致で総決起させる、そういう進軍ラッパのようなものだと思つてますよ。それは、池田氏の学会における信教上の絶対的権威からそういう力を持つてゐるんですよ。

ことしの夏の参議院選挙でも、各地に公選の友にとして歌を贈られた。神奈川の友へはこういう歌であります。「新しき私の軍勢神奈川が敵とおわけば勝利は確かと」、私の軍勢というんですよ。いいですね、私の軍勢。そうして、七・三創価学会大阪支部長の大集会对してはどういう歌か。

「大関西見事に勝ちゆけ万才を諸仏と諸天とともにあげなん」、選挙に勝つて仏様と一緒に万歳しようという激励の歌です。そうでしょう。そして、さきの参議院補選、どうですか。まさに衆議院の特別委員会政教一致の問題が厳しく批判され追及されている、そのさなかの佐賀の参議院補選でも和歌なるものを贈つて、「佐賀の地を勝ちて築かん栄光の長者の城に確固と築く」、こう激励されているんですね。池田さんの責任は極めて重いですよ。

総理、聞いてください。国民に向かってみずからが表明した政教分離という重大な憲法原則にかかわるその宣言、これは重いんですから、先ほどからも言つてゐるように、それを守るといふのは、まさに公益的宗教法人の代表者としての社会的

的責務じゃありませんか。真摯なる宗教法人が社会に向かつて虚偽と信義に反するようなことをやつたり言つたりしてよいわけはないんですよ。総理、これはまさに国民に対する重大な社会的な背信行為、明白な公約違反だと私は思つてます。総理はどうか考えになりますか。

○国務大臣(村山富市君) それは、具体的な事実関係について私どもが正確に把握しているわけじゃありませんから、コメントを避けたいと思つてますけれども、今言われたようなことが事実だとするならば、好ましいこととは思いません。

○橋本教君 公約違反は明らかなんです。いいですか。それだけじゃないんです。宗教団体による政党の支配という重大な問題の一つは、池田名誉会長が公明党に対しても強大な人事権を行使していることです。

元公明党衆議院議員の大橋敏雄氏が政府に対して質問主意書を出しておられますが、その中で、「名誉会長による会と公明党の私物化」と、こう題して、「名誉会長の権力の専横ぶりは学会内にとどまらず、公明党たる公明党にまで及んでいる」、「公明党に対し、主要な候補の決定権を握るなど、従来どおり実質的な支配を行つて」と、こう書いていますよ。

実際に、竹入委員長が公明党の初代委員長になつたのは池田さんの指示だと、こう言われておりましたが、さらに竹入委員長が委員長を統投するに当たつて矢野絢也氏が、今お話しした「政界仕掛人権秘メモ全公開」の中でリアルに書いています。

これはもう文芸春秋に出てますから皆さんお読みと思いますが、竹入さんが、学会で人事がありそう、学会人事と党人事は関係ないと思つて、上がおれにしばらく続けたら、こう言つてゐると。上というのはもちろん池田名誉会長ですね。竹入氏は、実は本気で池田をよめたい、家内の病気がかなり重いと。それに対して矢野氏は、気の毒だが学会にそういう事情があるのなら率直

にやるべきだ、学会が必要としているならやるし
かないよ、こういうことを言っているわけでは
ね。

実際に、こういった人事権を行使して、そして
具体的に政権に介入していくということになりま
すと、政教分離原則はどうなっていくんですか。

具体的問題として、実際にこれまで議論され
た問題でもありませんけれども、判決で明白にな
った創価学会幹部の我が党の宮本議長宅盗聴事件
で、当時の現職検事であった神崎元郵政大臣にこの盗
聴という犯行を隠蔽するアドバイスを求めて相
談をする。国会で問題になりましたね。

また、矢野氏は、回想録「二重権力 闇の流
れ」の中で、六九年の言論出版妨害事件が起こっ
たときに、私と竹入とで当時自民党幹事長田中氏
に調停を頼みに行ったら、こう書いて、政権党の
力をかりて言論抑圧をしようという、こういうこ
ともあったというんですね。

こうなりますと、総理、これはまさに創価学会
の政治権力への関与であるということは明らか
で、これはまさに憲法の重大な民主的原則である
政教分離を危うくするものである、こう言わな
きゃならぬのじゃないですか。どうお考えです
か。

○国務大臣(村山富市君) どこまでが限界なの
か、なかなか難しい判断だと思いますけれども、
憲法第二十條の政教分離というのは、たびたび申
し上げておられますように、信教の自由を実質的な
ものにするために政治権力が宗教活動に干渉して
はならぬとか、介入してはならないとかいうこと
になっているわけですね。

同時に、だからといって選挙活動をするこ
とまで禁止していいものではないと……

○橋本教君 それをわかっている
○国務大臣(村山富市君) そうでしょう。だ
から、そこでその限界というものがどこで判断す
べきかという問題については、なかなか微妙なも
のがあると思いますから、一概には言えないとい

うふうに私は考えております。

○橋本教君 一概に言えないということでは済ま
されるようなことではもう今やないです。宗教と政
治との関係、とりわけ憲法上の重大な民主的
原則である政教分離を徹底し、守るためにはどう
かが大事か、どういう考え方が大事か、はつき
り政府としても対応して見解を出さざるを得ない
状況になっているんじゃないか。

政教分離というのは、言うまでもありません
が、国家から宗教への介入、これは許さない、同
時に、宗教団体の側から不当に政治権力に介入
する、あるいは政治権力を行使する、そういうた
つくり出してはならぬ、こういうことが大事な原
則だと思っております。

池田名誉会長に人事権を握られている、支配さ
れている政教、そういうたつくりだつた場合に近
づく、単独であれ連合であれ政権をとつた場合に政治
はどうなるか、政教分離は本当に守られるか、そ
ういう危惧を国民は今持っています。民主的政
治が本当に守られるかという大事な問題にかか
わっているんです。

実際に、公明党が政権に入ったあの細川連立政
権ができたときにどうだったですか。池田名誉会
長は、有名な話ですが、関係の任命にかかわる重
大な発言をしている。細川内閣の組閣の前日、幹
部会で講演をして、出席していた婦人幹部に対し
て、「婦人部長、ご主人は、来てる。すばらしいご
主人。これは、労働大臣ね、または総務長官、ま
たは郵政大臣になつてもいいくらいのご主人で
す。」そしてさらに続けて、「すごい時代に入り
ました。ね、そのうち、デイズン(大臣)も何人
かです。もうじきです。まあ、明日あたり
から、出るから。みんな、みんながたの部下
だから、そのつもりで。」こう発言している。
我が党の正森議員もこの発言問題を指摘しまし
たけれども、新進党は宗教特別委員会での発言に
ついて何ら否定していませんよ。

一つの問題は、創価学会の皆さんの部下だと言
う、大臣が、政府の関係が、そんなことがありま

すか。そしてもう一つは、その翌日に細川内閣の
組閣が発表される。その名簿を見ると、池田名誉
会長が言ったとおり、公明党の議員からそのとお
りの関係が誕生している。まさに人事権に介入
し、あるいは行使したという、そういう疑いが濃
厚にあるんじゃないか。こういうことを避け
なきゃならぬですよ。政教分離を正しく守つてい
くならば絶対にあつちやならぬことですよ。

そういう意味で私は、この問題はそのまま看過
できない、事実を正確にしなきゃならぬ問題だ
と思っております。そういう意味からいっても私は池
田名誉会長を参考人として当委員会にぜひ招致し
ていただきたい、こう思います。

それは、宗教法人法の改正という問題について
じゃないんです。まさに宗教と政治という重大
な問題にかかわつて、私が指摘したようなもの
の事実、その他衆参の委員会で指摘されたよう
な事実について最高責任者である池田名誉会
長御本人から事実の解明と意見を聞くというの
が、これが今本当に大事な課題だと私は思っ
てます。

総理、どうお考えですか。
○国務大臣(村山富市君) 参考人を招致するかど
うかということについては、これは委員会が決
めることですから十分御相談をいただきたいと思
います。

この宗教と政治の関係というのは、ここでも議
論がございましたように、もう戦前戦中から通じ
て国際的にもそれぞれ歴史を持っているわけ
です。大変難しい問題で、これは解ける問題じゃ
ないと思えますけれども、今の日本国憲法は、そ
ういう戦前の反省から、平和憲法のもとで信教の自
由というものが保障されておることになつ
ておるわけですね。したがって、それは守らな
きゃならぬというふうに思っています。しかしこの宗教
と政治の関係は、今まで御議論もあつた点も十分
踏まえて、憲法学者の見解もあるわけですから、
私どもは勉強させていただきたいというふうに
思っています。

○橋本教君 池田氏の参考人招致については、そ
れは国会の決めることだと総理はおっしゃいま
した。そのとおりです。私もそれはよくわかって
おります。わかっていてお聞きしたんですけれど
も、この問題は非常に重要だから総理の認識も
聞きしたいんです。

最高裁判所が、池田名誉会長がどういう社会的
影響力を持っているか、どう言っているか御存
じないでしょう。ここに、昭和五十六年四月十六
日、最高裁第一小法廷の判決があるんです。そ
の判決の中で、池田名誉会長の携わる「社会的活動
の特質及びこれを通じて社会に及ぼす影響力の程
度」ということで、最高裁判決が次のように言
っているんですよ。よく聞いてください。

記録によれば、同会長は、同会において、その
教義を身をもって実践すべき信仰上のほほ絶対
的な指導者であつて、公私を問わずその言動が
信徒の精神生活等に重大な影響を与える立場に
あつたばかりでなく、右宗教上の地位を背景と
した直接・間接の政治的活動等を通じて、社会一
般に対しても少なからぬ影響を及ぼしていたこ
となどの事実があげられておる。

と。最高裁判所の判断ですから。
こういう重要な地位と力と権勢を持ち、そして
私が指摘したように、今日の宗教と政治とのか
わりについては重要な立場にある人ですから、ど
うしても当委員会において池田名誉会長を喚問す
る必要がある、このことを申し上げているん
です。

委員長、この問題については委員会において適
正な措置が行われるようにぜひ御配慮をいた
したいと思つてます。

私どもは、政治と宗教との関係が国民の大きな
関心を持っているのときにぜひこれを實現し
て、そして政教分離原則を守っていくことに全力
を挙げていきたいと思つてます。私どもは、信教の
自由をこれからも将来も守ること、同時にまた民
主政治の重大な原則であるこの政教分離の原則を
社会と生活と法の中に、日本社会全体の中に徹底

して広めていくこと、そういうことを目指して、網領にも明記しておりますが、今後ともそのために奮闘していく決意であることを申し上げて、時間が参りましたので質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○委員長(佐々木満君) 要請しましたか。

○橋本敦君 はい、要請しました。

○委員長(佐々木満君) それでは、本件については理事会で協議いたします。

○委員長(佐々木満君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、峰崎直樹君が委員を辞任され、その補欠として伊藤基隆君が選任されました。

○本岡昭次君 参議院フォーラムの本岡です。

私は、今、論議になっておりますこの宗教法人法改正法案に対して賛成するか反対するか、態度は決めておりません。この私の質問を通し、また政府の御意見、また各党の意見を十分拝聴した上で最終的に態度を決めたい、このように考えております。

しかしながら、きのう、きょうと議論を聞いておりました、感想として、もう少し冷静に審議をし議論した方がいんじゃないかと思ひますし、何か宗教法人法改正ということに名をかりて、敵は本能寺にありというふうな感じがしないでもございませぬ。

そこで、私は通告をいたしました質問に入る前に、きのう、きょうのホットな議論にも参画させていただきたい、このように思ひであります。それは、憲法二十条の信教の自由というものをどう考えるかという議論を私なりに整理して、政府の誤りのない対応を求めたいと思うからであります。

幸い速記録が配られました。非常にありがたいこととあります。これを見ながら論点を整理していきますと、いろいろ議論が出ておりますが、一つの論点は、憲法二十条というのは、ほかのいろ

んな政党だとか信条の持ち主が政権をとる、政権に近づかぬために選挙をきちんと使つてやることは構わない、しかし宗教団体だけはだめよというのを書いたのが憲法二十条の第一項後段なんですよという主張がここに一つありますね。ほかはだれがやってもいいよ。だけれども、宗教団体だけは政権をとるための政治活動をしてはいかぬのだという、こういう論点があると、こちら側に、政府に対してそういう論点がある。これに対して総理はきちんと答えておられるわけなんです。

総理のその論点というのは、一九七〇年の統一見解というものを、政府見解をきちんと踏まえられて答弁なさっております。そして、憲法の解釈というのは、これは条文の解釈がそのときそのときの事情によって変わるということとはあつてはならないと思ひますね。ですから、憲法の条文の解釈というものはやっぱりきちんとしておく必要がある。

こう明快におっしゃつておられるんです。そしてさらに、思想・信条の自由とか言論・出版・結社の自由とか、そういう基本的な権利については私は普遍的なものだというふうに考えておりますから、今の憲法で保障されておるそういう基本的な権利というものはやっぱり維持し守つていくべきものだというふうに考えております。

というふうにおっしゃつておられるわけで、この総理の明快な答弁、私は支持をいたします。そこで、私は一九七〇年三月三十一日及び四月二十四日に出された統一見解なるものを繰り返し読んでみました。これは先ほどの質問ともかかわる重大な中身を持つておると思ひます。この統一見解自身を政府は変えないと、こうおっしゃつておられるわけですが、先ほど官房長官から変えるのか変えないのかかわらないような答弁があつた。ですが、結果として総理のお考えと一緒だと、こうおっしゃつたんだから、これを守つていくということになるんだと思ひます。

そこで、今の質疑とも非常にかかわりますから

これを読んでみますと、政府としては、憲法の定める政教分離の原則は、憲法第二十条第一項前段に規定する信教の自由の保障を實質的なものにするため、国その他の公の機関が、国権行使の場面において、宗教に介入し、または関与することを排除する趣旨であつて、それをこえて、宗教団体または宗教団体が事実上支配する団体が、政治的活動をすることを排除している趣旨であるとは考えていない。

ここではっきり、何か先ほどの論議の答えもここに出てくるわけですが、さらに、具体的にここで論及がされているんです。宗教団体が政権を獲得するというのは、宗教団体が、公職の候補者を推薦し、または支持した結果、これらの者が公職に就任して国政を担当するにいたることを指すものと解されることと、仮りに、このような状態が生じたとしても、当該宗教団体と国政を担当することとなつた者とは、法律的には、別個の存在であるばかりでなく、また、前述のように、当該国政を担当することとなつた者が、国権行使の面において、当該宗教団体の教義に基づく宗教的活動を行なう等宗教に介入し、または関与することは、憲法が厳に禁止しているところであるから、前述の状態が生じたからといって、直ちに憲法が定める政教分離の原則にもとる事態が現出するものではなく、したがつて、前述の状態が生ずることそれ自身が、憲法に抵触するものとは解されない。とすれば、前述の意味における政教獲得をめざす政治的活動が憲法上許されないといふべきは、憲法第二十一条第一項が「集会、結社及び言論……その他一切の表現の自由」を保障している趣旨にかんがみ、尊重されるべきものと解する。

と明快に書いてあるわけなんです。だから、お互いのために議論じゃなくて、

この基本的な権利の一つである信教の自由というものをもう少し冷静に議論して、そしてこの問題の解決に当たらなければいけないんじゃないかと、ある意味では私は第三者的に先ほどから考えた次第でございます。

そこで、総理、この非常に重要な信教の自由、それを保障した憲法二十条、これを政府がどのように遵守していくのかという問題にかかわることでありまして、明快にこの問題に対する答弁を私にもいただきたいと思います、このように思ひ次第でございます。

○国務大臣(村山富市君) 冷静に検討して冷静にお答えしているつもりであります。今、読み上げられました政府の統一見解、それは私に今日現在変える意思はありません。これはもう明確に申し上げておきます。

ただ、これだけ御意見もありますし、憲法学者の意見もあるんですから、それらについても勉強させていただきまますと、こう申し上げておるわけなんです。

○本岡昭次君 そこで、先ほど農林水産大臣の発言の問題もここで議論になりましたが、少なくとも今私が読み上げました一九七〇年の四月二十四日の統一見解が政府のいわゆる憲法二十条、信教の自由、政教分離に対する見解であるとするならば、農林水産大臣の御発言はこの政府見解と違ふんではないか。いたずらに皆の気持ちをかき立てていくような意図的なものであつたかどうかは別にしまして、關係として冷静な議論というものを信教の自由、政教分離という問題についてはしていただきたかつたということを私はここで申し上げておきたいと思ひます。

そこで、若干の質問を申し上げます。まず、宗教団体の自主性と行政の責任について村山総理は、衆議院において次のような発言をされております。

やはり自主的に宗教団体が正すべきところは正していくというのが建前であるというふうにおつ

しゃっておる。建前という言葉がちょっと、そういうふうにおっしゃっているんですね。やはり自主的に宗教団体が正すべきところは正すべきである、これが建前だと、こうおっしゃっている。これは宗教法人法の根本理念を踏まえた私は御意見だと思ふんです。

ところがその後、「しかし、今の宗教法人法を客観的に見た場合」、「本当の意味で信教の自由を保障し、政教分離を前提として守っていくためには、最低この程度のことにはやっていただかないと行政としての責任が持てないのではないかと」と思うと、こう続けられておるんですね。後ろにはいわゆる行政の責任というものを持ってきておられて、前には自主的に解決していくのが建前だと。だから、この自主的な解決という問題と行政の責任というものが総理のお考えの中にあるというの、若干私は矛盾しているのではないかと、うと思つておるんです。

そこで、宗教法人法というのは、この法律そのものは、行政が過度の責任を持って取り仕切っていくという管理監督権限を前面に押し出した法律でなく、むしろ総理が最初におっしゃった、この問題を自主的にみずからの問題として解決していくという趣旨を踏まえて、そのあたり総理のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(村山富市君) 宗教法人法というのは、宗教団体に公益的な法人格を与えて、そしてそういう活動をやっていただくというのがねらいです。したがって、宗教法人法に基づいて、宗教団体がその法に照らして自主的にやっていたくどいのは当然の話だと私は思ふんです。しかし、全国に十八万四千からの宗教法人があつて、そうでない宗教団体もあり得るわけですから、したがって、そういうものに対しては法律的に行政が責任を持ち得るような最低限度のものはきちっとやっておく必要があるというので今回の改正案を出されておると、私はそういうふうな受けとめております。

○本岡昭次君 総理のお話もそれなりに筋は通っているんです。しかし、私はあくまで自主的に宗教団体が正すべきところは正していくというの、この法の基本にあるんじゃないか、こう思ふんです。

大出法制局長官も衆議院の議論の中で、現行法が二十五条で財産目録、書類や帳簿の備えつけを義務づけるが提出義務を定めず、また解散を裁判所に求めることができるが定めながら、そのときに質問権とか報告権とかいったものを決めなかつたのはなぜかという質問に対して、次のように答えておられるんです。

それは、信教の自由と政教分離の原則を念頭に置いてそのような法制度になつておると思ふというふうな答弁されておるんです。この法自身を持つておる性格なんです。総理は、最低この程度のことにはやってほしいということがあつて、やってくれない宗教法人がある、だから行政としてそれは責任を持てるようにしたいんだ、こうおっしゃっているんです。

そこなんです、私は行政権力によって強制するんでなくて、自由の中で、自主自助努力を続けて問題を解決し、改善していくことを宗教法人法は理念として求めておるんだから、その方向性を大切にしていくということが行政の方として、大事ではないか、こう思ふんです。そして、おっしゃる通りに国が行政の責任だとして幾ら管理監督を強めても、宗教界の理解と合意というものが得られなければ実効性というものは出てこないんじゃないかというふうな思ふんです。

やっぱり大切なのは、総理も言われた自主的ということ、もう一つは責任ですね。悪いことしたらだめよ、法に違反したら徹底的に罰せられますよという、そのもう一方のところもきちっと押さえた上での運営をどうさせるか、どうしてもらうかということじゃないかと私は思ふんです。

そこで、宗教法人法の中に提出義務のないいろいろな書類があります。私は今まで知らなかつた

んですが、いろいろ本を読んでおりますと、宗教団体の中には自発的に活動報告とか会計報告とか、また一般会計の収支報告を所轄庁に提出している法人があるんですね。提出義務がないのに自発的に提出している。そして、信者に対して公示して公開している。それができる団体とできない団体がある。できない団体に対して行政として責任を担うべきからといって法をかぶせるわけにいかないわけだ。自発的にやっていると、その網はかぶさつていくわけなんです。

その場合に、私は、自発的に自主的にやれるところがあるんだから、そういうところをどうやっていくかという、そういう努力というものをもう少しきき立てていくものがこの法改正の前にあつてもよかつたんじゃないかということをお一つ思ふんです。

それからもう一つ、これは総理も文部大臣も少しばおっしゃるんですが、法人として認証した後、認証した行政庁側は認証した法人の実態がわからぬ、何をしようのかわからぬと、こういうことをおっしゃるわけ、そんなことを聞くことが民はえつと思ひますよ。一体どうなつておるんだと思ひ、物すごく不安に駆られます。私もそう思ひました。

ところが、いろいろ調べてみますと、都道府県の中でも三人とか四人とか、大臣もおっしゃつた少ない人数の担当課の人たちが、宗教法人として認証を届け出たところに対して許可をおろすについて調べなければいかぬ、認証の許可をしたところが一体どういう活動をしているのかということ、やはりそれはそれなりに法律を読んでもかなりな仕事量が私はあると思ふんです。認証し放しということではいけない法律の中身があると僕は見たんです。

そして、いわゆる休眠状態にある、活動してない宗教法人に対しては強制力を発揮できませんから粘り強く調査をして、そしてこれを休眠法人として、法人として存在させることが不適当であるということでもって裁判所に対して解散請求を

やっていると、いろいろ府県もあるわけなんです。認証した後、何もわからぬというんじゃない、そういう努力を続けているところも現に都道府県の中にはある。私の兵庫県なんて休眠法人を裁判所に訴えるというのをかなりやっていると、かなり努力が要るらしいです。

だから、四十七都道府県の担当者を集めて、一体何もわからぬのか、わからぬとするための手だてがないのか、あるいはここまでわかっているんだけれどもその先はできないんだという、そういうこともきちっと調査をした上で所轄庁の問題についても結論を出した方が、マイクの前に出られると、いやそんなことおっしゃるけれども認証した後にはわからぬですと、こういうのは私はいかがなものかと思ふんです。そこはやっぱりいんじやないかと思ふんです。

だから、宗教団体に自主と責任というものをどう持たせてやっていくのか、また所轄と言われているところも、信教の自由というものを前提にしたところでの関係を維持していくためには国が介入してはならぬ、管理監督してはならぬという前提を踏まえた上でどうやればいいのかということ、この法律を改正する前にもう少しやるべきことがあつたんじゃないか、私は正直言つて。

私は今ほどの立場にも属しておられません。全く白紙の状態、久しぶりにそういう立場で出させていただいております。ふだんならば大体もう賛成か反対かわかつてやっておるんですが、今は自分の気持ち率直にぶつけて議論に入つて最終的に決めた、こういう気持ちなんです。だからこういうことも言えるわけなんです。どうでしょう、もうちょっと時間を置いてという、もうここまで来たら無理かもしれませぬけれども、私が持っているこの感じ、感覚というものをどう受けとめていただけますか、総理と文部大臣に。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員からもお話がございましたように、これは文部省もそうですけれども、都道府県でも担当の職員というものは本当にわづかですね。三、四人ぐらいいじやないですか

ね、平均は。そうすると、その三人ぐらゐの職員で、その界に幾つ団体があるか知りませんが、全体を掌握するということは非常に困難だと言わざるを得ないと思うんですね。これはもう能力的に困難だと思ひます。

そうした場合に、宗教団体が自主的に公益法人としての正しい運動をやっていたかどうかという事は当然ですよ、これ。しかし、そうでない団体もあるわけですから、したがってそういう団体も、それは悪徳商法を悪用して収益事業をやっているような団体もあるというふうなお話もありませんけれども、そういう団体について正確に恒常的にやっている活動がある程度理解ができるようにするために、その程度のことばやばりやっていたかかないとかなかなか役所としては把握できないんじゃないか。また、それくらいのことをしなければ、それは認証をした立場からする責任が果たせないということも私はあり得ると思うんですね。

そういう点を考えた場合に、この程度のことばは公益法人としてやっていたかどうかはむしろ宗教法人のためにもなるんじゃないか。これは社会的には信頼を増すことになるというふうに思いますから、ある意味では当然ではないかというふうに考へているわけですね。

○国務大臣(島村宜伸君) ほぼ総理のお話になったことに尽きるわけでございますが、やはり所轄庁として認証し法人格を与えますとそれなりの責任があると思ひます。私は、そういう意味で税法上を初めとしていろいろな善説を前提にした保護を受けられるわけですから、それなりの宗教法人としてのいわば責任というものが当然伴うと思ひますね。そういう意味では、先ほど先生御指摘になりましたように、国が今所轄する宗教法人三百七十三と記憶しますが、その約三分の一は自発的にも報告をなさっていらっしやる。そういう姿勢こそ我々の期待するものである、こう思ひます。

○本岡昭次君 そこで、重ねてお伺ひします。

宗教をかたった犯罪者集団と私は思つておるんですが、あのオウム真理教から、宗教というのは何か危険なことをするんじゃないかと、またお金の扱ひが怪しいんじゃないかと、かき風潮が、あれだけでも明けても暮れてもテレビの前でいろんなことをやりますと国民の気持ちの中に定着していくというふうには僕も思ひます。だから、この際宗教法人を日常的に、何をするかわからぬから政府や都道府県が監視せぬかぬのやというところ、これはすんと入るんですね、割と話として。それはそうや、やつてもらわぬかぬと。

私も家でその話をしていると、私の方が少数なんです。それはお父ちゃん、おかし、やばり監督せぬかぬ、管理せぬかぬと、こう言うが、いや、それは宗教法人とか宗教とか信教の自由ということでしたら、いかにことになってるんだと言つても、これはなかなかわからぬ。長い間かかって議論して、最近はやつと味方になってくれていますけれども、またそういうことで来ているものですか、自由な宗教活動に対してどうしても国が責任ということでもって監督し、あるいはまた干渉しということに入らざるを得ない。

私も昭和の初期に生まれた人間ですから、いろんな宗教と国の関係というものを教育の中でも体験した人間の一人ですが、こういうところからずつと入つて、何か宗教弾圧というものが起こるのかなという危機も一方感じるんです。危機ですよ、危険性ですよ。いや、これは私だけじゃないと思ひますよ。そんな感じへんという人と感じるという人はこれはあると思ひます、今の状況はね。

それでお聞きしたいんですが、一九七〇年の信教の自由に関する政府の統一見解、そして宗教法人法の持つていた基本的なスタンス、そういうものを宗教法人法によって変えようとしているのか、政府が、それとも今までと同じスタンスでこれはいくんだというところなのか。このところは、こうなつてくると、とめようとしてとめら

ぬなら、私は非常に大事なところになつてくると思ひますね。

宗教法人法の今まで持つていた基本的なスタンスは変えないんだと、いつて議論が進んでいくのか、いや国の責任、行政庁の責任ということをも具体化していくためにさらに、管理、監督、介入、干渉、言葉はいろいろありますが、そういうものを強めていかぬかぬのやという方向に行くのかという分かれ目ではないかというふうに思ひます。

今までの宗教法人法に対する基本的スタンスは変わらないとおっしゃるのか、いやこれから変えていくんですね、おっしゃるのか、このところはひとつ明快にお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(村山富市君) これはもう今までの議論の中でも明らかにしておりますけれども、基本的スタンスを変える考えはありません。

それから、十八万四千の宗教法人があるというんですが、宗教団体はまだたくさんあると思ひますけれども、宗教法人は今ほそれだけある。その大部分は、私は自主的にまじめにまともに公益法人としての活動をしていると思ひますよ。しかし、たまたま軌道を外れた者が出てきたりそういう法人が出てきたりするものだからこういふことになつていふんだというふうに思ひます。しかし、それはそれだけに網をかぶせて指定してやるわけにいきませんから、全体として公平に扱うという意味ではその程度の最低のことは行政としてやるべき責任があるのではないかと、いふふうに思ひますし、国民の大多数も世論調査を見ましてもやるべきだという声が高いわけですから、政府としての責任は果たさぬかぬという気持ちであります。

○本岡昭次君 最後の質問になるかと思ひますが、先ほど私が質問に立つたときに、非常にホットな議論になつて、もう少し冷静に議論をした方がいいんじゃないですかという生意気な失礼なことを言ひました。

具とされていくというのは余り好ましくないんじゃないかと、こう思ひますね。最近の週刊誌とかいろいろな雑誌を見ておると、政府・与党の有力者が今回の法改正については特定の宗教団体の牽制と抑制をねらつていふ。僕らの言葉で、関西の言葉で言うたらやつつけてまへといふふうな何か非常に進軍ラップが鳴つていふような状況の中で議論が進んでいくというのは極めて私は遺憾だと、こう思ひます。

結局、それは宗教と宗教法人をそれぞれの立場で有利か不利かという議論の中で党利党略、党ですら党利党略のない党なんて、これはもうナンセンスですけれども、しかしその宗教とか宗教法人を巻き込んでの党利党略で議論をして、そしてどこかの宗教団体をやつつけてしまつたかどこの宗教団体をどうするか、それに波及してほかの宗教団体もさまざまな影響を受けていくとかというふうなことは、結果として政治権力の宗教団体への介入を許すことであり、そして信教の自由を侵すということに私はなつてしまふんじゃないかというふうに思ひます。仕方がないんです。

冷静な議論をここでしている。外野のところではけんけんがくがく、やつつけてまへ、やつつけてまへといふふうな議論を慎んでいくようにしてもらいたいと思ひます。やはり政府を構成している与党の方もそうした態度ある対応というものが私は必要ではないかと思ひます。ちよつと余りにも数多くの議論を政府を構成している与党の有力者が言うておるでしょう。それが多過ぎるんじゃないかと思ひます。私には仕方がないんです。

○国務大臣(村山富市君) 政府は政争の具にする意思は毛頭ございませぬ。これはもう冷静に今の実態を考えた場合に、この程度の最小の法律の改正は、社会的にも国民の期待にこたへる意味でも政府の責任として必要なことだといふ意味でも御提案を申し上げているので、ひとつ慎重な御

審議をいただいて成立を御期待申し上げたいと思
います。

○本岡昭次君 どうもありがとうございます。
(拍手)

○国井正幸君 新緑風会の国井正幸でございます。
私はこの七月の選挙で当選をさせていただきました
して、まだびかびかの一年生でございます。した
が、まして、新鮮な気持ちで素朴な質問をさせて
いただきましたというふうに思いますので、ぜひ率
直にお答えをいただきたいというふうに思ってお
ります。

私は、ほぼ毎日、選挙区の栃木から電車でご
ちへ通って参っているわけでございます。そのとき
に、駅あるいは電車の中でたくさんの方とお会い
をし、道すがらいろいろな話をしてくるわけござ
います。専ら話題というのは景気の話なんです
ね。景気が一向によくならなくて困った、このま
まで本年が越せるんだらうか、こういうふう
な御心配をしている方もたくさんいらっしゃいま
す。

あるいは、来春卒業する子供の就職がなくて大
変困っているというふうな話なんかも聞いており
ます。この私なんかでもまだに二十通を超える
くらいの履歴書を預かって、どこかないか、こん
なことを言われているわけでございますから、も
う大臣の皆さんの事務所なんかには相当多くの
方々からどこか見つけてほしい、こういうこと
で要請なんかもあるんじゃないかというふうに思
うんです。大変深刻な状況だというふうに思っ
ております。

そういう意味では、国民は一刻も早い景気の回
復というのを望んでいられるでしょうし、あるい
はまた安全、安心な社会、これをつくってほしい、こ
ういうことを強く望んでいられるというふうに思
うんです。

そういう意味で、総理に率直にお尋ねをしたい
というふうに思いますが、今、政治あるいは政府
が最も求められておる緊急な課題はどんなこと

だというふうにお考えでしょうか、お聞かせをい
たいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員から御指摘が
ございましたように、景気が弱含みで足踏み状態
にある、何とか景気を回復せよいかぬと、これ
はもう当面の大きな課題として内閣を挙げて取り
組んでおります。それからオウム事件等につい
ても、できるだけ国民に安心をさせていただくとい
うことから、警察を挙げて今捜査に全力を挙げて取
り組んで全容の解明に当たっているわけなんです。
これは、政府というのは、景気だけやればあと
はもう何もやらぬでいいというものじゃないの
で、それぞれ担当の大臣が責任を持って所管をし
て、内閣は重点を置いてやっているわけなんです。
したがって、何もそれがあるからこれは必要ない
じゃないかというふうなことにはならないので、
全般的に見渡して行政全体をやっていく必要があ
るといふ建前から、今回のこの宗教法人法の改正
も現時点において国民がこれだけ期待をしている
わけですから、その国民の期待にこたえる政府の
責任はあると思えますし、現状を考えた場合にこ
の程度の、最小限度の改正は必要ではないかとい
う判断から政府が責任を持って提案をしているの
で、十分ひとつ御審議をいただきたいと思いま
す。

○国井正幸君 今の総理の御答弁にもありました
ように、やはり私は景気の問題は最も優先される
べき課題の一つだろうというふうに思っておりま
す。

それと同時に、昨日以来、本院においても討議
をされているわけでございますけれども、オウム
教団によります大変凶悪な事件が起きたわけでござ
いますから、それで先ほど来のお話にもありま
したように、いまだ七名の逃亡している者もい
る、こういうふうな状況でございますので、オウ
ム教の信者による再犯の防止、あるいはこうした
類似凶悪事件の再発防止、さらには銃器犯罪等の
一掃など、こうしたことをクリアして安全、安心
な社会というのがどうしても国民生活の上では求

められていることだろうというふうに私は思いま
す。

そういう意味で見ると、この宗教法人
法の改正がそんなに緊急な課題なんだろうかと
いうふうに私は率直に思います。
と申しますのは、総理は衆議院の宗教特におき
まして、これは鳩山委員の質問に答えて、オウム
が引き起こした一連の凶悪な犯罪事件と今度の宗
教法人法の改正とは直接的には結びつかない、た
だこの宗教法人法の改正がこれだけ政治の俎上
上ってきたわけだから、そのきっかけになったこ
とは間違いないけれども、直接的には結びつか
ない、こういうふうなお答えをされているわけござ
います。

それから、島村文部大臣におかれましても同じ
く衆議院の宗教特で、これは愛知議員の質問に答
えているわけでございますが、「オウム真理教事
件の再発を、今回の仮に宗教法人法の改正で完全
に防ぐ」ということは、これはもとより不可能では
ございませんが、従前の現行法と異なり、今回は宗
教法人の管理運営の民主性や透明性が高まり、所
轄庁も宗教法人の実態をある程度把握できるわけ
でありますから、もしこの改正案が成立すれば、
宗教法人の不適切な運営の防止に資することには
なるわけでありまして、「云々」というふうに答えて
いるわけでございます。

国民は今、宗教団体に関して言うならば、あの
麻原によってマインドコントロールをされた信者
や、先ほど申し上げましたように、逃亡中の被疑
者などによって再びこうした凶悪事件が引き起
されるのではないかと、こういうふうなことで心配を
されているとおぼえています。オ
ウム真理教という凶悪犯罪組織の一日も早い壊滅
を願っているというのが私は率直な気持ちだろ
うというふうに思っています。

そして、先ほどもお話がありましたように、被
害者に戻すべき財産というんでしようか、これも
あるわけでございますが、これは保全しておく
ということが必要なだろうというふうに思いま

す。

そういう意味からしますと、いわゆる再犯防止
に直接的には効果がない、あるいは財産保全にも
有効たり得ないこの法改正をなぜこんなにも拙速
に急ぐんだらうかというふうには私は率直に感じ
るんです。そういう意味では、先ほど来もこの宗
教法人法の改正というのは政争の具にしない、こ
ういうふうなお話がありましたけれども、もっと
冷静に議論というのができないんだらうか。

そういう意味から見て、総理、どうも何かため
にするような議論のように私も聞こえる部分があ
るんですが、どうなんでしょう、ほかに目的とい
うのはおありなんですか。いわゆる法改正の目的
ですね、これが本当にそれだけなんだろうかと
いうふうに私は率直に感じますが、その辺は
いかがでしょうか。

○国務大臣(村山富市君) たびたび御答弁申し上
げておりますように、今回の宗教法人法の改正
は、政争の具に供するなという意思は全然ござ
いません。当面の社会情勢あるいは宗教法人、宗
教団体の活動等々に照らしてみても、行政が責任を
持って運営できる、しかも宗教団体が公益法人と
しての宗教活動がある程度透明度も高めて社会的
にも信頼されてやれるようなものにしていき
たいというところから、最低限のこの程度の法律の改正
は必要ではないかというので御提案を申し上げ
ておるので、拙速拙速という言葉がありますけれど
も、私どもは拙速にやろうなという意思はあり
ませんよ。ですから、十分御審議をいただき
たい、こういうふうに申し上げておるのであって、
誤解のないようにひとつ御理解をいただきたい
と思えます。

○国井正幸君 なぜ私がそういうふうな率直に感
じるかというのは、実は、宗教法人審議会の運営
とこの報告のあり方というのは大変問題であつた
んではないかというふうに私は率直に感じて
いるわけでございます。
十月二十五日ですか、このときに委員十五人中
七人の方が署名入りで、報告書の取りまとめを不

服だ、こういうふうなことで審議の再開、これを文部大臣に求めてきている、こういうふうなことが報じられているわけでございます。衆議院の議事録等を見ると、大変持ち時間がある方ですとそれらを読み上げるとも可能なんです、時間が少ないですからこれは一部省略したいというふうに思いますが、十月二十五日の朝日新聞の夕刊にはかいつまんでこんなことが出ています。

力久さんから宗教界出身の七委員が二十五日、報告の取りまとめを不服として審議の再開を求める申し入れ書を文化庁に再度提出した。そして、力久委員らがまとめた議事録というんでしょうか、その要旨に、これは記憶をもとにまとめたということであり、メモや録音というのとは違っていなかったということであり、

それによると、取りまとめを求める三角会長らに対し杉谷委員が、事務方は今急いで報告書を出さなければならぬ理由があるのかというふうにたまたしたところ、小野文化庁次長は、とにかく伏してお願いをしたい、お願ひ申し上げますと頭を下げた。力久委員は、納得できないものに同意はできないということで反論をした。

これに対して、報告取りまとめに賛成の委員が、この段階で継続審議を言うのは政治的背景があるだろうと言われても仕方がないというふうな発言をして、三角会長も、きょう報告書を文部大臣に出せなかつたら私は成仏し切れないというふうに言っているというんですね。最後に上村委員が、何とか継続審議をしてくれ、民主主義の根幹、基本的人権の問題だ、軽々に扱ってはいけない、こう述べたが、その後各委員からの発言が錯綜して混乱のまま三角会長が閉会を宣言した。こういうふうなことが出ています。

私も長年農業団体に実は勤務してきたわけでございます、審議会が幾つあるのかどうなのかというのにはわかりませんが、例えば米価審議会なんというの私も承知をしているわけでございます、随分米価審議会等についても委員の意見が、

生産者団体、消費者側委員あるいは公益委員というふうなんでしょうか、意見が違ふ場合があるわけなんです、少なくとも、審議会が終わった後、ほかから、自分たちの意見が入っていないか、そういうことで言われるというのは私には聞いたことがないんですが、審議会というのはこういうものが普通なんですか。これはどうなんですか、総務庁ですか。私はこれは本当に異常じゃないかというふうに思っています。その辺いかがでしょうか。

○国務大臣(島村宣伸君) 国井委員もいろいろな会議を御経験なさったと思いますが、会議中にいろんな議論を聞かせます。時には大激論にもなります。しかし、最終的に議論が民主的におさまったものについては、いろんな御意見を御持ちの方でもそれに従うというのが民主主義だと思えます。

今回の宗教法人審議会は、四月二十五日に総会を開きまして、二度の総会を持った後、六回特別委員会を開きました。特別委員会は宗教関係五つの団体の代表の方からそれぞれ選ばれたわけなんです。

初めから申し上げますと、委員の構成は十五名でございますが、うち十一名が宗教法人の方であります。そして、その方たちが今度は互選して決めた会長が今御指摘の三角会長です。その会長は会務を総理するということが法律で決まっております。そして、その審議会の皆さんのいろいろな審議の過程で、これを集中的に審議すべきということから特別委員会が設けられました。これは八名で構成されておりますが、うち五名が宗教法人関係者です。

したがって、恣意的に文部省なりなんなりがこの会の運営をするということとは現実には不可能であります。しかも、都合八回開かれた特別委員会はまさに整々粛々として議論が暗黙に乗り上げるようなことは一切なかった、極めて整々粛々と行われて結論が出ているわけなんです。そして、議事録が

出ないから云々という言われましましたけれども、これは委員と初めから公開しないという信義がありました。

もう一つは、要するにプライバシーにかかわる問題があるというので公開いたしておられません、一つだけわかりやすく申し上げますと、特別委員会が開かれた後、その議事をまとめた上で、国民の意識も高いですから、単に記者の方々にブリーフを行っただけじゃなくて、審議会の皆さんにその記録をお預けして、もし御異議等があれば、そこまで実はしているわけですから、議事録は公開はいたしていませんが、委員の方々はその内容を御存じであります。最終のものは、今度開かれる宗教法人審議会がいつになるかわかりませんが、そのときに出ることになると思えますけれども、それまでの間の議事録等を委員の方々に皆さんお持ちのほうなんです。内容を知らないわけじゃない。

したがって、そこまできちんといわば行政のルールに従って決まったことであるから、その間紛糾したまま何かを結論づけたことでも何でもないわけでございますので、この点だけはひとつ誤解を解いていただきたい、こんなふうに思うわけでありませぬ。

○国井正幸君 私も今、米価審議会の話をちょっと申し上げましたけれども、いろいろ意見があった場合は例えば両論併記とかそういう形であるというのが審議会等の通常のあり方ではないかと。こういう反対意見もありました、あるいはこういう意見もありましたと、そういうことを大体両論併記するとか、そして公益委員がまとめたとか、いろいろあると思うんですね。

それがいわゆる報告によると、「本審議会は、以上のような審議検討の結果、大方の意見は別紙のようであったので、本日ここに報告する。」と、こういうふうなことになるわけですね。そういうことになる、これは今、大臣がおっしゃいましたように、議事録はプライバシーの問題が出て出せない、こういうふうなことでございませぬ。

ございますから、あるいは当初からの約束によって見ることができないわけでありませぬ。

それでは、大臣の話、整々粛々とやっただと、こういうふうなことで、その前提に立ちますと、じゃ、この委員の方々は、一回終わった後、全くそのことを言っているのかというふうな私どもは理解しなくちゃならないし、あるいはこの委員の方々がこれだけ社会的な地位もあり、それぞれの宗教を代表する方々であって、しかも実名入りでもって抗議を出しているというふうなことになる、どっちがどうなんだという話には私にはなるといふふうに思っています。そういう意味で、私は何も全部の委員が全部意見がまとまるということはないと思っています。ある場合もあるかもしれないけれども、あり得ないこともあるだろう。しかし、その場合は両論併記をするとか、そういうことが私は一般的な扱いはないかというふうなふうに思っています。

一方で、まだもっと時間をかけて議論しようじゃないかというのに議論を打ち切った、ここでやらなかつたら成仏し切れないなんという話というのは、私はちょっと理解できないですね。

そういう意味では、小野文化庁次長、何で伏してお願ひしますかということをおっしゃって、その前に上げなくちゃならなかつたのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(小野元之君) 九月二十九日の最終の審議会でございますけれども、先ほど委員から御指摘ございました、会長一任を取りつけないで混乱のまま閉会ということをおっしゃいましたけれども、私どもの方はそうではなくて、会長が論点は既に出尽くしているというふうな判断をされて、一任いただけないかという御提案をされたわけでございます。一部にはなお慎重に審議すべきだという御意見はございましたけれども、大方の委員は一任について異論はなく、会長に一任されたものでございます。

教法人法の改正を望んでいる、非常に高い率で改正すべきだということもあるわけでございます。それから、審議会で特別委員会を開きまして、大臣からも御答弁申し上げましたように、八回も特別委員会では本当中身の濃い議論を進められてこられたわけでございます。私も事務局として、この時点で審議会として御報告をせよとお出しいただきたいという気持ちを持っておりまして、その旨をお願い申し上げたところでございます。

○国井正幸君 今の中で、国民が宗教法人法の改正を強く望んでいると、確かに世論調査の結果ではそういう形が出ています。ところが、これは先ほど前段で私が申し上げたように、これを改正すればオウム教の再犯が防げるのではないかと、あるいは財産の保全ができるのではないかと、ああいう事件が二度と起きないのではないか、こういうことを期待しているわけですよ。

しかし、総理初め大臣の御答弁等を聞くと、これからの予防にはある意味ではなり得るかもしれないけれども、今、国民が求めている部分に即効性があるということではないと、こういうふうなことがあるんですよ。そこがやはり、国民が正確に理解をされていない部分もあるのではないかと、ああいうことを私は言っているわけですよ。

○国務大臣(島村宜伸君) 法律をつくったならば犯罪がなくなるというものではないです。そして、法律には不遡及の原則がございますから、オウム真理教を今度法律をつくって裁くわけにはいきません。

しかし、今までのように一たん認証したら宗教法人の動きが全くわからないと、こういう状況とは変わるわけですから、これからはそういうことに対して一応所轄庁として対応している、以前よりははるかに前進できると、こういうふうなことを考えているところでございます。

○国井正幸君 そういう意味では、これからの問題としては、それは確かにそういう部分もあるかもしれませんが、今一番求められている

とというのは、オウム教の根絶あるいは再犯の防止、こういうことだということに思っています。このこととはストレートには連動しないのではないかというふうに私は思っています。そういう意味ではもっと時間をかける余裕というのはあるのではないかと、これを私は申し上げたいわけでございます。

こればかりやっていますと時間がなくなるので、一つだけ内容の問題でお聞かせをいただきたいというふうに思っています。

その一つは、今度の提案されている法案の二十五条のいわゆる財産目録等の作成、備えつけ、閲覧及び提出の関係でございます。この中の第三項には「宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについては正当な利益があり、云々」という部分があるわけですよ。私は、これは信者及び利害関係人であればだれでも見られる、こういうふうなことになるだろうというふうに思っています。正当な理由があれば。

そこで、ちょっとお聞かせをいただきたいんですが、商法の二百九十三条ノ六にいわゆる株式会社の株主の帳簿閲覧権の問題が出てくるわけでございます。これでは「百分ノ三以上ノ当ル株式ヲ有スル株主ハ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得」というふうなことになるわけですよ。わけでございますが、なぜこれは一株の株主にはない権限を百分の三以上の者に与えたのか。そのことについて、これは法務大臣ですか、お聞かせをいただきたいというふうに思っています。

○政府委員(濱崎泰生君) 御指摘のとおり、商法の規定におきましては、株式会社につきまして株主の会計の帳簿及び書類の閲覧請求については発行済み株式総数の百分の三以上の持ち株要件を要求しております。

その趣旨についてのお尋ねでございますが、この対象となります会計の帳簿及び書類というのは、元帳、仕訳帳等の書類のほか、場合によって

は伝票とか受取証とか契約書とかそういうものも含まれる大変幅広い範囲に及ぶものでございませう。そういうことでございませうので、この閲覧というものがみだりに行われる、乱用されるということになりますと会社の利益を害するおそれが多い、こういう株式会社の制度上の理由に基づいて、一株の株主ということではなくて一定の持ち株要件を定めているところでございませう。

○国井正幸君 文部大臣にお尋ねをしたいと思います。今、株式会社の場合は、いわゆる一株の株主にもそういう帳簿を閲覧させた場合もろもろの不利益をこうむるおそれがある、こういうふうなことで発行済み株式の百分の三以上、こういうふうなことにしたということでございますけれども、この宗教法人に当たっては一人の者であってもみんな見せるといふふうなことになる、いわゆる商法の二百九十三条ノ六の趣旨、そういうふうな百分の三以上に上ったわけですね、商法の上では、この宗教法人の場合はこれを閲覧させてそういうおそれはないわけですか、いかがでしょうか。

○政府委員(小野元之君) 商法と宗教法人法の違いの点でございますけれども、先ほど法務省から御答弁ございましたけれども、百分の三以上の持ち株株主が見られるというのは株式会社の会計の帳簿、書類の閲覧、謄写でございます。一方で、商法におきましては、本店等に貸借対照表や損益計算書などの書類を備え置くことが義務づけられておるわけでございますけれども、この本店等に備えつけが義務づけられている書類につきましては株主、債権者であればだれでも閲覧することが認められるというふうに商法二百六十三条あるいは二百八十二条で定められているというふうに私は理解しているわけでございます。

今回の私どもの宗教法人法の閲覧請求の問題でございますけれども、こちらの方は、本来、各宗教法人において書類等を作成して事務所に備えておるもの、その備えておるものについて閲覧請求権の問題なのでございます。したがって

まして、商法の場合とは若干規定ぶりが違うことも事実だと思っております。

私どもの方の宗教法人法におきましては、そういった備えつけの書類については、正当な利益があり、かつその閲覧請求が不当な目的でない、そういう条件をつけまして、そういういたる用を引きますが、総会屋的な方が書類を見せて混乱を引き起こすというのを防ぐための措置を置いているところでございます。

○国井正幸君 時間もなくなりましたので、私は情報を開示するということを決して否定するものではないわけですが、しかし総会屋等もありまして、これは犯罪を構成していることもあるわけですね。そういう意味では、極めてこの宗教法人といたるは心の問題でありますから、土足で人の心に踏み込んでくることがないように、十分な配慮というのが私は必要なんだろうというふうに思っています。

この問題について以後の委員会で別途時間をいただいで私も質問させていただきたいと思っております、これで終わります。ありがとうございます。(拍手)

○委員(佐々木満君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

午後五時十七分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

平成七年十二月四日印刷

平成七年十二月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局